

平成 22 年 度

市川市じゅんかん白書

—資源循環型都市づくり—
ま ち



市民まつりへの参加
(じゅんかんパートナー)



街かど清掃 (じゅんかんパートナー)

市 川 市

目 次

第Ⅰ部 資源循環型の都市^{まち}いちかわに向けた施策とその検証・進行管理

第1章 資源循環型の都市^{まち}いちかわを目指して

第1節	資源循環型社会の形成	3
1.	資源循環型社会の基本原則	3
2.	市川市の課題	3
第2節	“いちかわじゅんかんプラン21”の策定と取り組み	4
1.	市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定	4
2.	目指すべき将来像と基本方針	5
3.	数値目標と具体的施策	6
第3節	数値目標の達成状況と今後の課題	9
1.	1人1日当たりの排出量の削減	9
2.	資源化率の向上	11
3.	焼却処理量の削減	13
4.	最終処分量の削減	14
5.	市民一人の家庭ごみ削減の努力目標	15
6.	生活排水処理率の向上	16

第Ⅱ部 平成21年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節	普及啓発事業の推移	19
第2節	市民・事業者・行政による取り組み	20
1.	集団資源回収	20
2.	レジ袋削減に向けた取り組み	23
3.	廃棄物減量等推進審議会	25
4.	循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）	26
5.	廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	27
6.	清掃行政協力者表彰	28
7.	コンポスト容器・電動式生ごみ処理機購入費補助制度	29
8.	生ごみ・剪定枝葉の資源化	30
9.	市川市リサイクルプラザの設置	32
10.	在宅医療廃棄物の適正処理	32
第3節	行政からの情報発信	33
1.	「ごみ分別ガイドブック」の配布	33
2.	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	33
3.	ホームページ・広報誌等による情報発信	33
第4節	環境学習	34
1.	環境学習用副読本の配布	34
2.	出前説明会	34
3.	施設見学者の受入れ	34
4.	リサイクル施設見学ツアー	35

第2章 ごみ処理事業

第1節	ごみ処理事業の推移	39
第2節	ごみの排出量・処理量	40
1.	ごみの排出量	41
2.	クリーンセンターにおけるごみの中間処理量	43
3.	ごみの最終処分量	43
4.	資源化量と資源化率	44
第3節	ごみ収集・運搬	45
1.	収集運搬体制	45
2.	家庭ごみの12分別収集	45
3.	ごみ集積所・収集車両等	47
4.	家庭系ごみの指定袋制	48
5.	大型ごみの有料収集	49
6.	有害ごみの収集	49
第4節	ごみ処理・処分・資源化	50
1.	クリーンセンターにおけるごみの中間処理	50
2.	資源物の資源化	57
3.	ごみの組成	59
4.	ごみの最終処分	61
第5節	事業系一般廃棄物対策	62
1.	事業系一般廃棄物の適正処理	62
2.	事業用建築物に関する適正処理への取り組み	66
第6節	不法投棄の防止	67
第7節	動物（犬・猫等）の死体処理	68

第3章 生活排水処理事業

第1節	生活排水処理事業の推移	71
第2節	生活排水処理事業の概要	72
第3節	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	74
1.	し尿収集運搬	74
2.	浄化槽汚泥収集運搬	74
第4節	し尿・浄化槽汚泥の処理・処分	75
1.	市川市衛生処理場の施設概要	75
2.	処理方法	75
第5節	浄化槽の設置・管理	77
1.	浄化槽の清掃	77
2.	合併処理浄化槽への転換促進	78

第4章 環境美化事業

第1節	環境美化事業の概要	81
第2節	駅前清掃	81
第3節	雑草除去	81
第4節	害虫駆除等	82
第5節	土砂等の埋立て等に関する規制	82
第6節	江戸川クリーン作戦	83

第5章 予算・決算・原価

第1節	予算及び決算	87
1.	歳入	87
2.	歳出	87
第2節	ごみ処理原価	89
1.	ごみ処理総費用・市民1人当たり経費	89
2.	品目別原価	91
3.	部門別原価	92
第3節	し尿処理原価等	96
1.	し尿処理原価	96
2.	環境衛生部門原価	96
3.	その他の原価	96

<参考資料>

◆平成22年度一般廃棄物処理実施計画	101
◆市勢と廃棄物事業のあゆみ	121
◆環境清掃部組織	129

第Ⅰ部 資源循環型の都市^{まち}いちかわに向けた施策とその検証・進行管理

第1章 資源循環型の都市^{まち}いちかわを 目指して

第1節	資源循環型社会の形成	3
1.	資源循環型社会の基本原則	3
2.	市川市の課題	3
第2節	“いちかわじゅんかんプラン21”の策定と取り組み	4
1.	市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定	4
2.	目指すべき将来像と基本方針	5
3.	数値目標と具体的施策	6
第3節	数値目標の達成状況と今後の課題	9
1.	1人1日当たりの排出量の削減	9
2.	資源化率の向上	11
3.	焼却処理量の削減	13
4.	最終処分量の削減	14
5.	市民一人の家庭ごみ削減の努力目標	15
6.	生活排水処理率の向上	16

第1章 資源循環型の都市^{まち}いichかわを目指して

第1節 資源循環型社会の形成

1. 資源循環型社会の基本原則

廃棄物行政には、生活環境の保全や公衆衛生の向上といったこれまでの大きな目的に加えて、循環型社会の形成という役割が求められています。平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理の優先順位が明確化されました。第一に廃棄物の発生を抑制し、第二に再使用、再生利用を進め、第三に適正処分を行うという施策を充実・展開していくことが必要となっています。

資源循環型社会：天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会で、廃棄物処理の基本原則があります。

<三つの基本原則>

- ①「廃棄物の発生抑制」＝ 何よりもまず「ごみを出さない」
- ②「循環的な利用」＝ 出たごみは「できるだけ資源として使う」
- ③「適正な処分」＝ どうしても循環利用できないごみは「適正に処分する」

2. 市川市の課題

これまでの本市の廃棄物行政は、人口の増加に伴って増大するごみの迅速かつ適正な処理への対応、処理施設の建設や収集体制の整備など、出された後の処理が中心であり、現在の一般廃棄物処理基本計画を策定した平成13年度当時には次に掲げる深刻な課題がありました。

本市の課題（平成13年当時）：

- ① 市内にごみの最終処分場がなく、他市の民間最終処分場にごみの最終処分を依存している。
- ② 生活スタイルの変化や人口の増加等により、市民一人当たりのごみの排出量が年々増加している
- ③ 資源化率が全国平均より低い

それらを解決するため、市民と行政が一体となった**資源循環型の都市いichかわの実現に向けた取り組みが始まりました。**

第2節 “いちかわじゅんかんプラン21”の策定と取り組み

1. 市民による資源循環型のまちを目指した廃棄物処理計画の策定

本市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に規定された長期計画として、また、市の総合計画を推進するための個別計画として、平成14年3月に平成14年度から平成23年度までの10年間を計画期間とする「**市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）**」（以下「**じゅんかんプラン21**」）を策定しました。

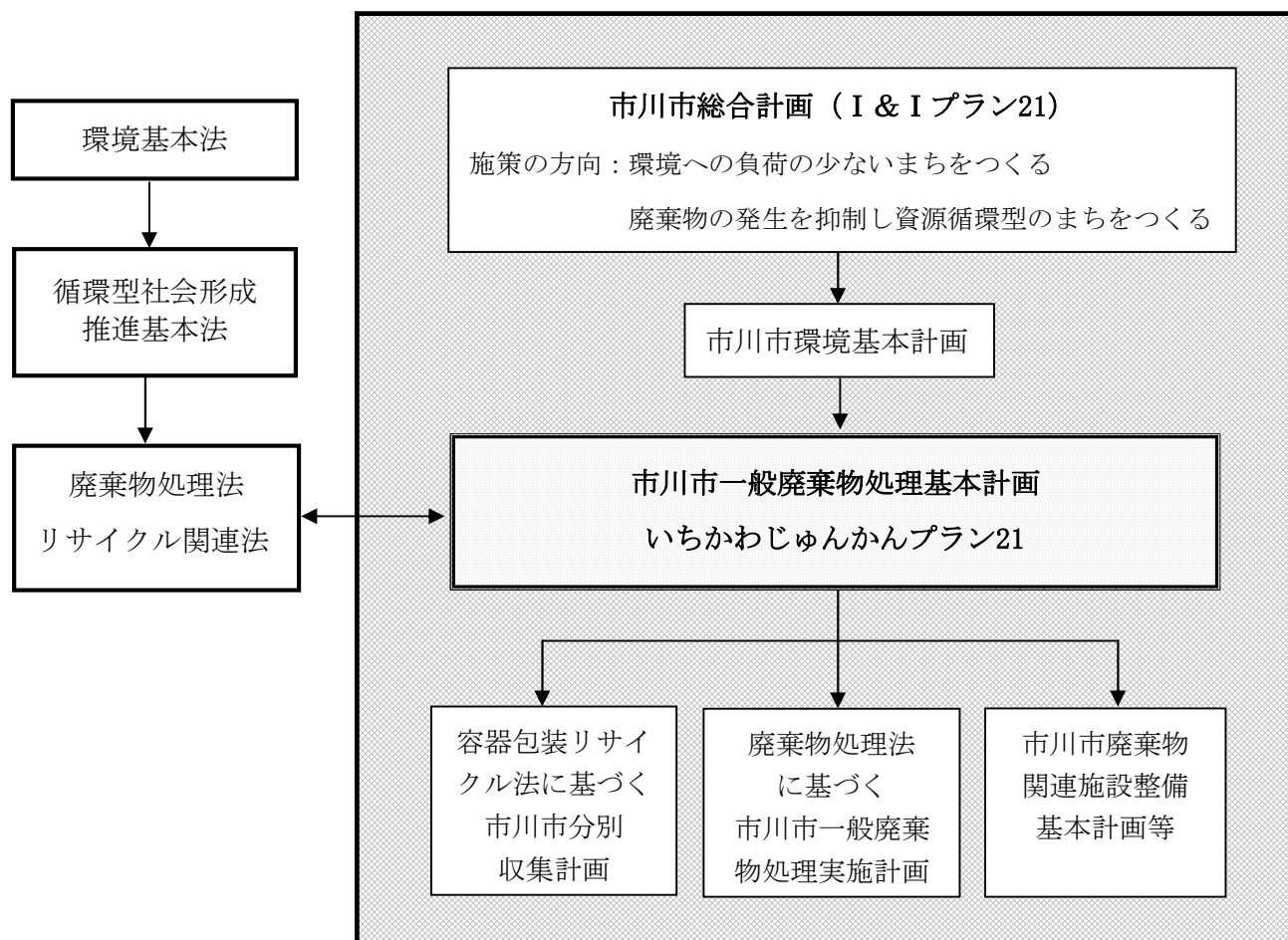
「じゅんかんプラン21」は、資源循環型都市いちかわ”を目指すべき将来像として掲げ、その実現に向けて、家庭ごみの12分別収集の導入、マイバッグ運動の展開、余熱利用施設の整備など様々な取り組みが進められ、ごみの減量と資源化の推進に一定の成果を挙げました。

一方で、近年廃棄物処理を取り巻く状況は、地球環境問題の深刻化や少子高齢化の進展など、社会経済情勢の大きな変化が生じており、このような状況の変化に適切に対応した廃棄物行政を進めることが重要となります。

また、国においても平成20年3月に第2次循環型社会形成推進基本計画を策定し、低炭素社会や自然共生社会に向けた取り組みと統合した取り組みを進めています。

こうしたことから、策定後7年が経過した「じゅんかんプラン21」について、これまでの取り組みの成果や数値目標の達成状況を踏まえ、平成21年度に見直しを行いました。

じゅんかんプラン21の位置付け



2. 目指すべき将来像と基本方針

(1) 目指すべき将来像

本市の目指す資源循環型都市とは、まず第1に廃棄物の発生抑制(Reduce)が十分に行われ、第2に廃棄物のうち再使用(Reuse)できるものや再資源化(Recycle)できるものは資源またはエネルギーとして回収し、第3にどうしても不用なものとして排出されてしまう廃棄物については適正処分するという取り組みの優先順位によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会をいいます。

■ 目指すべき将来像

資源循環型都市いちかわ

本市では、市の基本構想の理念に基づき、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、持続可能な循環型社会づくりに貢献する環境への負荷の少ない廃棄物処理を市民や事業者との協働により推進していきます。

(2) 基本方針（※ごみ処理に関するもの）

基本方針1 ライフスタイルの変革を促進しごみの発生を抑制する

可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、市民、事業者及び行政はそれぞれの役割と責任を自覚し、市民一人ひとりの生活や各事業者の活動について、ごみの発生の少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生を可能な限り抑制していきます。

基本方針2 高品質な循環資源を確保しリサイクルを推進する

資源化率の向上を目指すと同時に、精度の高い徹底した分別により高品質な循環資源を確保することで、リサイクルを推進していきます。

基本方針3 適正なごみ処理を効率的かつ安定的に進める

適正なごみ処理を効率的・経済的に進めるとともに、ごみ処理体制の安定性の確保を図っていきます。

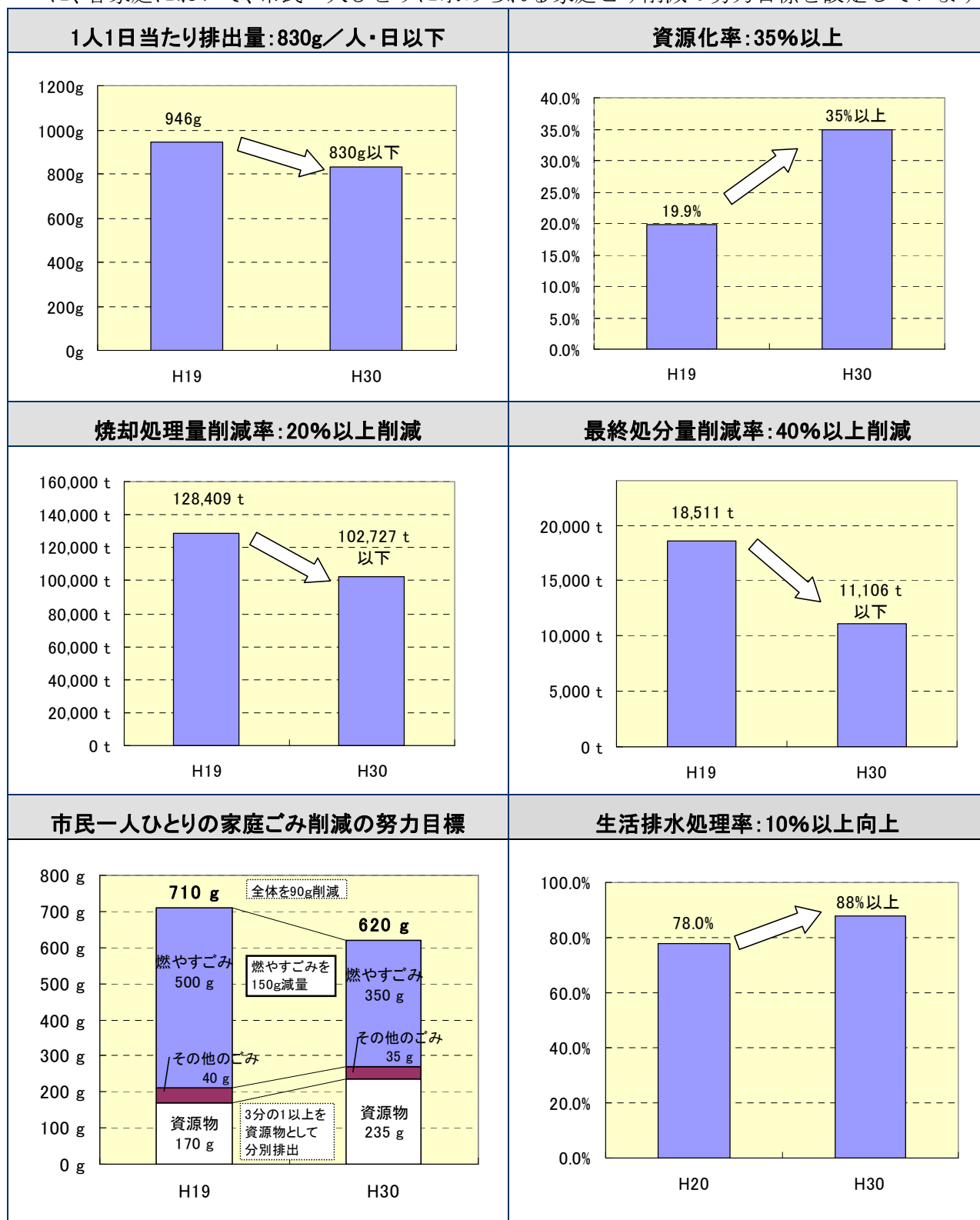
基本方針4 市民・事業者・行政が役割を分担し協働して取り組む

行政がその責務を果たすことはもちろんのこと、市民一人ひとりや各事業者が、それぞれの役割と責任を果たすために行動するとともに、それぞれの能力や特性を活かして、ともに「資源循環型都市いちかわ」をつくり上げていきます。

3. 数値目標と具体的施策

(1) 数値目標と努力目標

じゅんかんプラン21では、取り組みの優先順位に基づいたごみの減量とリサイクルを計画的に進めていくために、平成30年度を目標年次とした具体的な数値目標と、数値目標達成のために、各家庭において、市民一人ひとりに求められる家庭ごみ削減の努力目標を設定しています。



(2) 具体的施策

じゅんかんプラン21では、ごみ処理に関する施策を5つのプランで構成し、具体的な施策を進めています。

また、生活排水処理に関しても、生活排水の適正処理の拡大に向けた施策を進めています。

<ごみ処理に関する5つのプラン>

■発生抑制・排出抑制プラン
(1) ライフスタイルの変革によるごみ減量 (2) リユース（再使用）の促進 (3) 事業者の自己管理によるごみ減量 (4) 経済的手法の活用
■循環的利用プラン
(1) 資源回収の拡大 (2) 製造・販売事業者による再資源化 (3) 事業系ごみの再資源化 (4) 熱回収と余熱利用の推進 (5) 循環ネットワークの形成
■収集運搬プラン
(1) 家庭ごみの収集運搬体制 (2) 家庭ごみの適正排出の確保 (3) 事業系ごみの収集運搬体制・適正排出の確保 (4) 収集運搬に伴う環境負荷の低減
■適正処分プラン
(1) 中間処理体制の整備 (2) 最終処分体制の整備 (3) 緊急時におけるごみ処理対策 (4) 処理困難物・不法投棄対策 (5) 広域連携・新技術の調査研究
■市民参加・情報共有プラン
(1) ごみ処理行政への市民参加の推進 (2) ごみ処理に関する情報共有の推進

(3) 平成21年度の主な事業内容

じゅんかんプラン21に基づき、平成21年度は主に以下の事業について実施しました。

主な事業内容			該当ページ
ごみ処理	排出抑制・発生抑制プラン	・ コンポスト容器、電動式生ごみ処理機購入費補助金制度の実施 ・ ごみ減量化、資源化協力店制度の活用、充実 ・ 市川市リサイクルプラザの設置・運営	29 23 32
	循環的利用プラン	・ 生ごみ、剪定枝葉の資源化 ・ 事業系一般廃棄物の適正処理等の推進 ・ 集団資源回収団体及び資源回収業者への支援 ・ 余熱利用施設の整備、運営	30 62 20 56
	収集運搬プラン	・ 資源物とごみの12分別収集の実施 ・ 家庭系ごみ指定袋制の実施	45 48
	適正処分プラン	・ 適正な中間処理、最終処分の実施 ・ 有害物質の発生抑制	50 52
	市民参加・情報共有プラン	・ じゅんかんプロジェクトの実施 ・ じゅんかんパートナー制度 ・ じゅんかん白書の発行 ・ 出前説明会の実施 ・ ごみ、リサイクル施設見学会の実施 ・ 小学生副読本の配布 ・ 清掃行政協力者表彰の実施 ・ 分別ガイドブック、チラシの配布 ・ ホームページ、広報による情報発信	26 27 33 34 35 34 28 33 33
	生活排水処理	・ し尿及び浄化槽汚泥の適正処分 ・ 合併浄化槽への転換促進	75 78

第3節 数値目標の達成状況と今後の課題

1. 1人1日当たりの排出量の削減

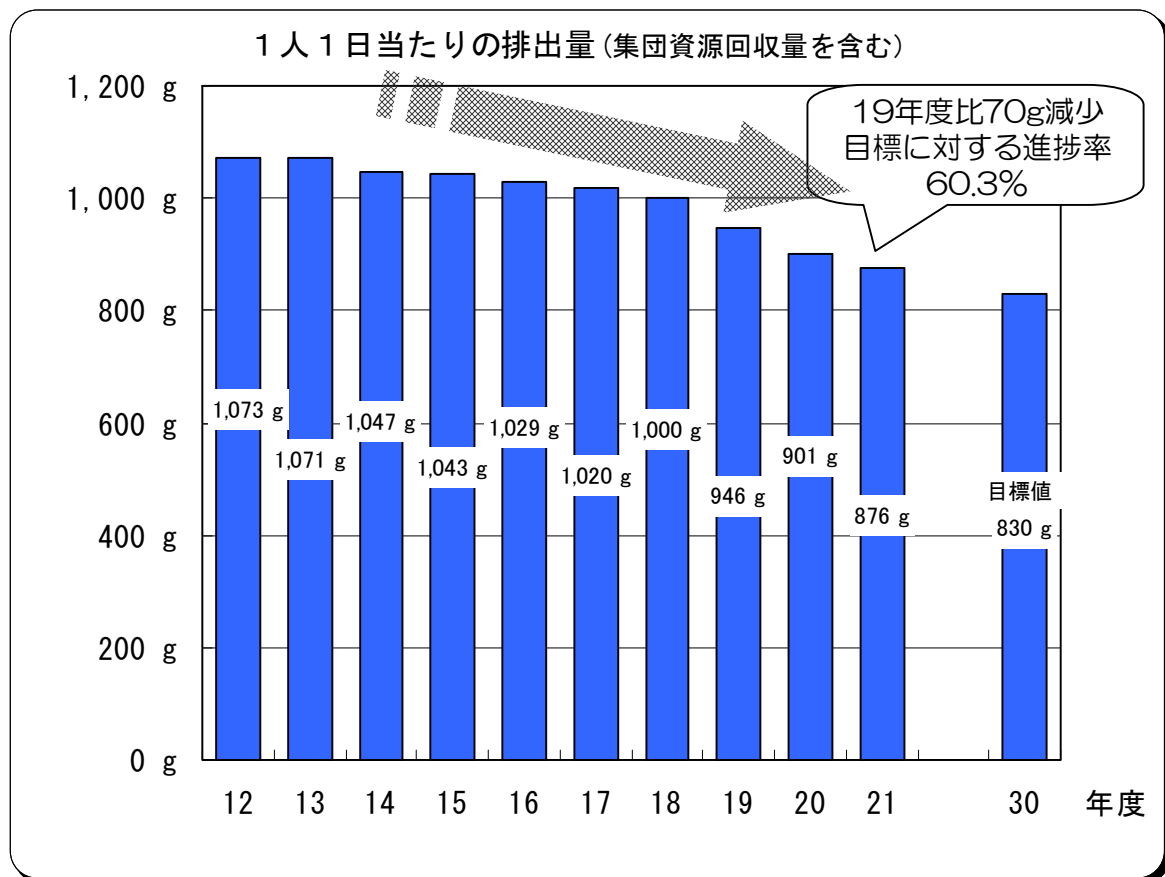
$$\text{1人1日当たりの排出量} = \frac{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{行政人口(各年10月1日現在)} \times \text{年間暦日数}}$$

(1) 達成状況

市民1人1日当たりのごみ排出量は、12年度の1,073 gをピークにして、18年度までは緩やかな減少傾向にありましたが、19年度以降は大幅に減少し、21年度は876 gとなりました。

家庭ごみの12分別収集の実施は、排出量の削減に直接つながるものではありませんが、ごみ問題に関する市民意識が向上し、排出量の削減にも好影響を与えていると考えられます。

ただし、最近の大幅な減少については、景気の低迷による影響が大きいと考えられるため、今後の推移に注意が必要です。



(2) 今後の課題

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中で最も優先されるべき取り組みは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。

特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、さらなるごみ削減に向けた施策を強力に進めていく必要があります。

① ライフスタイルの変革によるごみ減量

市民が環境にやさしい行動を実践するきっかけ作りを進めるため、「もったいない」という気持ちを日常の消費生活の変革につなげていく運動の展開が必要です。

ごみの排出が少なくて済むライフスタイルや事業活動への転換を促進するため、レジ袋の削減、簡易包装、使い捨て商品の使用の抑制を進めていく必要性があります。

ごみの発生抑制・排出抑制の取り組みを進める際には販売店の協力が必要であるため、ごみの減量化・資源化協力店制度の活用を図ります。

また、生ごみ処理機やコンポスト容器の購入に対する補助を行い、生ごみ減量・堆肥化機器の普及を促進します。

② リユース（再使用）の促進

不用品の再使用のための市場拡大を図るため、インターネットや公共施設等を活用した市民同士の情報交換スペースの拡充、フリーマーケットやリサイクルショップに関する情報提供など、リユースに関する情報のネットワークづくりを推進する必要があります。

また、3Rの拠点としてリサイクルプラザの機能及び整備・運営方法について見直しを行い、リサイクルプラザの有効活用を進めていきます。

③ 事業者の自己管理によるごみ減量

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例に基づく指導の強化や、情報提供等の支援を通じて、事業者の自己管理によるごみの減量・資源化の取り組みを促進します。

④ 経済的手法の活用

ごみ処理経費に関する情報を明確に示して、今までごみ問題に無関心な市民にも関心を持ってもらえるようにすること、また、ごみの減量に経済的なインセンティブが働く仕組みをつくることでごみ処理に係る負担の公平化と排出抑制につなげていくことが課題です。

今後は市民との意見交換を十分に行いながら、家庭ごみ有料化制度の導入についても検討していく必要があります。

また、ごみ処理手数料についても、ごみの減量や資源化を誘導する観点から、見直しを行い、負担水準の適正化を図っていきます。

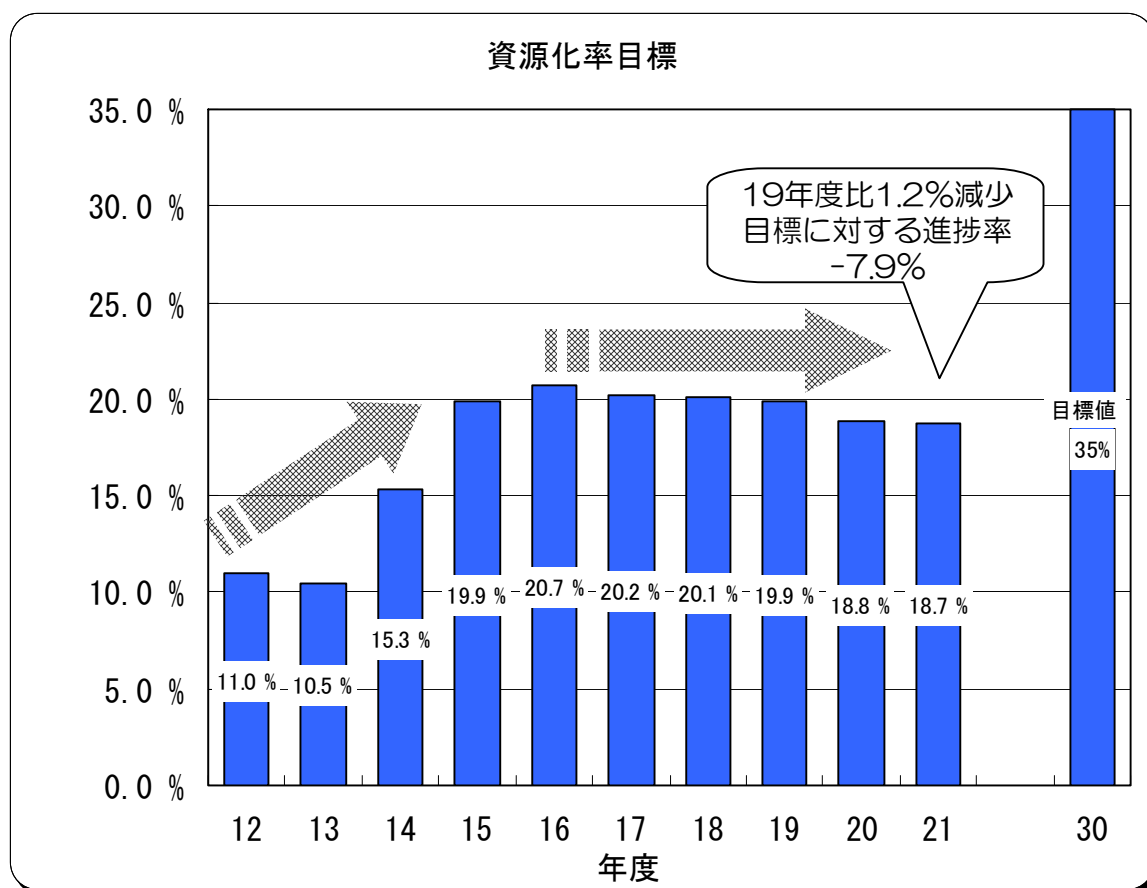
2. 資源化率の向上

$$\text{資源化率} = \frac{\text{年間資源収集量} + \text{年間施設資源化量} + \text{年間集団資源回収量}}{\text{年間収集量} + \text{年間持込量} + \text{年間集団資源回収量}}$$

(1) 達成状況

資源化率は、平成14年10月からの家庭ごみの12分別の実施により、燃やすごみの中から資源物として紙類、布類、プラスチック製容器包装類を分別収集し、平成15年度には約20%に上昇しました。

しかし、近年は4年連続で前年度実績を下回る結果となっており、平成21年度の資源化率は18.7%で、目標に対する進捗率は-7.9%でした。



(2) 今後の課題

資源化率の実績の推移や数値目標との差を考えると、家庭ごみの12分別収集だけで数値目標を達成することは困難な状況にあります。

そこで、再度12分別の徹底を図るとともに、今後は資源化を進めるための新たな取り組みを進めていく必要があります。

① 資源回収の拡大

燃やすごみとして排出されているごみの中には、紙箱、紙袋などリサイクルが可能な古紙が含まれています。家庭から排出されるこれらの雑がみについて、資源物として分別収集する対象品目として拡大し、古紙の再資源化を推進します。

また、家庭から排出される燃やすごみのうち、重量で約3割を占めている生ごみの再資源化を、剪定枝葉の再資源化とあわせて促進していきます。

その他に、自治会や学校PTA等の住民団体及び資源回収業者への奨励金の交付などの支援を行い、集団資源回収の促進を図るとともに、公共施設等における拠点回収において、品質の高い資源を効率的に回収できるよう、回収品目や拠点配置を見直すなど、市民が利用しやすい回収拠点づくりを進めます。

② 製造・販売事業者による再資源化

拡大生産者責任の徹底を図るため、他の地方公共団体等と連携して、製造・流通・販売業者に対して廃棄物の発生抑制、循環的利用の徹底について働きかけを進めると主に、国に対しても拡大生産者責任の考え方を重視した法律の制定、改正について要望していきます。

また、拡大生産者責任の考え方等に基づいて法律又は事業者の自主的取り組みとして制度化されている各種のリサイクル制度（家電、パソコン、小型二次電池、自動車、オートバイ、携帯電話等）について、市民への周知に努め、制度の円滑な運用を図ります。

③ 事業系ごみの再資源化

ごみの総排出量の約4分の1を占める事業系ごみの減量・再資源化の取り組みとして、食品関連事業者から排出される食品廃棄物を、食品関連事業者、収集運搬業者及び再生利用事業者等との連携を図り、リサイクルを促進します。

また、小規模な事業所においては、資源物の排出が少量であることから事業所単位での再資源化の取り組みが進みにくいため、小規模事業所を対象にした資源物の回収及び再資源化手法を検討・構築し、リサイクル体制の確立を推進します。

④ 熱回収と余熱利用の推進

市川市クリーンセンターは、熱回収施設として、ごみ焼却時に発生した熱エネルギーを回収して発電を行い、余熱によって得た高温水とともに施設内で利用しているほか、余熱利用施設（クリーンスパ市川）へ供給し、余剰電力は電力会社に売却しています。

今後も、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの回収と有効活用を図るとともに、PFI方式による民間事業者のノウハウを活用した余熱利用施設の運営を進めます。

3. 焼却処理量の削減

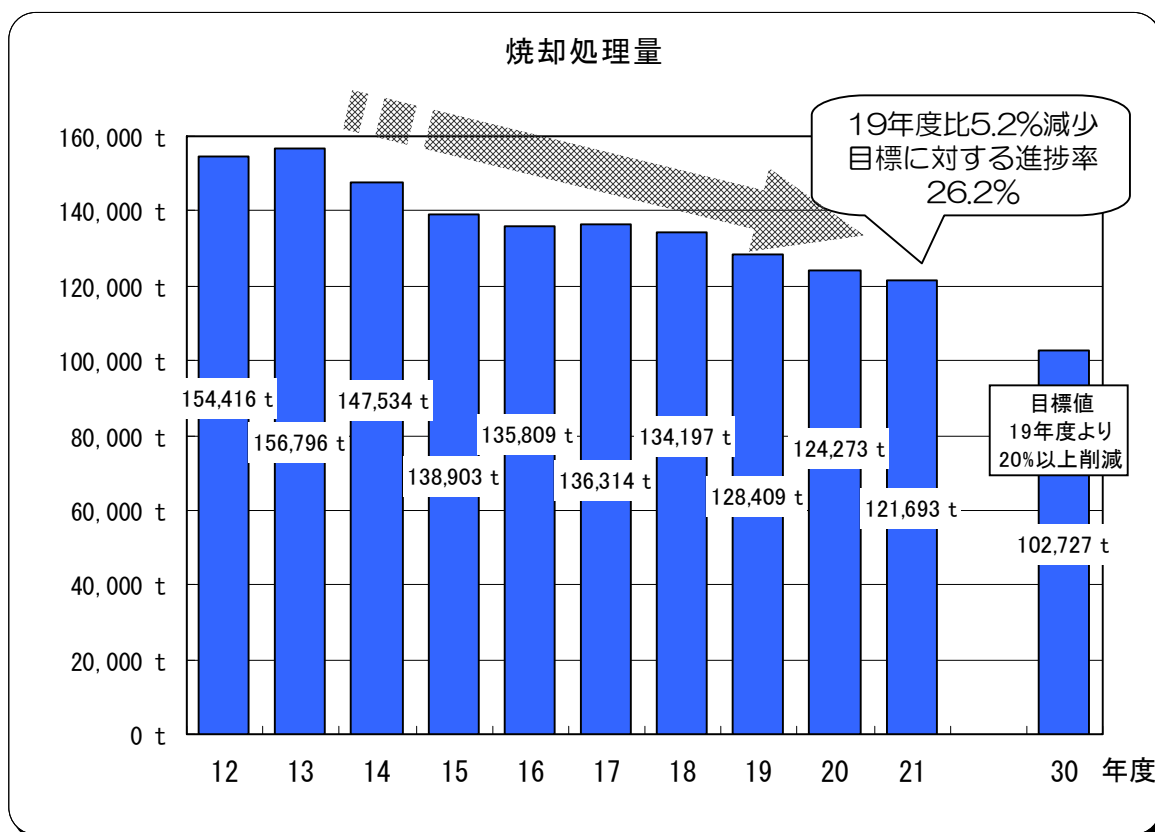
$$\text{焼却処理量削減率} = \frac{\text{平成19年度焼却処理量} - \text{年間焼却処理量}}{\text{平成19年度焼却処理量}}$$

※焼却処理量は、搬入量ベースの値

(1) 達成状況

焼却処理量は、平成13年度をピークにして減少傾向にあり、21年度には121,693 t となり、平成19年度と比較すると5.2%削減されました。

焼却処理量が減少している最大の理由は、平成14年10月から実施した家庭ごみの12分別収集により、プラスチック製容器包装類・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・布類を資源物として収集し、燃やすごみを削減したことによるものです。



(2) 今後の課題

平成16～18年度は焼却処理量の減少割合が鈍化していましたが、近年はごみ排出量の減少に伴い焼却処理量も大きく減少しています。しかし、今後の景気の動向等によっては、ごみ排出量が増加することもあります。

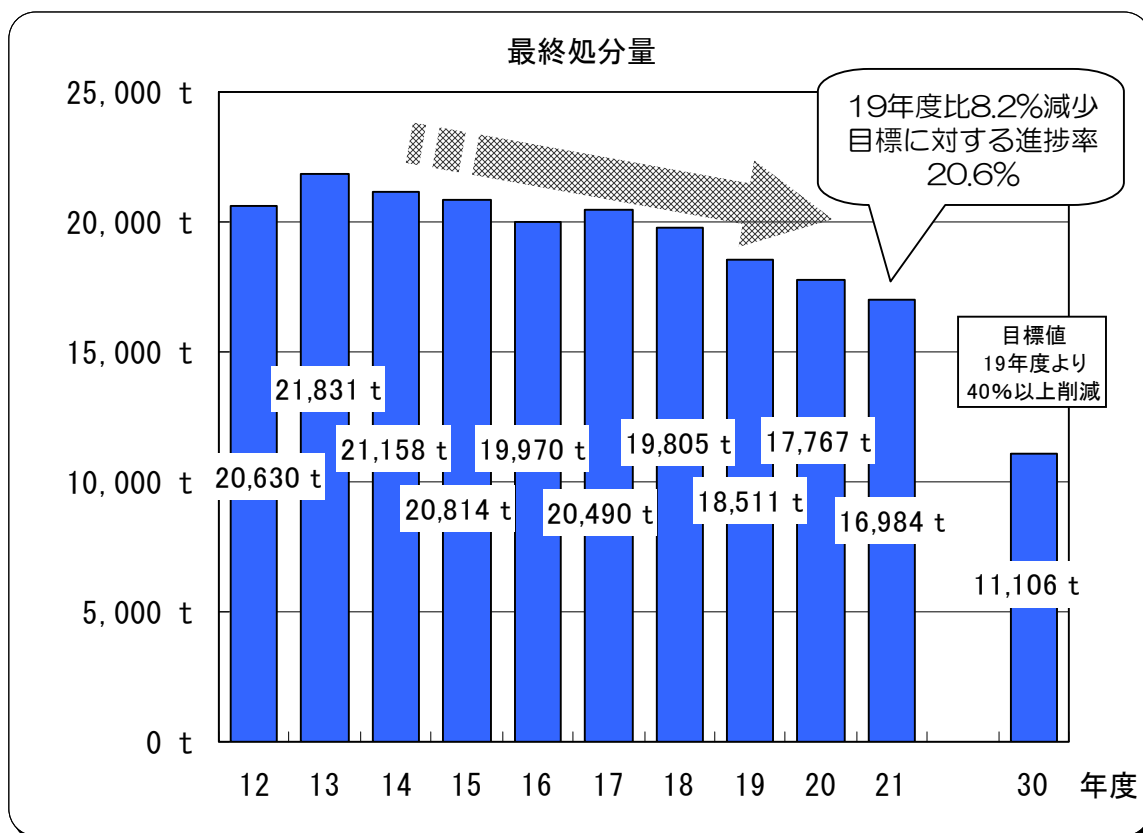
今後も、ごみの発生抑制と資源の分別排出を進めて焼却処理量の削減につなげていく必要があります。

4. 最終処分量の削減

$$\text{最終処分量削減率} = \frac{\text{平成19年度最終処分量} - \text{年間最終処分量}}{\text{平成19年度最終処分量}}$$

(1) 達成状況

最終処分場に埋立処分する焼却灰と不燃物の破砕残さの量（最終処分量）は、平成13年度をピークとして緩やかな減少傾向にあります。21年度は16,984 t となり、19年度と比較すると8.2%削減されました。



(2) 今後の課題

本市は、市内に最終処分場を有しておらず、他市にある民間の最終処分場に焼却灰等の埋立を依存していることから、最終処分量の削減は本市にとって大きな課題です。

家庭ごみの12分別収集の実施は、資源化率の向上や焼却処理量の削減には比較的大きな効果があったものの、最終処分量の大幅な削減には結びついていない状況にあることから、今後は、ごみの発生抑制や分別排出による資源化をより一層進めるとともに、焼却灰のセメント原料化による資源化など、施設処理段階において最終処分量を減らす方策を実施していく必要があります。

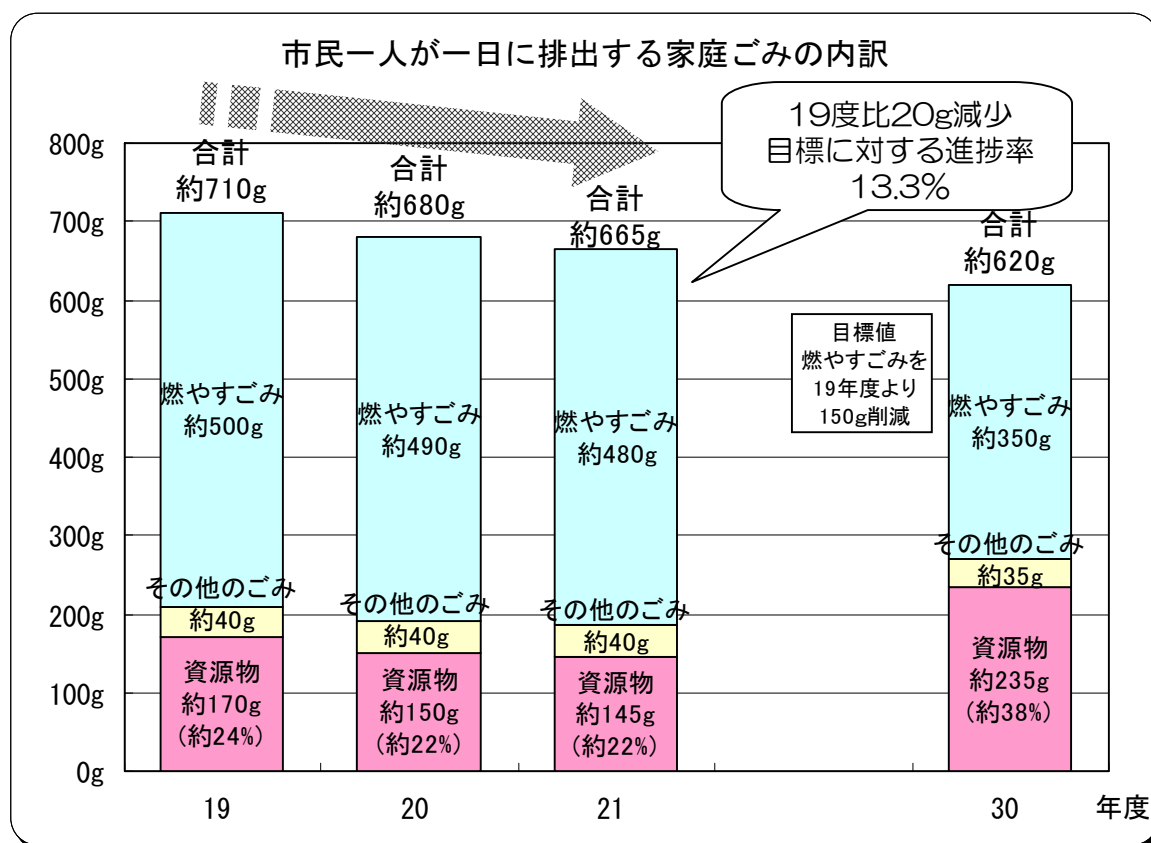
5. 市民一人ひとりの家庭ごみ削減の努力目標

ごみの減量と分別で
燃やすごみを一人一日150g減量

その1 排出量全体を一人一日約90g削減
その2 3分の1以上を資源物として分別排出

(1) 達成状況

市民一人が一日に家庭から排出する燃やすごみの量は緩やかに減少しており、平成21年度は19年度と比較して20gの減少となりました。しかし、資源物として分別排出される割合や量も減少しており、燃やすごみの量よりも資源物の削減量が大きくなっております。



(2) 今後の課題

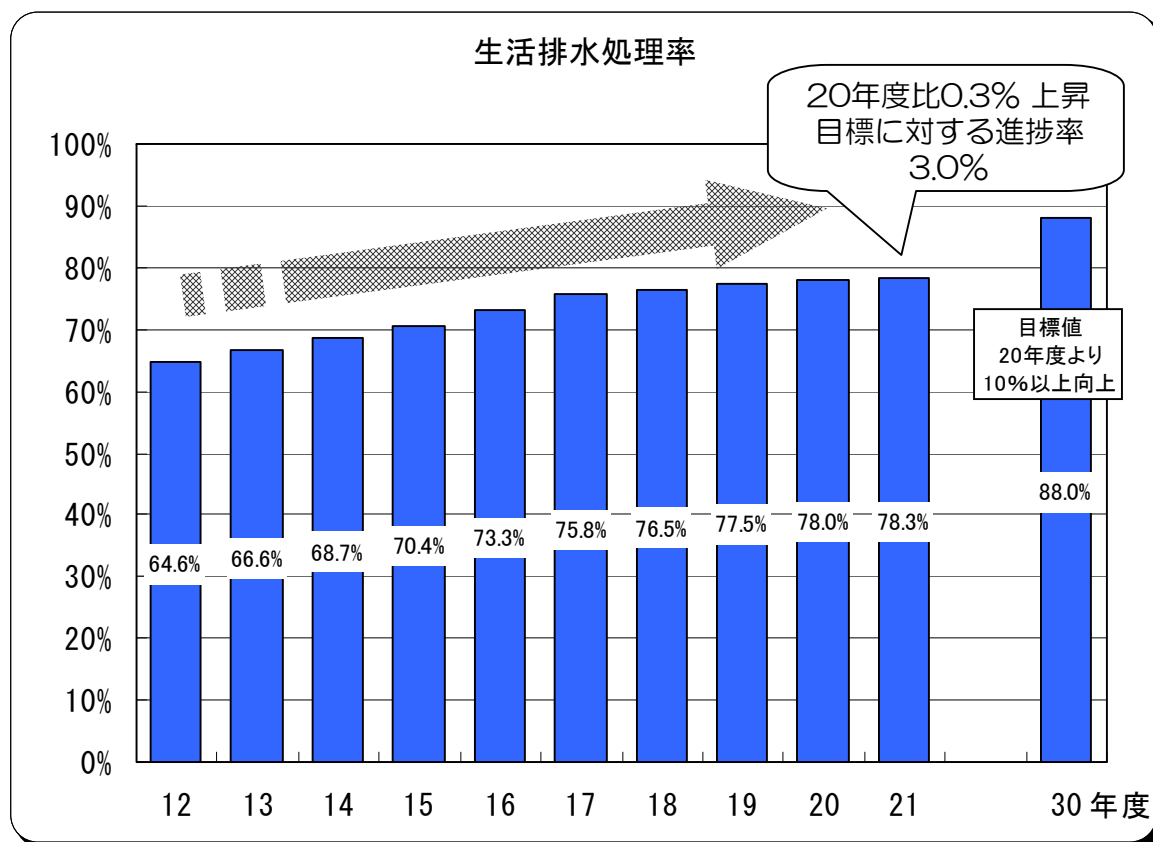
ごみ全体の排出抑制を進めるだけでなく、燃やすごみとして排出されるものの中から資源となるものを資源物として分別して排出するよう、分別排出ルールを徹底し、資源物の分別排出に対する協力率を高めていく必要があります。

6. 生活排水処理率の向上

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{下水道接続人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口（各年度末現在）}}$$

（1）達成状況

公共下水道整備地域の拡大や合併処理浄化槽の普及により、生活排水処理率は緩やかな上昇を続けています。平成21年度の生活排水処理率は78.3%となり、20年度と比較して0.3%上昇しました。



（2）今後の課題

生活排水処理率は毎年上昇していますが、現状では東京都や浦安市と比較するとまだまだ低水準となっています。

また、未だにし尿収集世帯と単独処理浄化槽世帯を合わせて約10万人分もの生活雑排水が未処理のまま放流され、河川や海域の水環境に大きな負荷を与えている現状にあります。

現在、単独処理浄化槽の新設は原則禁止されていますが、既存の単独処理浄化槽による処理世帯が生活雑排水の未処理世帯の大半を占めていることから、これらの世帯への対策が重要といえます。

そのため、公共下水道整備を着実に進め下水道への接続を促進するとともに、公共下水道の整備が当分の間見込めない地区においては、合併処理浄化槽への転換を促進していく必要があります。

第Ⅱ部 平成21年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に 向けての普及啓発

第1節	普及啓発事業の推移	19
第2節	市民・事業者・行政による取り組み	20
1.	集団資源回収	20
2.	レジ袋削減に向けた取り組み	23
3.	廃棄物減量等推進審議会	25
4.	循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）	26
5.	廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	27
6.	清掃行政協力者表彰	28
7.	コンポスト容器・電動式生ごみ処理機購入費補助制度	29
8.	生ごみ・剪定枝葉の資源化	30
9.	市川市リサイクルプラザの設置	32
10.	在宅医療廃棄物の適正処理	32
第3節	行政からの情報発信	33
1.	「ごみ分別ガイドブック」の配布	33
2.	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	33
3.	ホームページ・広報誌等による情報発信	33
第4節	環境学習	34
1.	環境学習用副読本の配布	34
2.	出前説明会	34
3.	施設見学者の受入れ	34
4.	リサイクル施設見学ツアー	35

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節 普及啓発事業の推移

大量生産・大量消費という経済システムは豊かな社会と利便性をもたらしましたが、生活様式は大量消費・大量廃棄（使い捨て）型に変化しました。このため廃棄物の量が増大し質も多様化したことから、行政のみでは対処しきれないほどの問題となりました。このため、市民・事業者との協働の下、ごみの発生抑制、減量、資源化を基本とする資源循環型都市形成に向けての普及啓発活動を推進する以下の事業を実施してきました。

- 昭和52年 ・一部の自治（町）会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始。
- 昭和56年 ・小学4年生用副読本を配布。
- 昭和57年 ・集団資源回収が全市的な運動として開始。（7月）
- 平成元年 ・「シェイプアップ市川」“ごみを減らして”をキャンペーンタイトルに開始。（4月）
- 平成2年 ・集団資源回収参加団体に対し、回収した量に応じた奨励金の交付を開始。（4月）
- 平成7年 ・中学3年生を対象とした副読本を配布。
・「市川市リサイクルプラザ」を開設。（6月）
- 平成12年 ・電動式生ごみ処理機の購入費補助制度を導入。（5月）
- 平成14年 ・（財）市川市清掃公社が「じゅんかん堆肥」（1袋40リットル）を販売。（8月）
- 平成15年 ・市民と市の協働により、ごみの出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市内全戸に配布。（11月）
- 平成16年 ・消費者代表・事業者・代表・市で構成する「マイバッグ運動推進会」を発足し、市内全域でマイバッグ運動を展開。（7月）
・「じゅんかん堆肥」（1袋15リットル）を販売。（10月）
- 平成17年 ・従来の小・中学生用の副読本を循環型社会の構築という視点から内容を大幅に見直して作成し、市内公立、私立小・中学校に配布。（3月）
- 平成18年 ・リサイクルプラザに3R相談窓口を設置
・じゅんかんパートナーを150名から350名体制へ拡充強化
- 平成19年 ・じゅんかんプロジェクトと協働作業で清掃ホームページをリニューアル
- 平成20年 ・小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学・体験ツアーを開始

第2節 市民・事業者・行政による取り組み

廃棄物問題は私たちの毎日の生活と密接なつながりがあることから、市民・事業者・行政がしっかりと連携して減量やリサイクルなどの対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画や施策の方向性の提示及びチェック・改善等を審議する廃棄物減量等推進審議会、計画や施策の検討段階からの市民参加システムである“じゅんかんプロジェクト”、事業の実施に対しての市民参加システムである“じゅんかんパートナー”など、廃棄物行政に係る様々な段階で市民と協働で取り組む制度を設け、資源循環型の都市づくりに向けた取り組みを推進しています。

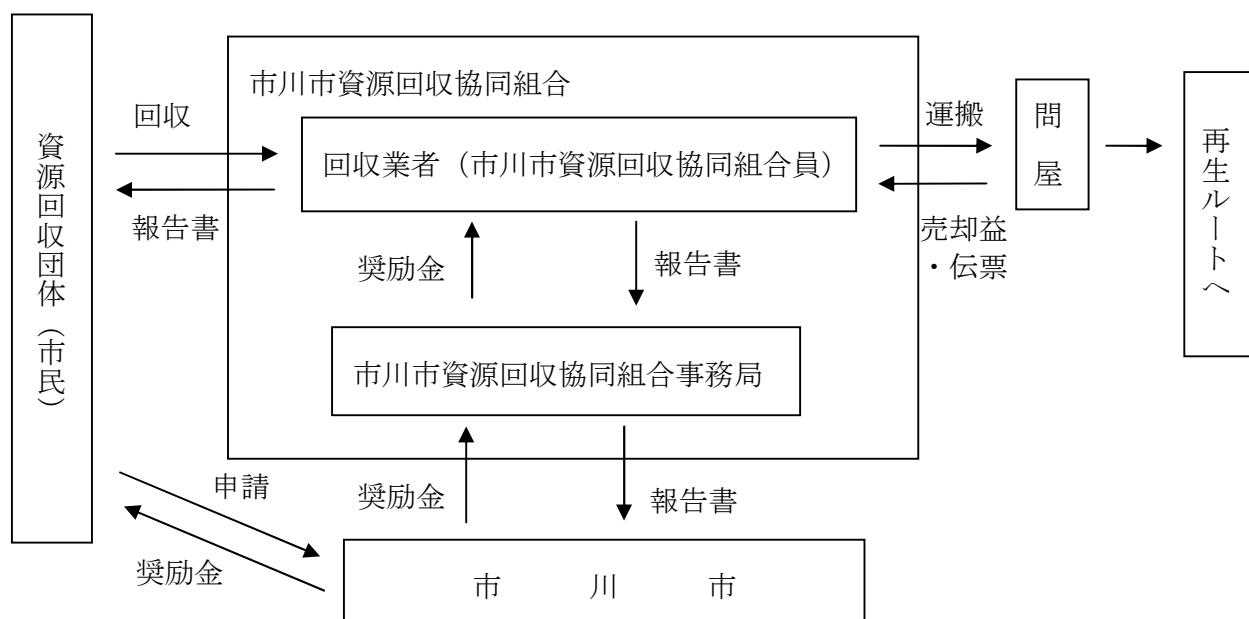
1. 集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治（町）会・子ども会等多くの団体で広く行われており、市はこれらの団体に対して、回収業者等についての情報提供・物品の貸し出し・奨励金の交付等により、その活動を支援しています。

回収品目は紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、布類、生きビン（リターナブルビン）、雑ビン、カンの8品目で、回収は各団体の市への登録申請に基づき、市・各団体・業者で協議の上実施しています。

登録申請を行った各団体は、紙類・布類・生きビン（リターナブルビン）・雑ビン・カンの区分ごとに回収場所へ資源物を排出し、市川市資源回収協同組合に加盟した回収業者が回収します。（団体毎に回収日や回収品目が異なります）

集団資源回収フロー



（平成22年4月1日現在）

集団資源回収登録団体への奨励金単価の推移

年度	紙類	布類	生きビン・雑ビン	カン
平成 2年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg
平成 4年度	3円/kg	3円/kg	8円/kg	8円/kg
平成 5年度	5円/kg	5円/kg	8円/kg	8円/kg
平成11年度	5円/kg	5円/kg	5円/kg	5円/kg
平成15年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg

市川市資源回収協同組合への奨励金単価の推移

年度		紙類	布類	生きビン	雑ビン	カン
業務内容		回収及び再生処理	回収及び再生処理	回収及び再生処理	再生処理	再生処理
奨励金 単価	平成 7年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	—	—
	平成 9年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成18年度	3円/kg	3円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成21年度	3円/kg	3円/kg	0円/kg	40円/kg※	40円/kg※

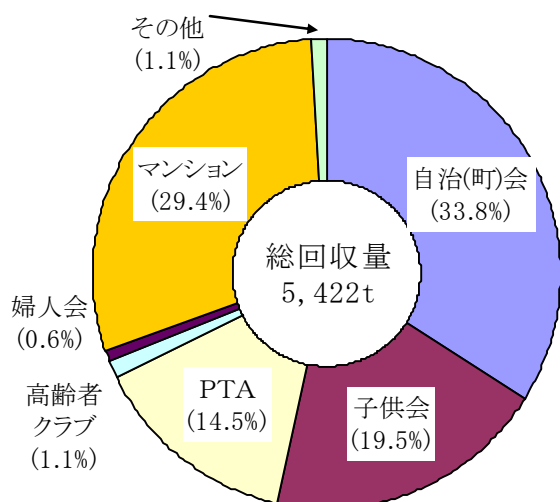
※平成21年度よりビン・カンの回収を、市直営から市川市資源回収協同組合に移管したため、21年度より回収を含む額となっている。

集団資源回収 実施団体構成（平成21年度）

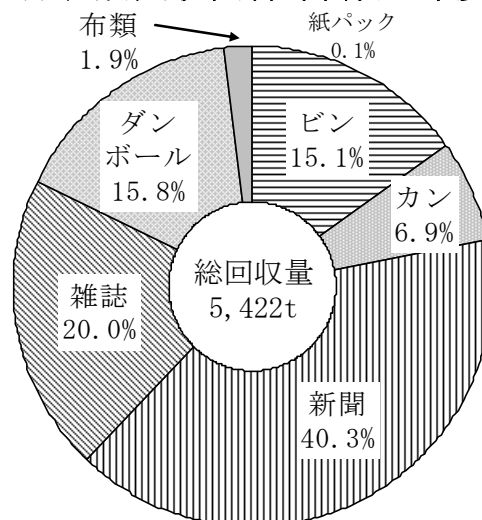
実施団体	実施団体数				回収量 (t)	奨励金 (千円)
	ビン・カン 紙類・布類 の4種類を 回収	ビン・カン の2種類を 回収	紙類・布類 の2種類を 回収	計		
自治(町)会	37	21	15	73	1,835	5,506
子供会	22	9	21	52	1,059	3,176
P T A	11	3	15	29	788	2,365
高齢者クラブ	2	1	2	5	60	181
婦人会	1	0	0	1	31	93
マンション	29	0	68	97	1,592	4,775
その他	1	1	5	7	57	170
計	103	35	126	264	5,422	16,266

※回収量は団体でトン未満を四捨五入、奨励金は団体で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

団体別回収割合（平成21年度）



品目別回収割合（平成21年度）

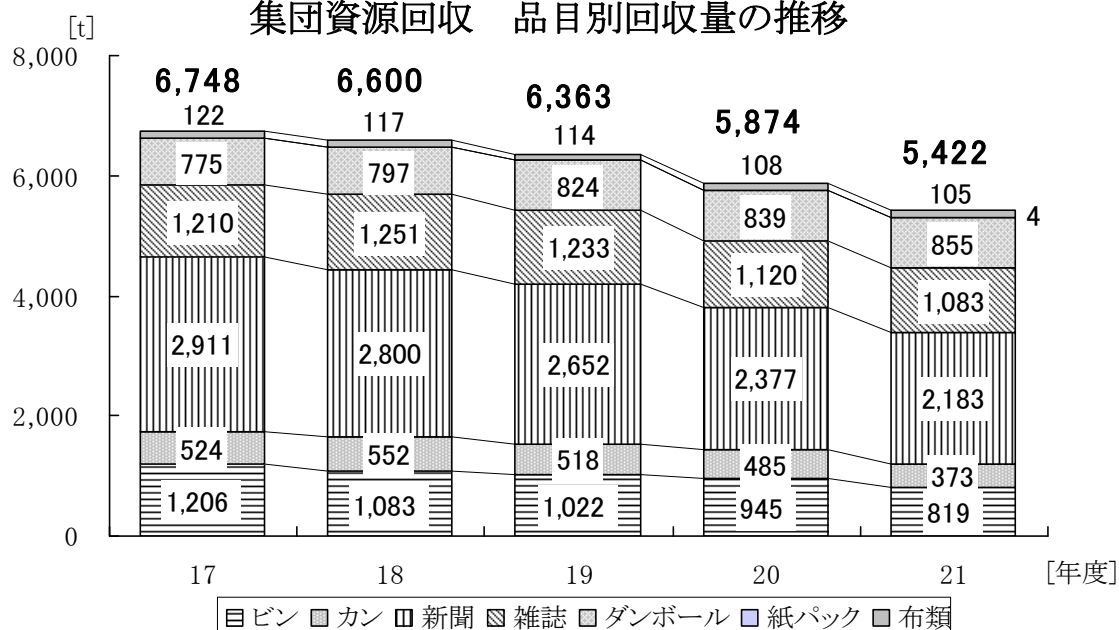


集団資源回収 品目別回収量・回収登録団体への奨励金の推移

集団回収 品目	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		20→21 重量 の増減
	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	
生きビン	57	172	49	148	45	134	47	141	4	11	▲ 43
雑ビン	1,149	3,447	1,034	3,102	977	2,930	898	2,693	815	2,446	▲ 83
カン	524	1,573	552	1,655	518	1,553	485	1,456	373	1,119	▲ 112
新聞	2,911	8,731	2,800	8,401	2,652	7,958	2,377	7,132	2,183	6,550	▲ 194
雑誌	1,210	3,630	1,251	3,752	1,233	3,698	1,120	3,359	1,083	3,249	▲ 37
ダンボール	775	2,324	797	2,390	824	2,474	839	2,517	855	2,564	16
紙パック	—	—	—	—	—	—	—	—	4	12	4
布類	122	365	117	350	114	342	108	324	105	315	▲ 3
合計	6,748	20,242	6,600	19,798	6,363	19,089	5,874	17,622	5,422	16,266	▲ 452

※奨励金は品目ごとに千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

集団資源回収 品目別回収量の推移



2. レジ袋削減に向けた取り組み

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で最も重要なことは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題です。市では市民や事業者がごみの発生抑制に取り組むきっかけとなるよう、ごみ減量化・資源化協力店制度やマイバッグ運動を実施しました。一部のスーパー等では自発的にレジ袋有料化を実施するなど、社会全体もごみの発生抑制に向けて変わりつつあります。

今後も市民・事業者と共にレジ袋をはじめとするごみの発生抑制に取り組んでいきます。

（1）ごみ減量化・資源化協力店制度

消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店を対象として、**ごみの減量及び資源化を推進するため、平成3年10月1日から市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施**し、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少、マイバッグ運動など様々な工夫を行っています。

平成21年度末現在：147店舗

なお、昨今の環境問題をより重要視する社会情勢に鑑み、今後より一層のごみの減量化・資源化について配慮するため、平成21年に実施した登録協力店状況調査結果に基づき、ごみ減量化・資源化協力店制度実施要領における認定基準等の一部を改正しました。



ごみ減量化・資源化協力店
認定ステッカー

<認定基準>

ごみ減量化・資源化協力店が取り組む内容は以下のとおりで、次の項目（ア）～（ウ）までの各項目からそれぞれ1つ以上実施している販売店を対象に認定しています。

- （ア） ごみ減量に関することについて
 - ・ レジ袋の有料化を実施している
 - ・ レジ袋の使用について、口頭などで消費者に確認している
 - ・ レジ袋の薄肉化又は軽量化をしている
 - ・ レジ袋を辞退した消費者にポイントなどのインセンティブを付与している
 - ・ マイバッグ等の持参を消費者に呼びかけている
 - ・ 商品の大きさに応じた、包装類を使用している
 - ・ トレイ無し商品の販売を推奨している
 - ・ 量り売りをしている商品がある
 - ・ 詰め替え商品を積極的に販売している
- （イ） 資源化に関すること及び店舗から出るごみの減量等について
 - ・ リサイクル商品等、環境に配慮した商品を販売している
 - ・ 店舗のごみ減量・資源化に努めている
 - ・ 店舗において再生紙や再生品等、環境に配慮した資材・備品等を使用している
 - ・ 資源物を店頭で回収している
- （ウ） 啓発に関することについて
 - ・ 消費者に店内放送やポスター掲示等でごみ減量・資源化を呼びかけている
 - ・ 従業員に対し環境教育等を実施し、意識の向上を図っている
- （エ） その他
 - ・ 前号に掲げるほか、創意工夫によるごみの減量・資源化を推進している。

(2) マイバッグ運動

マイバッグ運動は、リデュース（ごみの発生抑制）の啓発事業として始まり、平成13年度から15年度の3カ年は、市主導の買い物袋持参運動モデル事業として実施しました。平成16年度からは、“マイバッグ運動推進会”（消費者・事業者・行政の代表による民間主体の組織）が主体となって実施しました。



参加協力店の様子

① マイバッグ運動推進会

市川市自治会連合協議会・消費者団体などから消費者の代表、市川市商店会連合会・商工会議所などから事業者の代表、そして行政を加えた15名の委員で「マイバッグ運動推進会」を構成し、運動を進めていましたが、平成20年5月をもって解散しており、現在は新たな組織づくりに向けた取り組みを進めています。

② 運動の実施方法

マイバッグ運動参加店で買い物をしてレジ袋を断った場合、「エコカード」（スタンプカード）に買い物1回につきスタンプが1個押されます。このスタンプが15個になると、市の指定ごみ袋と交換できます。参加店には卓上のぼり旗とエコカードを配布しました。また、マイバッグ運動を市民・事業者に広く知らせるため、市の庁舎に右の写真のような、懸垂幕を掲出しました。

※エコカードを使ったマイバッグ運動は平成20年4月をもって終了しました。



懸垂幕

③ 推移

マイバッグ運動の年度別推移

年度	地 区 名	参加店舗数	レジ袋削減枚数
13	市川大野駅周辺地区・妙典駅周辺地区	43店	17,660枚
14	本八幡駅周辺及び大和田・大洲地区・行徳駅前地区	306店	43,160枚
15	市川駅周辺及び真間・国府台地区・南行徳駅周辺及び新井地区・その他市内全域	465店	78,860枚
16	市内全域	559店	173,300枚
17	市内全域	566店	520,000枚
18	市内全域	613店	1,250,000枚
19	市内全域	647店	1,740,000枚

④ 今後

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）の改正に伴うスーパーなど大型店のレジ袋有料化の動向をみながら、従来とは異なった方法を模索し、レジ袋の削減を推進していきます。

3. 廃棄物減量等推進審議会

(1) 目的

一般廃棄物の減量、資源化や適正処理等に関する施策などの審議機関として、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第8条に基づき、「市川市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

(2) 組織

審議会は、市議会議員、学識経験者、自治(町)会などからの市民の代表者、市内の生産・販売関係者、廃棄物処理業者などの15名の委員で構成。任期は2年。(再任を妨げない)

※廃棄物減量等推進審議会構成(女性委員比率40%) 平成22年4月1日現在

＜内訳＞ 市議会議員2名(2)、学識経験者5名(1)、市民の代表4名(3)、
生産・販売関係者3名(0)、廃棄物処理業者1名(0) ※()は女性委員数

(3) 活動

審議会は、下記の事項について、市長からの諮問を受けて審議会を開催し、答申をしました。

平成13年度：循環型社会における市川市の一般廃棄物処理のあり方について

平成14年度：「循環型都市いちかわ」の実現に向けた発生抑制のあり方について

平成15年度：「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に向けた基本的方向性について

平成16年度：市川市一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標達成に向けて市の廃棄物行政が取り組むべき施策の方向性について

平成17, 18年度：市川市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を踏まえた、市民・事業者・行政の新たな方策について

平成19, 20年度：市川市一般廃棄物処理基本計画(じゅんかんプラン21)の改訂に向けた新たな施策と基本的方向性について

平成21年度：「市川市一般廃棄物処理基本計画」(じゅんかんプラン21)の改訂、在宅医療廃棄物の適正処理ルートの確立についての報告

(4) 今後

「資源循環型都市」の実現に向けて、各委員からの幅広い視点による意見を求めながら、市民・事業者とのパートナーシップの下で活動を推進していきます。

4. 循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）

（1）目的

廃棄物問題は、市民生活に直結した課題であることから、廃棄物処理に係る処理計画の策定当初から市民が参加できる組織を設置し、市の施策に市民意見を反映させることを目的に循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）を設置しています。

（2）組織

公募市民をベースに市民団体推薦、事業者、専門家、行政等20名以内で組織しています。

（3）活動

プロジェクト1（平成13年度）：一般廃棄物処理基本計画策定に向けた提案

プロジェクト2（平成14年度）：家庭で取り組む発生抑制策（行動計画）を提案

プロジェクト3（平成15年度）：「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布

プロジェクト4（平成16年度）：「資源物とごみの12分別」と「いちかわじゅんかんプラン21の進行管理」についての検証、提案

プロジェクト5（平成17年度）：「生ごみ堆肥化モデル事業」の実施・検証、報告

プロジェクト6（平成18年度）：環境清掃部清掃ホームページ「ごみとリサイクル」についてより市民へわかりやすい内容に改めるための議論、検証

プロジェクト7（平成19, 20年度）：一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂に向けた提案

プロジェクト8（平成21年度）：「リユースの促進」について様々なアイデアをまとめた

（4）今後

今後も市民との協働による循環型社会づくりを進めるために、懇談会メンバーの幅広い発想や能力を活かして、市の廃棄物処理施策について有益な提案などをしていただきます。



市長への報告会

5. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）

（1）目的

平成5年7月1日に施行された「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」第11条に基づき設置され、市（行政）及び事業者と協働で“資源循環型都市いちかわ”の実現を目指し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの推進に三者が一体となり取り組んでいくことを目的に設置しています。

（2）組織

市内を14地区に分けて、公募市民をベースに自治会推薦者等を加えた**市民329名（平成21年度末現在）**で構成しています。

（3）活動

- ・日常生活において、3Rの推進に自ら積極的に取り組む。
- ・市民や地域に対し、3Rの普及活動を積極的に行う。
- ・ごみ集積所における分別、管理の状況や不法投棄の状況を確認する。
- ・各種研修会やシンポジウムに参加し、ごみに対する知識を得る。
- ・以上の活動実績を市に報告する。

（4）今後

パートナーシップにより循環型社会を目指す地域の核として活動してもらうため、研修会等を充実していきます。



じゅんかんパートナー リーダー会議

6. 清掃行政協力者表彰

昭和54年度から毎年、資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献された自治(町)会、子ども会、小学校PTA等の団体及び個人を、清掃行政への協力者として表彰しています。平成21年度末までの累計表彰件数（個人、団体）は406件です。

平成21年度 清掃行政協力者表彰

区分	受賞団体名	活 動 内 容
自治会及びボランティアグループ	稲越自治会 (稲越)	毎月第2土曜日に町内30箇所空き缶、ダンボール、古紙、雑誌、布類の回収を積極的に行っている。紙類は雨にぬれないように保管し、スプレー缶のガス抜き作業を週1回行っている。
	K G [キンググループ] (柏井)	5年前から地域ボランティアの先頭に立って清掃パトロールを月1回継続して行っている。また、集積所のチェック、不法投棄の監視、防犯パトロールをじゅんかんパートナーとともに行っている。
	八幡南口町会婦人部 (南八幡)	南八幡4、5丁目において12～15箇所ビン、カン、新聞、ダンボールなどを集めてリサイクルにまわしている。
	スワダ・クリーンサークル (須和田)	毎月1回月末の日曜日に須和田地域内のごみ拾い、エコキャップの回収を行っている。また、エコキャップ運動は年1回キャンペーン期間を設けてイベントを行っている。
	A S A市川 (新田)	月に1～2回、朝刊配達後の朝五時半から数時間、じゅん菜池公園の清掃活動を行っている。
個人	個人6組	弁天公園で毎日欠かさず早朝の清掃活動を行い、たくさんのごみと枯葉の清掃活動を行っている。また、毎週2回のごみの定期回収の際に分別を行い、回収作業に協力している。
		外国人が多く住んでいる地域で、ごみ置場の清掃を常時行っており、分別ができていないごみの個人が特定できた場合は分別のお願いをしている。また、大型ごみを集積場に排出しようとしているときには大型ごみ専用電話を案内している。
		約5年間、朝晩の犬の散歩、週に数回の散歩の往復の際に、タバコの吸殻を拾い続け、21年10月に10万本に至った。また、江戸川クリーン作戦にも自治会会員として毎年参加している。
		PTAが行っているビン、カンの集団資源回収の際に、分別のできていないものを毎月週1回分別している。また、周辺道路のごみ拾いを週数回行っている。
		じゅんかんプロジェクトに積極的に参加し、座長を務めるなど様々な提案をし、ごみの減量化に貢献した。
		天候にかかわらず、自宅から高校までの通学路をごみ拾いしながら登下校している。また、ごみ拾いの際にはレジ袋を何度も利用するなどの工夫をしている。

7. コンポスト容器・電動式生ごみ処理機購入費補助制度

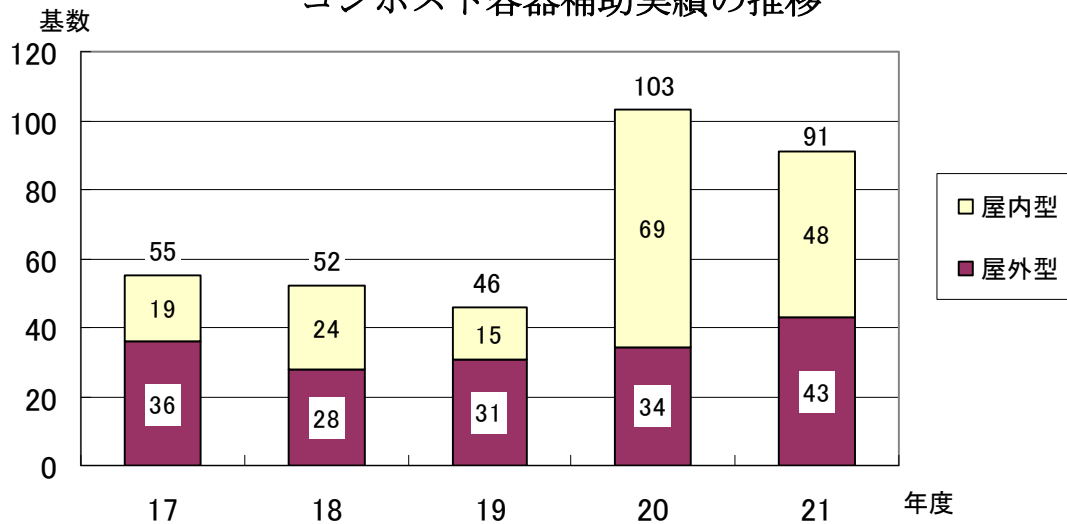
ごみの発生抑制の一環として、**家庭から出る燃やすごみの約3割を占める生ごみを減量し、燃やすごみを削減**するため、市ではコンポスト容器（生ごみ堆肥化容器）・電動式生ごみ処理機購入費の補助を行い、家庭のできるごみ減量・資源化の普及、意識の醸成を図っています。

（1）補助内容・補助実績

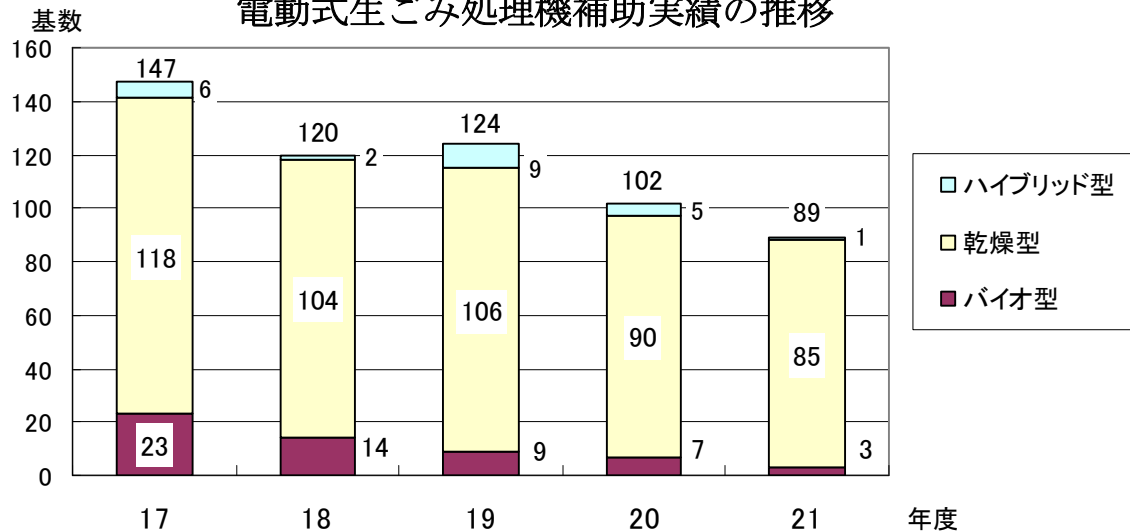
区分	タイプ	補助開始時期	補助内容	補助基数（21年度）	
コンポスト容器	屋外型	平成3年6月	購入費の半額 (100円未満切り捨て、 上限3,000円、1世帯2基まで)	43基	計 91基
	屋内型（密閉型）	平成8年1月		48基	
電動式生ごみ処理機	バイオ型	平成12年5月	購入費の3分の1 (100円未満切捨て、 上限20,000円)	3基	計 89基
	乾燥型			85基	
	ハイブリッド型			1基	

（2）補助実績の推移

コンポスト容器補助実績の推移



電動式生ごみ処理機補助実績の推移



8. 生ごみ・剪定枝葉の資源化

市では生ごみのリサイクルとして、平成11年度に庁内関係課と市内農家・農協と連携し、生ごみの資源化事業に向けた協議会を設置し、公共施設へ「生ごみ処理装置」を設置することで生ごみを資源化するとともに、それにクリーンセンターに搬入された樹木の剪定枝葉をチップ化したものとを混合して堆肥を製造しました。

平成12年度から、試験的に製造を始めた堆肥の品質を実証するために、農家での試験使用を行ったところ好評を得たので、**平成14年8月1日から「じゅんかん堆肥（木質系土壌改良材）」として製造・販売を開始しました。**これにより、市川市クリーンセンターの焼却量の削減と資源循環の推進が図られています。

（1）生ごみの資源化

平成11年度より下表のとおり、市内小中学校・保育園・市営住宅・市役所本庁舎に生ごみ処理装置を設置しています。この生ごみ処理装置によって生成される発酵物（一次生成物）は、「じゅんかん堆肥」の製造に有効活用されています。

- ① 処理能力：15～100kg／日・基
- ② 設置状況（平成21年度末現在）

設置年度	設置場所	設置基数	累計 設置基数
平成11年度	南新浜小学校、市川第二中学校、市役所本庁舎	3基	3基
14年度	北方小学校、百合台小学校、本北方保育園	3基	6基
15年度	中山小学校、菅野小学校、信篤小学校	3基	9基
16年度	曾谷小学校、若宮小学校、南行徳小学校	3基	12基
17年度	塩焼小学校、国分小学校、稲越小学校	3基	15基
18年度	稲荷木小学校、富美浜小学校、塩浜小学校	3基	18基
19年度	柏井小学校	1基	19基

- ③ 生ごみ資源化量の推移

生ごみ処理装置の使用により、平成21年度は約57トンの生ごみを資源化し、焼却処理量を削減することができました。

生ごみ処理装置による生ごみ資源化の推移（単位：トン）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
生ごみ投入量 (a)	35.6	50.0	42.7	56.7	56.9
一次生成物量 (b)	8.1	8.0	9.1	11.2	15.8

(2) 剪定枝葉の資源化

本市では、平成11年度より市内の公園等からクリーンセンターに搬入された剪定枝葉を、粉碎機でチップ化して資源化を実施しています。

(3) じゅんかん堆肥の製造・販売

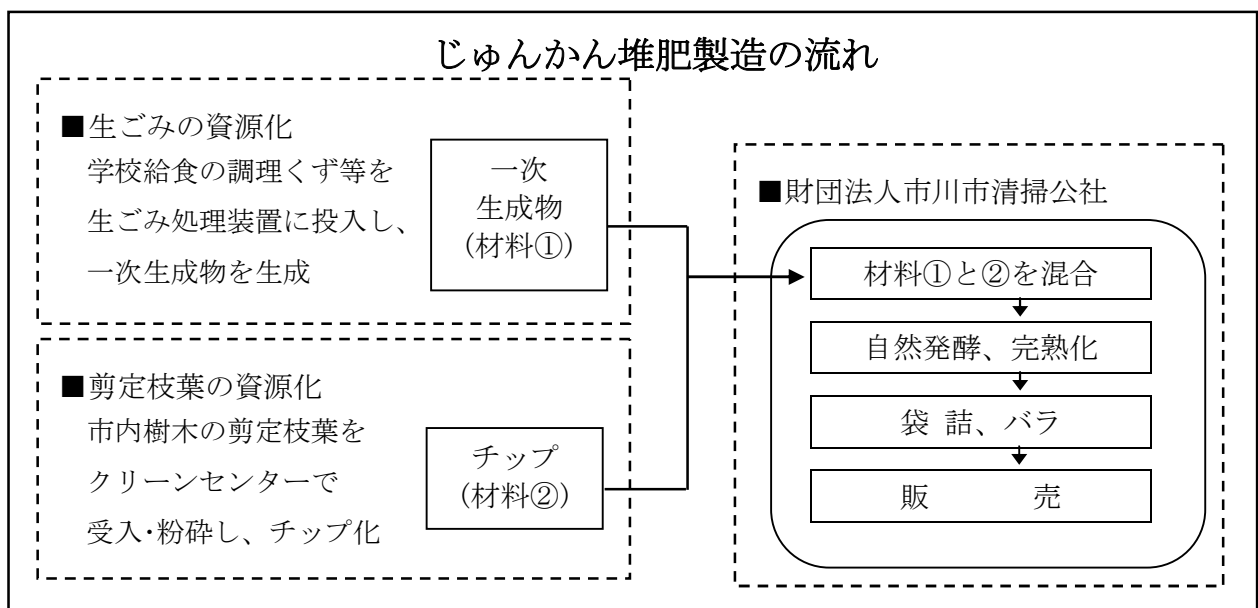
- ① 企画 : 市川市環境清掃部
- ② 製造・販売元 : 財団法人市川市清掃公社
- ③ 販売店 : 財団法人市川市清掃公社、J A市川市ほか
- ④ 店頭渡し価格 : 40㍲／20kg 1袋473円(税込)
15㍲／7.5kg 1袋347円(税込)
- ⑤ 製造・販売実績



じゅんかん堆肥

生ごみ・剪定枝葉チップ化、じゅんかん堆肥製造・販売の年度別推移

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
生ごみ 資源化	生ごみ投入量	35.6t	50.0t	42.7t	56.7t	56.9t
	一次生成物量 (材料①)	8.1t	8.0t	9.1t	11.2t	15.8t
剪定枝葉 資源化	剪定枝チップ量 (材料②)	519t	733t	634t	423t	419t
じゅんかん 堆肥	じゅんかん堆肥 製造量	403t	586t	507t	338t	269t
	じゅんかん堆肥 販売量	416t	459t	479t	326t	263t



9. 市川市リサイクルプラザの設置

リユースの取り組みの一つとして、家庭で不用となった家具やベビー用品などを引き取り、再生して展示販売を行うために、**平成7年6月1日に市川市リサイクルプラザを開館しました。**

リサイクルプラザでは、家具の再生販売のほか、掲示板によるリユース情報の提供やリサイクル講座の開催、リユースやリサイクルの推進、ごみ問題全般に関する情報を市民に提供しています。

開館以来多くの市民に利用されており、ここで開催されるフリーマーケットやリサイクル講座は、市民の「物を大切に作る心」を育て、資源循環型社会形成を担う役割を果たしています。



市川市リサイクルプラザ

【施設の概要】

所在地：市川市鬼越2丁目18番17号（JR総武線高架下：ニッケコルトンプラザ北側）

施設規模：敷地面積 1,768.0 m²（高架柱部分を除く）

建築面積：798.5 m²（鉄骨平屋建てヘーベル張り）

- 事業内容：① 家庭から出る不用品の引き取り・修理・展示販売
 ② リユースについての情報提供
 ③ 研修室、リサイクル広場の貸し出し
 ④ リユースやリサイクル、廃棄物に関する図書・資料の貸し出し
 ⑤ リユースやリサイクル、廃棄物に関する講習会等の開催

リサイクルプラザの利用状況等

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
開館日数	288日	296日	295日	293日	295日
来館者数	32,250人	28,416人	27,155人	35,354人	36,242人
販売点数（譲渡点数）	4,947点	4,753点	5,641点	7,550点	7,511点
フリーマーケット開催回数	21回	23回	22回	17回	16回
リサイクル講座開催数	9回	13回	13回	10回	12回

10. 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴って排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の適正処理について、在宅医療廃棄物の回収及び処理に関する役割の明確化するために、平成21年11月1日に市川市、社団法人市川市医師会、社団法人市川市歯科医師会、社団法人市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で「在宅医療廃棄物の適性処理に関する協定」を締結いたしました。

この協定に基づき平成22年4月より注射器及び注射針等の鋭利なものや感染性の危険が高いものは、提供を受けた医療機関又は薬局・薬店に返却するなどの適正処理を開始しました。

第3節 行政からの情報発信

1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布

平成15年度循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）にて、**市民と市の協働によりごみの分け方・出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた詳細版「ごみ分別ガイドブック」（A4判）**を平成15年11月に作成し、**市内全戸に配布を実施しました。**

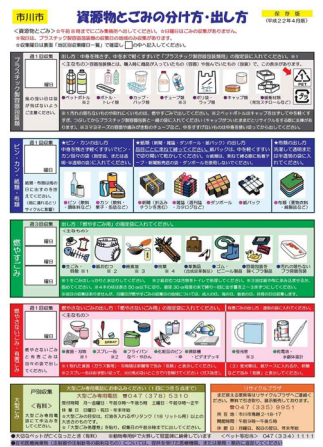
現在は、転入者を中心に引き続き配布を実施しています。



「ごみ分別ガイドブック」

2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布

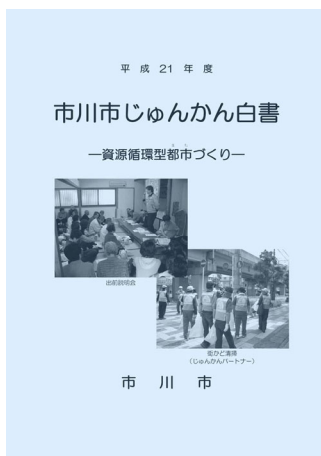
「ごみ分別ガイドブック」の簡易版として**「資源物とごみの分け方・出し方」（A3判リーフレット）**を配布しています。また、「資源物とごみの分け方・出し方」については、翻訳ボランティアの方々協力により外国語版を作成しており、**英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語の6ヶ国語があります。**



「資源物とごみの分け方・出し方」

3. ホームページ・広報誌等による情報発信

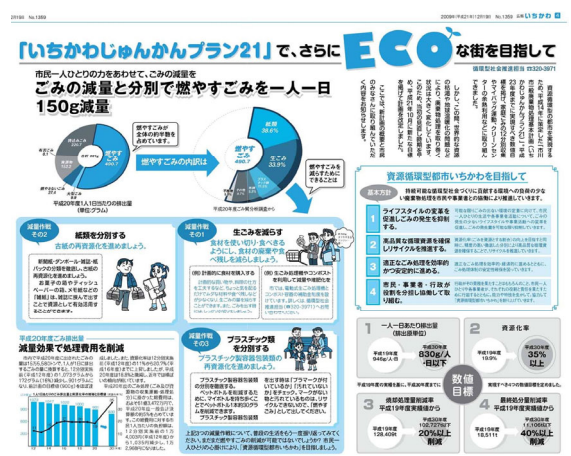
資源物とごみの分別方法や市の様々な取り組み、イベント等の情報を「市川市じゅんかん白書」（年に1回発行）や市のホームページ、環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」（年に数回発行）、広報いちかわ等を通じて市民に発信しています。



じゅんかん白書



じゅんかんニュース



広報いちかわの特集

第4節 環境学習

1. 環境学習用副読本の配布

こどもの頃から循環型社会への理解を深めるため、本市の取り組みや日々の生活で心掛けること等をわかりやすくまとめたものを、小学生用の副読本として作成し、配布しています。

市内公立・私立の小学4年生全員と、中学校に図書室閲覧用として10冊ずつ配布しています。



副読本

2. 出前説明会

本市の「資源循環型都市いちかわ」に向けた取り組みを進めるため、ごみの12分別など、本市の清掃行政についての出前説明会を随時受け付けており、市内各学校や自治（町）会・各地域のイベントなどに出向き説明を行っています。

出前説明会実施実績

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実施回数	17回	20回	17回	16回	13回
参加人数	663名	742名	856名	553名	516名

3. 施設見学者の受入れ

市民の皆さんがごみの減量に取り組むきっかけになるよう、クリーンセンターと衛生処理場では施設見学を随時受け付けており、小学生（主に3・4年生）、中学生、自治（町）会、各市民団体が施設見学を実施しています。

クリーンセンターの施設見学者数

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
団体数	76	75	76	74	76
人数	3,480名	4,196名	4,128名	4,284名	3,902名

衛生処理場の施設見学者数

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
団体数	5	4	5	8	4
人数	140名	206名	305名	377名	252名

4. リサイクル施設見学ツアー

(1) 夏休み！親子で体験！！リサイクルツアー

市内在住の小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学、リサイクル体験会の企画を平成20年度から開始しました。

21年度は、市川市クリーンセンターの見学、京葉瓦斯での紙すき体験、リサイクルプラザでの牛乳パックを使った小物作りなど、親子で見学し、紙の再利用を体験しました。



紙すき体験の様子

(2) リサイクル施設見学ツアー

高校生以上の市民を対象に、市内外にあるごみ処理施設やリサイクル関連施設を見学する施設見学会を実施しています。

リサイクルツアー開催実績

年度	見学場所	参加者数
17年度	製鉄運輸(株)、市川市クリーンセンター、ハイパーサイクルシステムズ	30人
	千葉産業クリーン(株)、オール・ウェイスト・リサイクル(株)	36人
18年度	市川市クリーンセンター、(株)ハイパーサイクルシステムズ	27人
	市原エコセメント、新日鐵君津製鉄所	35人
19年度	市川市クリーンセンター、(株)ハイパーサイクルシステムズ	13人
	実施なし	—
20年度	市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、北越製紙(株)関東工場	26人
	日鐵物流君津(株)市川工場、新日鐵君津製鉄所	33人
21年度	市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、リサイクルプラザ (2回開催)	61人
	日鐵物流君津(株)市川工場、新日鐵君津製鉄所	28人

※平成20、21年度の実績は、夏休み！親子で体験！！リサイクルツアーを含む。

第Ⅱ部 平成21年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第2章 ごみ処理事業

第1節	ごみ処理事業の推移	39
第2節	ごみの排出量・処理量	40
1.	ごみの排出量	41
2.	クリーンセンターにおけるごみの中間処理量	43
3.	ごみの最終処分量	43
4.	資源化量と資源化率	44
第3節	ごみ収集・運搬	45
1.	収集運搬体制	45
2.	家庭ごみの12分別収集	45
3.	ごみ集積所・収集車両等	47
4.	家庭系ごみの指定袋制	48
5.	大型ごみの有料収集	49
6.	有害ごみの収集	49
第4節	ごみ処理・処分・資源化	50
1.	クリーンセンターにおけるごみの中間処理	50
2.	資源物の資源化	57
3.	ごみの組成	59
4.	ごみの最終処分	61
第5節	事業系一般廃棄物対策	62
1.	事業系一般廃棄物の適正処理	62
2.	事業用建築物に関する適正処理への取り組み	66
第6節	不法投棄の防止	67
第7節	動物（犬・猫等）の死体処理	68

第2章 ごみ処理事業

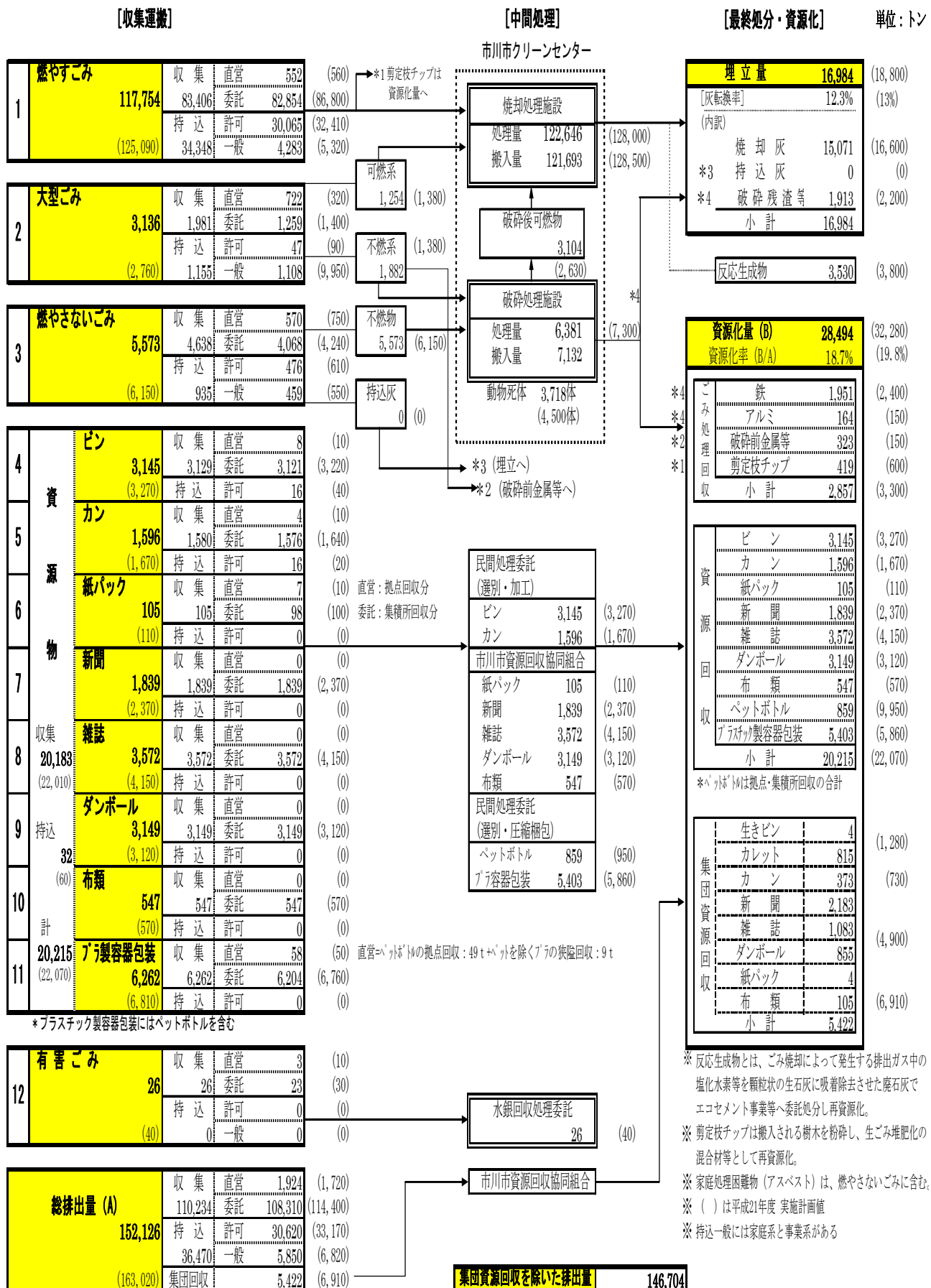
第1節 ごみ処理事業の推移

廃棄物処理行政は、市民の日常生活と経済社会活動に密接した極めて重要な部門でありながら、これまでは「汚い、人の後始末」といったマイナスイメージがあり、市民にとっては比較的関心の薄い分野でした。本市のごみ処理事業は、戦後まもない昭和21年から、リヤカーや牛車で市内に設置されたごみ投入共同箱や各家庭への巡回収集を行い、収集したごみは市内の池や沼などに埋立て処分したほか、農業用肥料として農家に払い下げていました。その後、昭和30年に柏井塵芥焼却場が建設され、ごみの焼却処理が始まりました。

- | | |
|-------|--|
| 昭和30年 | ・ 柏井塵芥焼却場（バッチ式*、処理能力18t/日）が竣工
（柏井塵芥焼却場は昭和48年に閉鎖） *バッチ式：24時間連続式でない処理方法 |
| 昭和45年 | ・ 一部委託収集を開始 |
| 昭和46年 | ・ 粗大ごみ収集を開始（年6回） |
| 昭和49年 | ・ 田尻に市川市清掃工場（24時間全連続燃焼方式焼却炉450t/24h）が竣工
・ 市全域で燃えるごみ週3回、燃えないごみ週1回の分別収集を開始し、ほぼ今日のようなごみ処理体系が確立 |
| 昭和50年 | ・ 清掃工場に大型ごみ破碎処理施設（60t/5h）を併設 |
| 昭和55年 | ・ 市民による古紙・ビン・カンなどの集団回収の支援を開始
・ 市内に最終処分場を確保することが困難となったため、茨城県北茨城市にある民間最終処分場への処分委託を開始 |
| 昭和56年 | ・ 一部の地域でビンの集積所回収を開始 |
| 昭和59年 | ・ 環境汚染を未然に防止するため、有害ごみとして乾電池の分別収集を開始 |
| 昭和60年 | ・ 有害ごみとして蛍光管の分別収集を開始 |
| 平成元年 | ・ 千葉県銚子市にある民間最終処分場への処分委託を開始 |
| 平成2年 | ・ 紙パック（牛乳パック）の拠点回収を公民館、小中学校等の拠点で開始(10月) |
| 平成6年 | ・ 市川市クリーンセンター（焼却施設600t/24h、破碎施設75t/5h）の稼動に伴い、収集区分の変更（従来、燃えないごみとしていたプラスチック類を燃えるごみとして収集）及び、収集区割の変更を実施（JR総武線を境） |
| 平成9年 | ・ ペットボトルの拠点回収を公民館等の拠点87ヵ所にて実施(4月) |
| 平成12年 | ・ 市川市クリーンセンターがISO14001の認証を取得 |
| 平成14年 | ・ “いちかわじゅんかんプラン21（市川市一般廃棄物処理基本計画）”を策定(3月)
・ 資源物とごみの12分別収集を開始（10月） |
| 平成15年 | ・ 市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正(16年4月1日施行)し、
「ごみ集積所からの資源物の抜き取り禁止」「事業系ごみの適正処理対策」「不法投棄対策」などを規定 |
| 平成16年 | ・ 市外複数の民間最終処分場への処分委託を開始 |
| 平成21年 | ・ “いちかわじゅんかんプラン21”改定　ごみ処理編（9月） |

第2節 ごみの排出量・処理量

ごみ処理・資源物回収フローシート（平成21年度）



※ 反応生成物とは、ごみ焼却によって発生する排出ガス中の塩化水素等を顆粒状の生石灰に吸着除去させた廃石灰でエコセメント事業等へ委託処分し再資源化。

※ 剪定枝チップは搬入される樹木を粉砕し、生ごみ堆肥化の混合材等として再資源化。

※ 家庭処理困難物（アスベスト）は、燃やさないごみに含む。

※ () は平成21年度 実施計画値

※ 持込一般には家庭系と事業系がある

1. ごみの排出量

(1) 総排出量

収集量、持込量及び集団資源回収量を合計したごみの総排出量は年々減少傾向にあり、**平成21年度のごみの総排出量は152,126 t**で、前年と比べて3,454 t (2.2%) 減少しました。

内訳を見ると、全体の約7割を占める収集量は前年度から1.2%減少しており、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物の収集量は減少していますが、大型ごみ、有害ごみは増加しています。

持込量は前年度から4.4%減少し、収集量よりも減少の割合が大きく、景気の低迷の影響などにより事業系ごみの排出量が減少したことが考えられます。

また、集団資源回収量も前年度から7.7%も減少しており、資源物の収集量と合わせて、資源物の回収量が大きく減少している状況にあります。

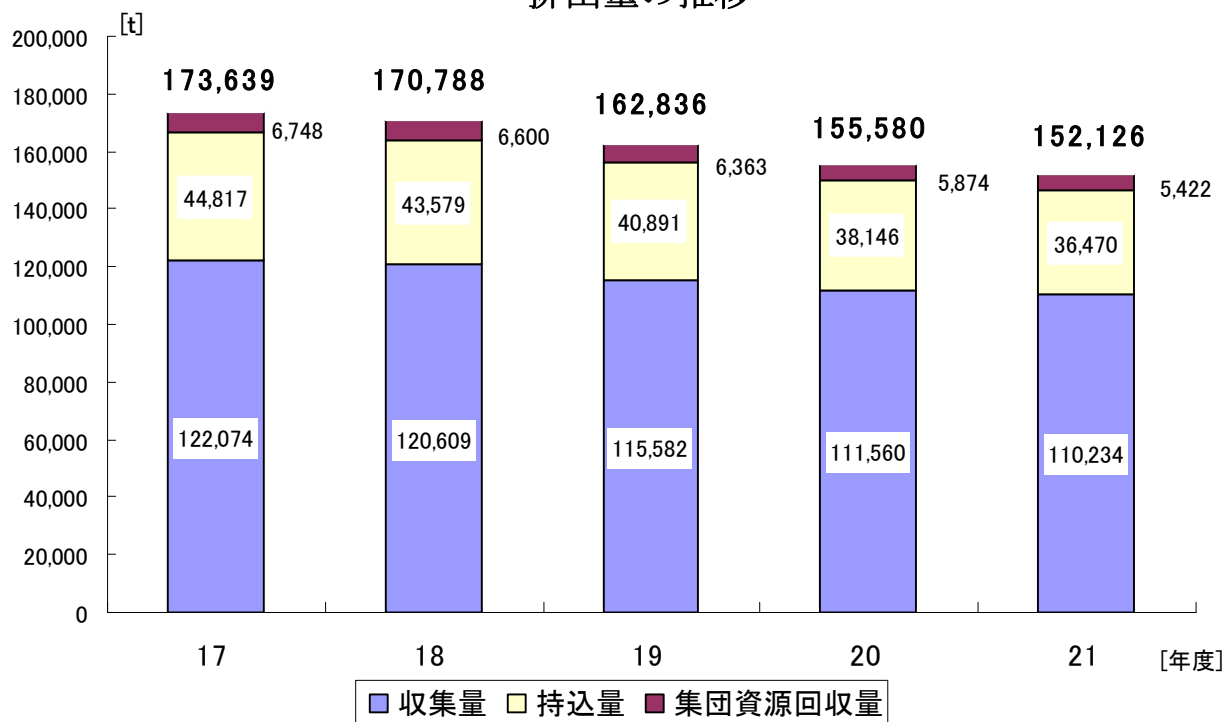
排出量の推移

単位：t

年 度			17	18	19	20	21	20→21増減比較	
処理人口			466,608	468,113	470,074	473,064	475,751	2,687	0.6%
処理世帯			208,168	210,519	213,411	216,655	219,184	2,529	1.2%
世帯当たり人数			2.24	2.22	2.20	2.18	2.17	—	—
年間 ごみ 排出量 t／年	収集量	燃やすごみ	90,374	89,383	86,236	84,736	83,406	▲ 1,330	▲ 1.6%
		燃やさないごみ	5,121	5,059	4,901	4,739	4,638	▲ 101	▲ 2.1%
		大型ごみ	2,037	1,936	1,710	1,702	1,981	279	16.4%
		有害ごみ	39	61	32	20	26	6	30.0%
		資源物	24,503	24,170	22,703	20,363	20,183	▲ 180	▲ 0.9%
		小 計	122,074	120,609	115,582	111,560	110,234	▲ 1,326	▲ 1.2%
	持込量	燃やすごみ	41,989	41,189	38,655	35,816	34,348	▲ 1,468	▲ 4.1%
		燃やさないごみ	1,247	1,074	1,140	1,178	935	▲ 243	▲ 20.6%
		大型ごみ	1,509	1,252	1,031	1,050	1,155	105	10.0%
		資源物	72	64	65	102	32	▲ 70	▲ 68.6%
		小 計	44,817	43,579	40,891	38,146	36,470	▲ 1,676	▲ 4.4%
	収集量＋持込量	燃やすごみ	132,363	130,572	124,891	120,552	117,754	▲ 2,798	▲ 2.3%
		燃やさないごみ	6,368	6,133	6,041	5,917	5,573	▲ 344	▲ 5.8%
		大型ごみ	3,546	3,188	2,741	2,752	3,136	384	14.0%
		有害ごみ	39	61	32	20	26	6	30.0%
		資源物	24,575	24,234	22,768	20,465	20,215	▲ 250	▲ 1.2%
		合 計	166,891	164,188	156,473	149,706	146,704	▲ 3,002	▲ 2.0%
	集団資源回収量		6,748	6,600	6,363	5,874	5,422	▲ 452	▲ 7.7%
	総排出量 (収集量＋持込量＋ 集団資源回収量)		173,639	170,788	162,836	155,580	152,126	▲ 3,454	▲ 2.2%
割合	収集量		70.3%	70.6%	71.0%	71.7%	72.5%	—	—
	持込量		25.8%	25.5%	25.1%	24.5%	24.0%	—	—
	集団資源回収量		3.9%	3.9%	3.9%	3.8%	3.6%	—	—

※処理人口・世帯数は、各年度の10月1日現在の値

排出量の推移



(2) 市民1人1日当たりの排出量

ごみ発生量の指標となる市民1人1日当たりの排出量についても、ごみの総排出量と同様に年々減少傾向にあり、平成21年度は876 gで、前年度と比較して25 g（2.8%）の大幅な減少となりました。

市民1人1日当たりの排出量は、平成14年度の12分別収集の実施以降、着実に減少傾向にあることから、ごみ処理に対する市民の意識が向上した結果、資源物を含めたごみ総排出量に対する排出抑制効果が働いたものと考えられますが、19年度以降の大幅な減少については、景気の低迷による影響が大きいのではないかと考えられます。

市民1人1日当たりの排出量の推移

単位：g

年 度	17	18	19	20	21	20→21増減比較	
収集量	717	706	672	646	635	▲ 11	▲ 1.7%
収集量＋持込量	980	961	909	867	845	▲ 22	▲ 2.6%
集団資源回収量	40	39	37	34	31	▲ 3	▲ 8.2%
総排出量（収集量＋持込量＋集団資源回収量）	1,020	1,000	946	901	876	▲ 25	▲ 2.8%

2. クリーンセンターにおけるごみの中間処理量

市川市クリーンセンターにおけるごみの中間処理量は、総排出量の減少と同様に減少傾向にあります。平成21年度の焼却量は122,646 tで対前年度比2,457 t（2.0%）減となり、破砕量は6,381 tで対前年度比359 t（5.3%）減となりました。

クリーンセンターにおける中間処理量の推移

単位：t

年 度	17	18	19	20	21	20→21増減比較	
焼 却 量	135,936	135,574	127,695	125,103	122,646	▲ 2,457	▲ 2.0%
破 砕 量	8,034	7,582	6,884	6,740	6,381	▲ 359	▲ 5.3%
計	143,970	143,156	134,579	131,843	129,027	▲ 2,816	▲ 2.1%
1日当たり焼却量	372.4	371.4	348.9	342.7	336.0	▲ 6.7	▲ 2.0%
1日当たり破砕量	22.0	20.8	18.8	18.5	17.5	▲ 1.0	▲ 5.3%

※焼却量・破砕量は、P.40のごみ処理・資源物回収フローシート内の[中間処理]市川市クリーンセンターの焼却処理施設及び破砕処理施設における処理量に該当します。（搬入量ベースの値とは異なります。）

3. ごみの最終処分量

ごみの中間処理に伴い発生した平成21年度の焼却灰は15,071 t、破砕残渣は1,913 tとなりました。本市では、この全量を埋立処分しており、平成21年度の最終処分量（埋立量）は16,984 tで、前年度比783 t（4.4%）減となりました。

最終処分量の推移

単位：t

		17	18	19	20	21	20→21増減比較	
埋 立 量	焼却灰	18,237	17,649	16,495	15,739	15,071	▲ 668	▲ 4.2%
	破砕残渣	2,253	2,156	2,016	2,028	1,913	▲ 115	▲ 5.7%
	計	20,490	19,805	18,511	17,767	16,984	▲ 783	▲ 4.4%
（ 参 考 ）	灰転換率	13.4%	13.0%	12.9%	12.6%	12.3%	－	－
	最終処分率	11.8%	11.6%	11.4%	11.4%	11.2%	－	－
	反応生成物量	3,723	3,744	3,737	3,657	3,530	▲ 127	▲ 3.5%

※灰転換率は焼却量に対する焼却灰の発生割合

※最終処分率は、総排出量に対する埋立量の割合

4. 資源化量と資源化率

平成21年度の資源化量は28,494 t で前年度と比べて765 t (2.6%) 減となりました。分別収集されたものと比較して集団資源回収された資源物の量が前年度よりも大幅に減少しています。

また、平成14年度の12分別の実施により約20%に上昇した資源化率は年々低下し、平成21年度の資源化率は18.7%で前年度比0.1ポイントの低下となっています。

資源化量・資源化率の推移

単位：t

年 度			17	18	19	20	21	20→21増減比較	
資源化量	分別収集された資源物	ビン	3,424	3,379	3,295	3,265	3,145	▲ 120	▲ 3.7%
		カン	1,841	1,813	1,688	1,641	1,596	▲ 45	▲ 2.7%
		紙パック	129	121	115	109	105	▲ 4	▲ 3.7%
		新聞	3,264	3,155	2,644	1,872	1,839	▲ 33	▲ 1.8%
		雑誌	5,064	5,020	4,412	3,555	3,572	17	0.5%
		ダンボール	3,128	3,164	3,133	3,054	3,149	95	3.1%
		布類	632	612	586	542	547	5	0.9%
		ペットボトル	1,050	1,060	986	849	859	10	1.2%
		プラ製容器包装	6,043	5,910	5,909	5,578	5,403	▲ 175	▲ 3.1%
		小 計	24,575	24,234	22,768	20,465	20,215	▲ 250	▲ 1.2%
	集団資源回収された資源物	生きビン	57	49	45	47	4	▲ 43	▲ 91.5%
		カレット	1,149	1,034	977	898	815	▲ 83	▲ 9.2%
		カン	524	552	518	485	373	▲ 112	▲ 23.1%
		新聞	2,911	2,800	2,652	2,377	2,183	▲ 194	▲ 8.2%
		雑誌	1,210	1,251	1,233	1,120	1,083	▲ 37	▲ 3.3%
		ダンボール	775	797	824	839	855	16	1.9%
		紙パック					4	4	—
		布類	122	117	114	108	105	▲ 3	▲ 2.8%
		小 計	6,748	6,600	6,363	5,874	5,422	▲ 452	▲ 7.7%
	中間処理後の資源物	エコセメント	0	0	0	0	0	0	—
		鉄	2,865	2,540	2,107	2,117	1,951	▲ 166	▲ 7.8%
		アルミ	105	125	128	158	164	6	3.8%
		破碎前金属等	221	142	231	222	323	101	45.5%
		剪定枝チップ	519	733	634	423	419	▲ 4	▲ 0.9%
		小 計	3,710	3,540	3,100	2,920	2,857	▲ 63	▲ 2.2%
		生ごみバイオマス発電	0	0	148	0	0	0	—
	合 計		35,033	34,374	32,379	29,259	28,494	▲ 765	▲ 2.6%
資 源 化 率		20.2%	20.1%	19.9%	18.8%	18.7%	▲ 0.1%	—	

※資源化量・資源化率には、反応生成物の資源化は含まれていません。

第3節 ごみ収集・運搬

1. 収集運搬体制

一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ（家庭ごみ）は、市又は市が委託した業者により定期的に収集しています。また、事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）は、事業者が自ら処理施設へ運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬しています。

収集運搬体制

区 分	収集運搬主体	備 考
家庭系	市（委託）	ごみ集積所収集・大型ごみ戸別収集
	市（直営）	拠点回収等
事業系	許可業者	排出者（事業者）からの委託による収集
	排 出 者	排出者（事業者）が自ら処理施設へ搬入

※家庭系ごみのうち、引越し等により一時的に多量に発生するごみについては、排出者が市川市クリーンセンターに直接搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼する。

2. 家庭ごみの12分別収集

（1）12分別収集の概要

本市では、資源化率の向上を図るため、**平成14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施**しています。（従前は、燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、ビンカン、有害ごみの5分別）

また、資源物の収集方法については、この12分別収集の他にも、公民館等における拠点回収や自治（町）会、子ども会等が実施する集団資源回収があります。

ごみと資源物の分別区分等

分別区分		収集容器等	収集場所	収集回数
ごみ	① 燃やすごみ	指定袋	ごみ集積所	週 3 回
	② 燃やさないごみ	指定袋	ごみ集積所	週 1 回
	③ 有害ごみ	透明の袋		
	④ 大型ごみ（有料）	—	戸別収集	申込みの都度
資源物	⑤ ビン	指定袋又は透明・半透明の袋	ごみ集積所	週 1 回
	⑥ カン	指定袋又は透明・半透明の袋		
	⑦ 新聞	品目別に ひもで縛る	ごみ集積所	週 1 回
	⑧ 雑誌			
	⑨ ダンボール			
	⑩ 紙パック			
	⑪ 布類	透明・半透明の袋	ごみ集積所	週 1 回
	⑫ プラスチック製容器包装類 （ペットボトルを含む）	指定袋		

※ビン・カンと紙類（新聞等）・布類は、同一曜日にそれぞれ別の車両で収集

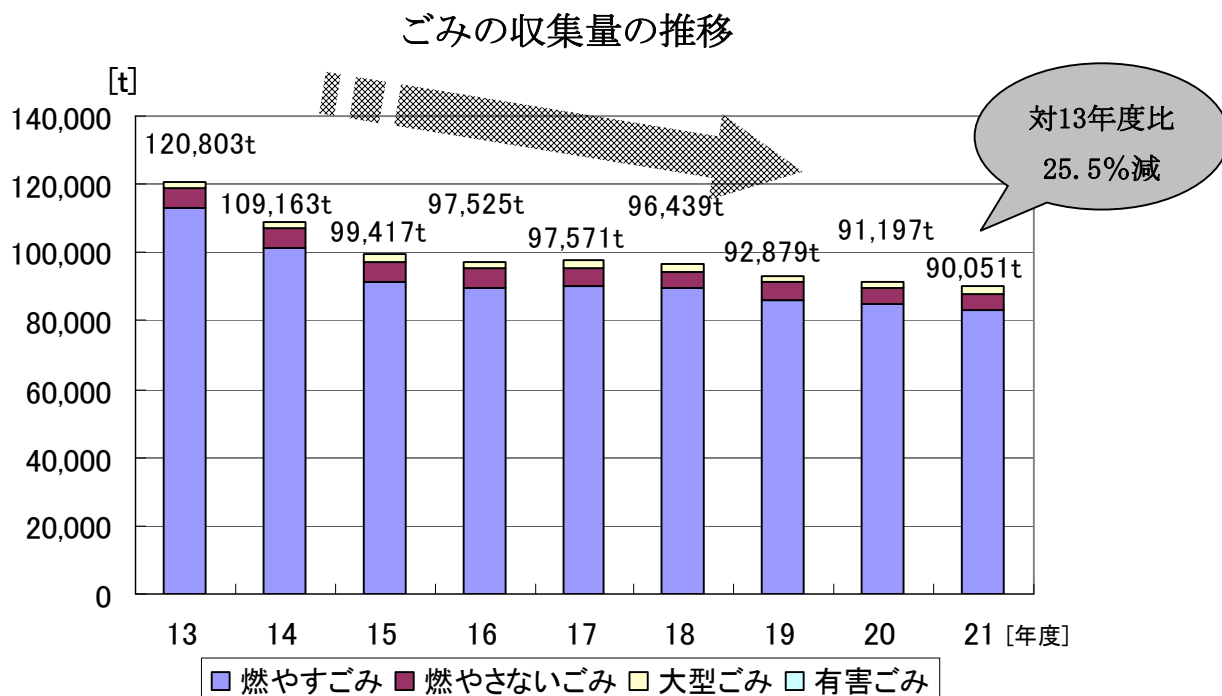
※プラスチック製容器包装類は祝日収集を実施

※平成20年10月より燃やすごみのハッピーマンデー収集を実施

(2) 収集量の推移

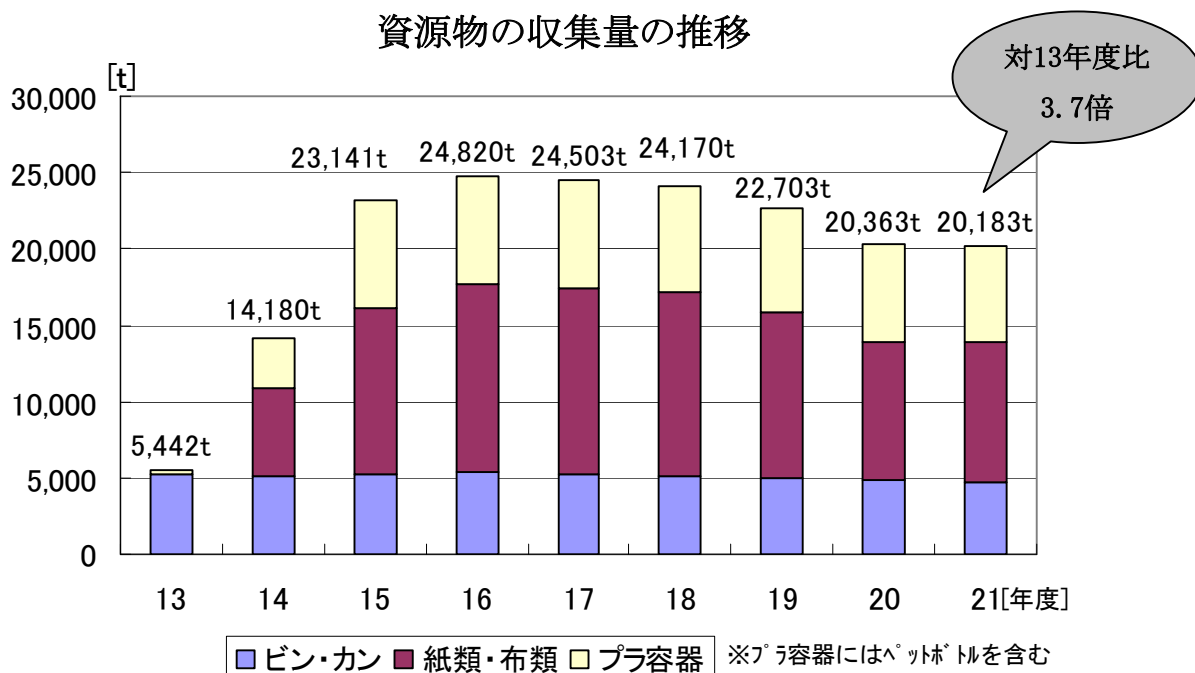
① ごみ収集量

ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ）の収集量は、12分別実施前の平成13年度は120,803 tでしたが、**21年度は90,051 t（13年度比25.5%減）**となりました。



② 資源物の収集量

資源物の収集量（集団資源回収量は含まず）は、12分別実施前の平成13年度は5,442 tでしたが、**21年度は20,183 t（13年度比3.7倍）**となりました。



3. ごみ集積所・収集車両等

(1) ごみ集積所

本市では、市民の申請に基づき集積所を設置しています。**平成21年度末現在の集積所数は18,626箇所。1集積所当たりの平均人口は24.8人、平均世帯数は11.7世帯**になります。

収集頻度は、燃やすごみは週3回、燃やさないごみ・有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン・カン・紙類・布類は週1回です。

(2) 収集車両

家庭ごみの収集は市の直営車両及び収集運搬業者への委託により行っています。

収集車両台数・稼働日数・収集量（平成21年度）

	内 容	車両台数 (台)	稼働日数 (日/年)	収集量(集積所) (t)
直 営	不法投棄回収用等	18	—	—
	小動物死体引き取り用	2	—	—
	集団資源回収用	1	—	—
	拠点回収用	1	—	—
	予 備	1	—	—
	小 計	23	—	—
委 託	燃やすごみ	45	301	82,854
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	14	310	6,204
	新 聞	13	297	1,839
	雑 誌			3,572
	ダンボール			3,149
	紙 パ ッ ク			98
	布 類			547
	ビ ン	13	297	3,121
	カ ン			1,576
	燃やさないごみ	9	297	4,068
	有 害 ご み			23
	大 型 ご み	5	296	1,259
	小 計	99	—	108,310
	合 計	132	—	—

委託収集車両の1日当たりの平均作業量（平成21年度）

	1日当たりの の集積所数	1日当たりの作業回数 (クリーンセンター等 への搬入回数)	1回当たりの 積載量 (kg)	1台1日 当たりの 収集量 (kg)
燃やすごみ	207	3.8	1,610	6,117
プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	222	2.8	517	1,429
新 聞	239	2.1 各問屋（市内4問屋）	214	476
雑 誌			416	925
ダンボール			367	816
紙 パ ッ ク			11	25
布 類			64	142
ビ ン	239	2.0	600	1,216
カ ン				
燃やさないごみ (有害ごみ含む)	344	2.1	729	1,531

※ペットボトルはプラスチック製容器包装類と同じ指定袋に入れて排出されたものを積載。

※新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは1台に同時に積載。※ビン・カンは1台に同時に積載。

(3) 拠点回収

ごみ集積所等における12分別収集の他に、公民館・小中学校等の公共施設の回収拠点において、紙パックとペットボトルの回収を行っています。

資源物の回収拠点数

回収品目	拠点数（平成21年4月1日現在）	21年度収集量	備 考
紙パック	98ヶ所	7t	平成2年10月から実施
ペットボトル	105ヶ所	49t	平成9年4月から実施

4. 家庭系ごみの指定袋制

本市では、家庭ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・資源化を推進するとともに、収集作業の安全性と効率性を確保するために、平成11年10月1日から指定袋制を実施しています。

指定袋制とは、「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」（平成14年6月12日一部改正）に基づき、市の認定を受けた者が指定袋を製造し、市内小売店等で自由価格で販売しています。認定業者は、平成21年度末現在22社です。

指定ごみ袋の種類

	燃やすごみ用	燃やさない ごみ用	空きカン用	空きビン用	プラスチック製 容器包装用
印刷色	緑	赤	青	橙	黒
容量	15, 20, 30, 45ℓ	15, 20, 30ℓ	15, 20ℓ	15, 20ℓ	30, 45ℓ
形態	平袋 又は U形袋				
材質	低密度ポリエチレン又 は高密度ポリエチレン	低密度ポリエチレン			高密度ポリエチレン
色	半透明	透明			半透明

※空きカンと空きビンは、指定袋のほか、透明又は半透明の袋でも排出もできます。

5. 大型ごみの有料収集

住民負担の公平性の確保及びごみの減量・資源化を目的として、家庭系ごみの指定袋制の導入と同時に平成11年10月1日から大型ごみの収集を有料化しました。

大型ごみの収集は他の日常のごみと異なり利用世帯が全体の約3分の1と偏りがあることから、収集の有料化は住民サービスの公平性を考慮したものであるとともに、排出者へのごみ処理コスト意識の向上を促し、不用品の再利用・譲渡等による排出抑制を図るものです。

料金は品物の重量・大きさによって、5段階（500円、1,000円、1,500円、2,000円、2,500円）に設定しています。

収集は電話申込み制で、申込み後、予め料金に応じた処理券を購入し品物に貼り付けてもらい、申し込み時に市が指定した日に戸別収集しています。

大型ごみ料金表

料金	主な品目
500円	ガスレンジ、こたつ(板付き)、米びつ、照明器具、スキーセット、石油ストーブ、ファンヒーター、電子レンジ、プリンター、ホットカーペット、いす、湯沸器、網戸(4枚)、衣装ケース(5個)、ふとん(2枚)、室内物干し など
1,000円	オーブンレンジ、食器洗い乾燥機、流し台(小型)、ミシン(卓上)、健康器具、レンジ台、片袖机、ソファ(1人用)、自転車 など
1,500円	小型タンス、ベット、物干し台(石付き)、小型ロッカー、小型本棚、両袖机など
2,000円	洗面化粧台、大型タンス、大型本棚、大型ロッカー、ソファ(2人以上)、マッサージ機(椅子式)、大型食器棚 など
2,500円	ベッドマット(スプリング入り)、物置(0.5坪以下解体済み) など

※表中の大型・小型の区別は、品物の縦・横・高さのうちいずれかが、1.2mを超えるものは大型、それ以下は小型となります。

※平成15年7月から、市内に親族等のいないひとり暮らしの65歳以上の高齢者(世帯)の方及び障害者手帳をお持ちの方で、大型ごみを屋外まで出すことが困難な方を対象とする「大型ごみサポート収集」(屋内からの持ち出し収集)を実施しています。

※家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は家電リサイクル法等に基づき、パソコンは資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、自動二輪車(原動機付き自転車を含む)は、メーカー等により回収されるため、市では収集していません。

6. 有害ごみの収集

有害物質である水銀を含有する乾電池の処分が社会問題となり、本市でも昭和59年から有害ごみとして分別収集を開始し、現在では**乾電池・蛍光管・水銀体温計を有害ごみとして収集**しています。収集された有害ごみは、市川市クリーンセンターで一時的に保管した後、**一定量になった段階で専門処理業者に処理を委託**しています。

※ 現在、日本で製造されている乾電池には水銀は含まれていませんが、乾電池に使用されているマンガン等の再利用を図るため、継続して分別収集し、専門業者に処理を委託しています。

第4節 ごみ処理・処分・資源化

1. クリーンセンターにおけるごみの中間処理

(1) 市川市クリーンセンターの概要

市川市のごみ処理の方法は「焼却」が中心となっており、市川市クリーンセンターへ搬入された「燃やすごみ」は焼却処理が行われます。また、「燃やさないごみ」「大型ごみ」は、破碎処理により、鉄・アルミが選別・回収されます。

市川市クリーンセンターは、環境に配慮した設備を備えた施設であると同時に、ごみを焼却した際に発生する熱を利用して発電しているサーマルリサイクル施設でもあります。

クリーンセンターの施設概要

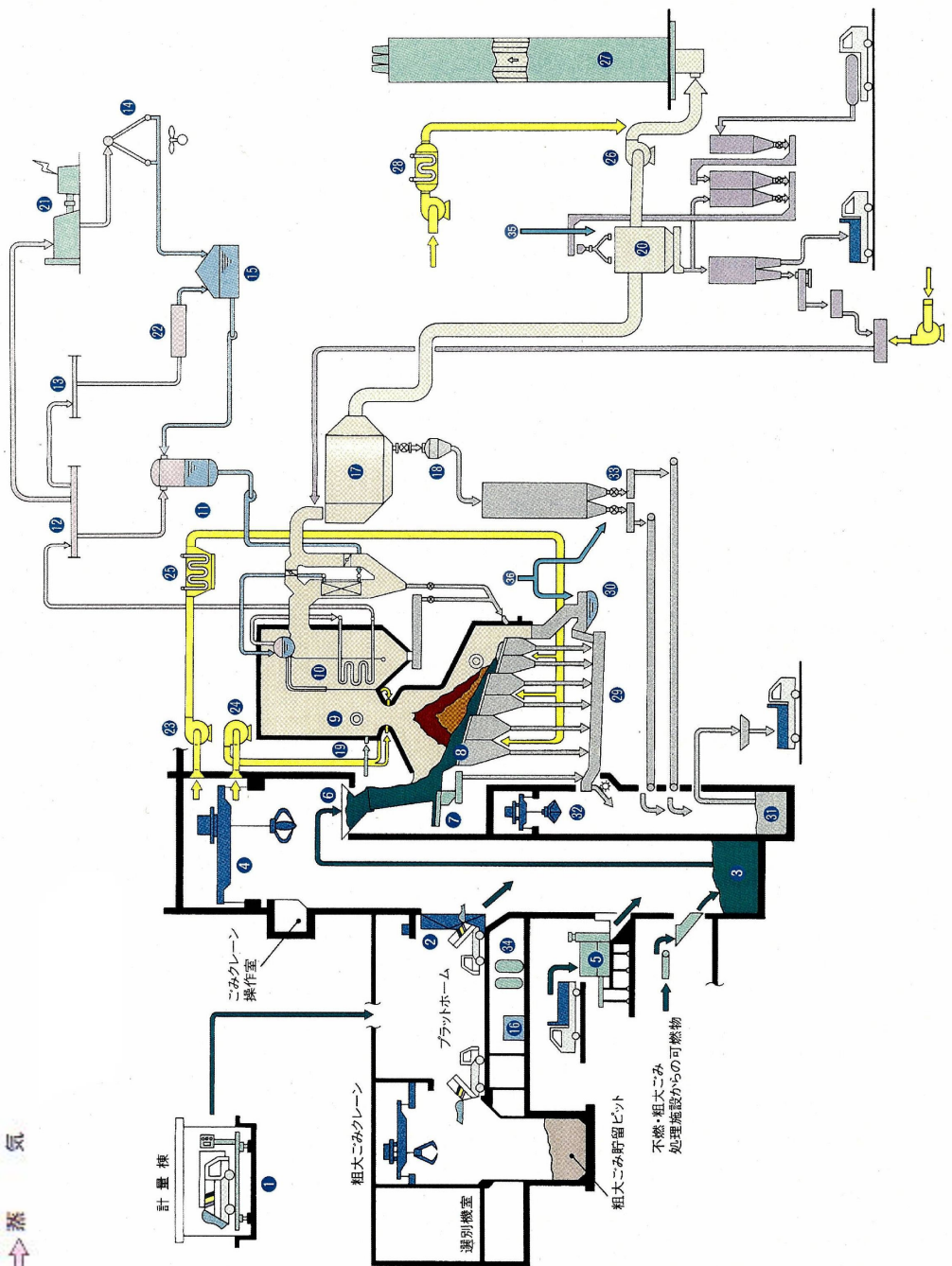
名 称	市川市クリーンセンター		
所 在 地	市川市田尻1003番地		
敷地面積	約27,000㎡		
建築面積	9,849.71㎡		
施 設 名	焼却施設	破碎処理施設	小動物焼却施設
処理能力	600t/24h(200t/24h×3炉)	75t/5h	500kg/5h
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	衝撃剪断併用回転式（横型）	2次燃焼方式
発電設備	出力：7,000kW ・ 発電効率：12.7%		
竣工年月	平成6年3月		
設計施工	川崎重工業株式会社		
建 設 費	252億8,135万円		

クリーンセンターの公害対策施設

施設名	対策内容	稼動年月
排ガス高度処理施設	クリーンセンターから排出する排ガス中のダイオキシン類を減らすため	平成13年12月
灰固形化施設	クリーンセンターから排出する焼却灰に含まれるダイオキシン類や、重金属による汚染を防止するため	平成14年9月

クリーンセンター処理フロー

プラント系統図



■ 施設概要

① 計量機 (ロードセル式 4 点支持式).....	3 基
② ごみ投入扉.....	8 基
③ 油圧観音開き式、うち 1 基はダンピングボックス (油圧観音開き式、うち 1 基はダンピングボックス).....	1 基
④ ごみクレーン.....	2 基
⑤ 可燃性粗大ごみ破砕機 (油圧剪断式、10t/5h).....	1 基
⑥ ごみ投入ホッパ (鋼板製シュート形スイング式ゲート付).....	3 基
⑦ 給じん装置 (水平形往復動式).....	3 基
⑧ 焼却炉.....	3 基
⑨ 助燃バーナ (ロータリ式・灯油).....	6 基
⑩ ボイラ (自然循環式、最大蒸気発生量 34.5t/h).....	3 基
⑪ 脱気器 (蒸気加圧スプレー式、容量 85t/h).....	2 基
⑫ 高圧蒸気だめ.....	2 基
⑬ 低圧蒸気だめ.....	1 基
⑭ 低圧蒸気復水器 (強制空冷式).....	1 基
⑮ 復水タンク.....	2 基
⑯ 電気集じん器.....	1 基
⑰ 乾式平底型、最大処理ガス量 69,400m ³ /h (乾式平底型、最大処理ガス量 69,400m ³ /h).....	3 基
⑱ 集じんダスト抽出装置.....	3 基
⑲ 脱硝装置 (炉内尿素水噴霧方式).....	3 式
⑳ 脱塩装置 (完全乾式)・バグフィルタ.....	3 基
㉑ 蒸気タービン (復水タービン、最大出力 7,000kW).....	1 式
㉒ 余热利用設備 (給湯、冷暖房).....	1 式
㉓ 押込送風機.....	3 基
㉔ 炉温制御用送風機.....	3 基
㉕ 燃焼用空気予熱器 (蒸気式).....	3 基
㉖ 誘引通風機.....	3 基
㉗ 煙突.....	1 基
㉘ (外筒鉄筋コンクリート製、3 筒集合鋼板製、90m).....	3 基
㉙ 白煙低減用空気加熱器 (蒸気式).....	3 基
㉚ 灰出コンベヤ.....	3 基
㉛ 灰押出機.....	3 基
㉜ 灰ビット (1,000m ²).....	1 基
㉝ 灰クレーン.....	2 基
㉞ クラムシェルバケット式天井走行クレーン.....	1 式
㉟ ダスト加温装置.....	1 式
㊱ 排水処理設備.....	1 式
㊲ 排水処理設備・有機系排水処理装置 (無機系排水処理装置).....	1 式
㊳ 排ガス高度処理施設 (活性炭吹込装置).....	3 基
㊴ 灰固化施設 (薬液注入装置).....	5 基

(2) 市川市クリーンセンターのISO14001

地球環境の保全が大きな課題となっている状況の下、ごみ処理事業においても環境面に対して積極的な役割が求められています。

市川市クリーンセンターでは、環境マネジメントシステムを構築し、環境方針を定め、国際規格であるISO14001（※）の認証を取得（平成12年2月21日）しています。

平成22年2月には、審査登録機関によるISO14001の第7回定期審査を更新し、自主的かつ継続的に環境負荷を低減し、環境にやさしいクリーンセンターを目指しています。

環 境 方 針
地球環境保全が人類共通の課題であることから、私たちは、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければなりません。 市川市クリーンセンターは市民から排出されたごみを適正に処理するとともに、「環境にやさしい」ごみ処理システムを目指し、あらゆる環境に影響があるものの抑制を図っていきます。 1. ごみ処理に伴い発生する環境への負担を減らすため、環境マネジメントシステムの継続的な改善をおこないます。 2. ごみの焼却により発生する排ガスや排水による汚染を予防するとともに、得られる熱エネルギーの有効利用など資源のリサイクルに努めてまいります。 3. 環境に係わる法規制を順守するとともに、さらに厳しい自主基準値を定め、その達成を目指します。 4. 環境への負荷を減らすため、環境目的及び目標を定めて、その達成を図るとともに、その内容を定期的に見直します。 5. この環境方針を、全職員及び構成員並びに従業員に周知するとともに、一般に公表します。

※ISO14001とは、企業や自治体等の組織が、自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしていくための経営のやり方・仕組みを定めた世界標準の規格です。

(3) ダイオキシン類等公害対策

① ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、ものの焼却の過程等で自然に生成する物質で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)には75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)には135種類、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）には十数種類の仲間があり、これらのうち29種類に毒性があるとみなされています。

ダイオキシン類の現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼です。廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、早期から検討が行われており、平成9年1月に厚生省による「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿って対策がとられ、平成9年8月の廃棄物処理法施行令などの改正、平成9年12月からの大気汚染防止法による法的規制が行われ、平成14年12月にはさらに厳しい濃度基準が適用されました。

このような規制を受け市川市クリーンセンターでは、ごみ焼却施設から排出される排出ガス中のダイオキシン類を減らすため、平成13年12月に排ガス高度処理施設等を整備しました。

この高度処理施設は排出ガスに活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着・除去する施設です。この高度処理施設の特徴は、吸着させた使用済み活性炭を焼却炉に戻し高温で焼却処理し、ダイオキシン類をクリーンセンター外に出さないことです。

これらの対策によって、クリーンセンターの排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果は、国の基準（1.0 ng-TEQ/m³N）（※1）を大幅に下回っています。

※1 ダイオキシン類の単位説明

単位	説明
ng（ナノグラム）	10億分の1を表す。
pg（ピコグラム）	1兆分の1を表す。
TEQ	毒性等量*。最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表す表示。
m ³ N（ノルマル立方メートル）	温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算した気体の体積を表す表示。

※毒性等量：ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、PCDDのうち最も強い毒性もつダイオキシン類（2,3,7,8-TeCDD）の毒性を1として、他のダイオキシン類の中間の毒性の強さを換算した係数を用いて毒性を足し合わせた値、毒性等量（TEQ）が用いられます。

※国は、ダイオキシン類の耐容一日摂取量（ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量）を4pg-TEQ/kg/日と設定。また、日本人が1日に摂取しているダイオキシン類の平均的な量は、合計で約1.06pg-TEQ/kg/日と推定しています。この水準は、耐容一日摂取量を下回っており、健康に影響を与えるものではないとされています。（『日本人におけるダイオキシン類の蓄積量について』（ダイオキシン類2009 環境省）より）

排出ガス中ダイオキシン排出量 [単位：ng-TEQ/m³N]

年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
1号炉	8月 9日	0.001	7月28日	0.014	8月 1日	0.025	7月29日	0.0047	8月 7日	0.0074
	1月26日	0.0087	1月26日	0.026	1月25日	0.013	1月16日	0.004	1月12日	0.005
2号炉	8月23日	0.0082	8月24日	0.01	8月24日	0.028	8月21日	0.018	9月 2日	0.0077
	1月27日	0.14	1月11日	0.012	1月10日	0.034	1月13日	0.0088	1月 8日	0.0086
3号炉	8月10日	0.002	8月25日	0.013	8月22日	0.0064	7月30日	0.0024	9月 3日	0.024
	1月13日	0.028	1月12日	0.051	1月 9日	0.015	1月 6日	0.01	1月 7日	0.0079

国の基準：1 ng-TEQ/m³N以下

排出水中ダイオキシン類排出量 [単位：pg-TEQ/ℓ]

平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
8月 9日	0.00011	7月28日	0.00006	8月 1日	0	7月29日	0.0002	8月 6日	0.000018
1月13日	0.000079	1月11日	0.00004	1月 9日	0.0018	1月 6日	0.00039	1月 7日	0.069

国の基準（平成15年1月15日以降の基準）：10 pg-TEQ/ℓ

② 焼却灰の対策

a) 重金属対策

燃やすごみを焼却処理すると灰になります。この焼却灰については、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、焼却灰等を埋立処分する場合の重金属（水銀等の有害な金属類）の溶出等について様々な規制が定められ、そのため施設整備の必要性が出てきました。

そこで市川市クリーンセンターでは、集じん灰や焼却灰に薬剤（キレート剤）を注入し、灰に含まれる重金属等（水銀等の有害な金属類）を不溶化することにより、灰埋立後の重金属類の溶出を防ぎ、環境負荷を低減させる灰固形化施設を整備しました（平成14年9月から稼動）。なお、稼動後は重金属類の千葉県指導基準値を下回っています。

b) ダイオキシン類対策

焼却灰のダイオキシン類については、焼却灰を薬剤処理することにより「ダイオキシン類対策特別措置法」による規制の除外規定に該当しています。

(4) その他適正処理対策

市内で発生するごみの内、プロパンガス、中身が残っているカセット式ボンベ・スプレー缶等爆発・火災等の危険性のあるものについては、収集・処理処分の過程で火災・爆発事故等を起こし、作業の安全性や収集車や焼却設備に甚大な損害を及ぼす可能性があるため、市では収集・処理処分を行うことができません。

そのため、それらの製品の製造販売事業者の協力のもと、事業者の責任で適正に処分してもらうために販売店等で引き取りを行っています。ガイドブック等で市民に周知していますが、ルールを守らずに排出されたため、年間20～40件の事故が発生していました。

そこで、こうしたルールを無視して出される危険なごみによる事故を未然に防止し、破碎処理不適物の処理を安全かつ効率的に行うために、燃やさないごみについては、市川市クリーンセンターの破碎ピットに直接搬入せず、破碎処理不適物の除去をする作業を行っています。

この破碎不適物除去作業を実施した平成16年度以降は、爆発事故の件数は減少し、発生した事故についても小規模の火災・爆発にとどまっています。しかし、現在も年間20件弱の事故が発生しており、その事故への対応のための費用がかかっています。今後も市民への周知を通じて、破碎処理不適物の混入防止に努め、より安全で効率的な処理を行います。

クリーンセンターでの事故発生件数の推移

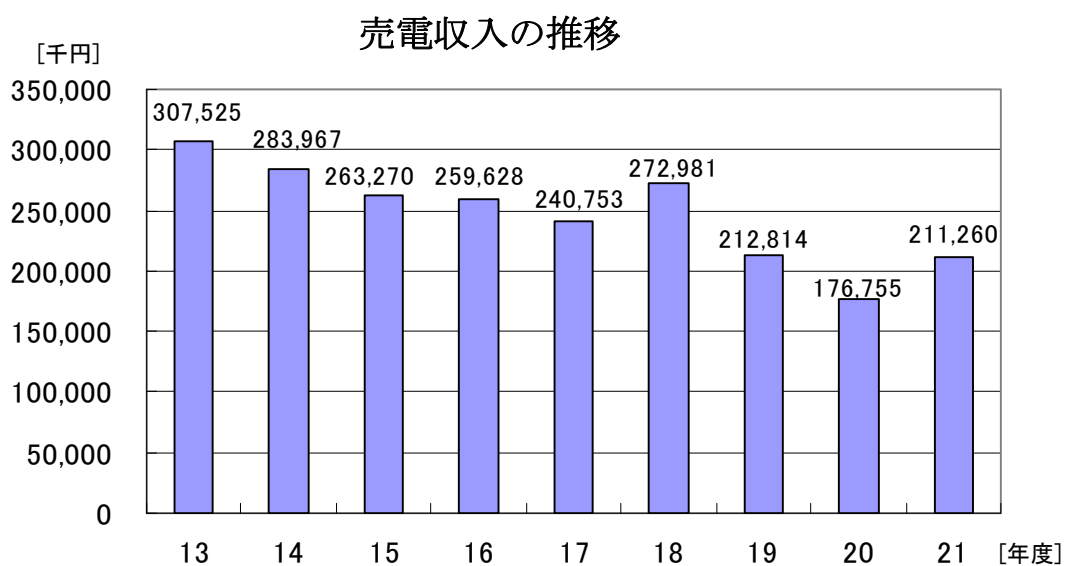
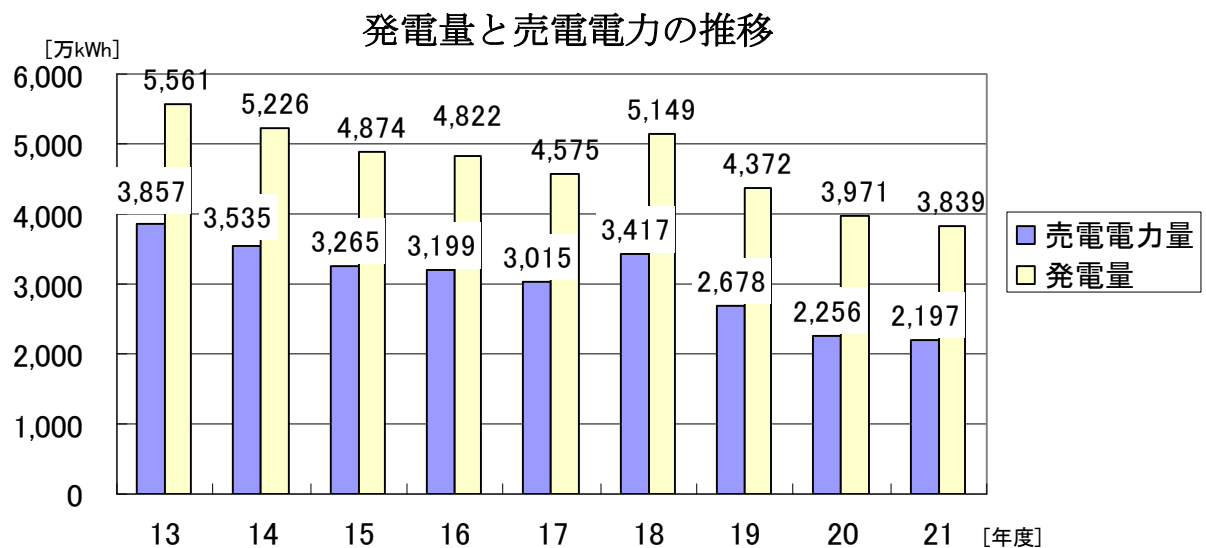
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
火災事故	18	21	14	14	16
爆発事故	6	8	2	4	1
計	24	29	16	18	17

(5) 熱回収・余熱利用

① 発電量と売電収入

市川市クリーンセンターは、ごみ焼却エネルギーを利用した発電施設でもあり、ごみの焼却によって発生する熱を回収し、その熱をボイラーで蒸気に変えて、センター及び余熱利用施設の暖房、給湯に利用し、発生した蒸気をタービンに送って発電しています。発電した電気は、センター内の施設を動かす電力や隣接する余熱利用施設へ供給して利用している他、余剰電力は電力会社に売電しています。

発電量は、ごみ焼却量の減少に伴い減少傾向にあり、平成21年度は3,839万kWhとなりました。1世帯当たりの年間平均電力消費量を3,600kWh（電気事業連合会資料）として計算すると、21年度の発電量は約10,600世帯の年間消費量に相当します。



※18年度は調定方法の変更により、13ヶ月分の数値を18年度の数値として記載しています。

② 余熱利用施設（クリーンスパ市川）

市川市クリーンセンターにおける熱回収によって得た電力と余熱を有効利用する施設として、クリーンスパ市川が平成19年9月にオープンしました。

施設の建設・運営については、P F I（Private Finance Initiative）方式により事業が実施されています。P F I方式は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく制度で、公共施設の設計、建設、運営、維持管理に、民間の資金と経営能力・技術能力を活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ろうとするものです。

余熱利用施設の概要

施設名称	クリーンスパ市川	所在地	市川市上妙典1554番地
敷地面積	6,461㎡	施設規模	4,611.96㎡（鉄骨造2階建て）
供用開始	平成19年 9月	事業者	ベイスパ市川CC株式会社
施設内容	プールゾーン：25mプール8コース、多機能プール、子供プール 風呂ゾーン：各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 休憩ゾーン：大広間、集会室、飲食施設 その他：スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等		

入場者数の推移

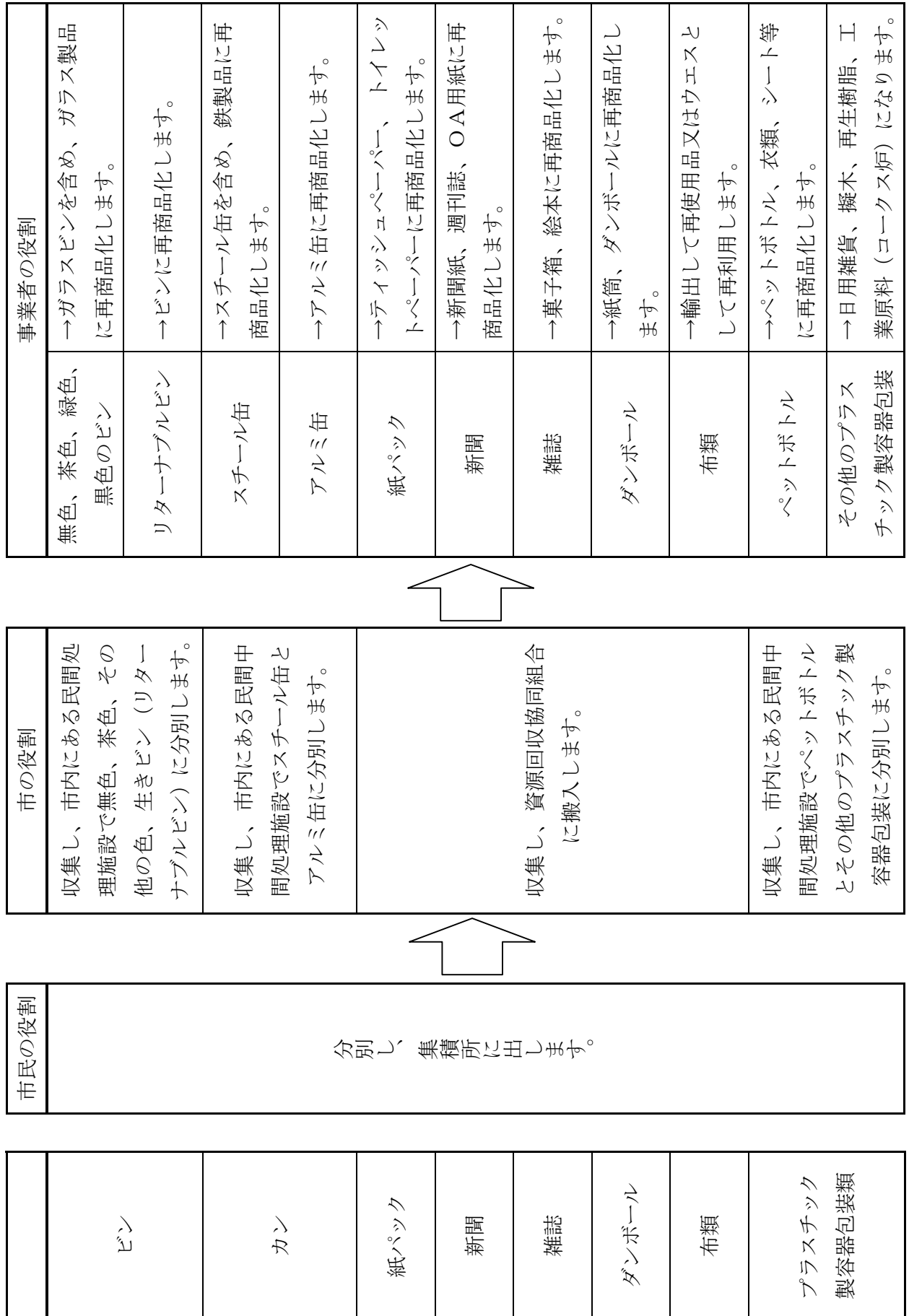
年 度	19年度 (H19年9月～)	20年度	21年度
入場者数	106,715人	224,824人	239,809人



クリーンスパ市川

2. 資源物の資源化

資源物の資源化の流れ（市民・事業者・市の役割）（平成21年度）



(1) ビン・カンの資源化

ごみ集積所から収集したビン、罐は、市内の民間処理施設に搬入され、ビンについては、生きビン（リターナブルビン）と色別（無色・茶・黒・緑）に選別され、再資源化事業者、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に売却又は引渡しを行い、罐については、スチール缶とアルミ缶とに選別・圧縮し、再資源化事業者に売却しています。

(2) 紙類・布類の資源化

ごみ集積所等から収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、市内の紙間屋（市川市資源回収協同組合）へ搬入し、有価物として売却しています。

(3) プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）の資源化

ごみ集積所等から収集したプラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）は、市内の民間処理施設に搬入され、ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装とに分別し、異物や汚れのひどいものを選別・除去した上で、圧縮・梱包されます。

平成21年度においては、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法に基づき公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引渡し、再商品化しています。

資源化についての詳しい情報は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページにある「わたしのまちのリサイクル」に掲載されています。

<http://www.jcpra.or.jp/special/mytown/index.html>



プラスチック製容器包装類の選別作業



圧縮・梱包されたペットボトル

3. ごみの組成

(1) 燃やすごみの組成

ごみ集積所から収集した燃やすごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。燃やすごみの中に混入された金属類等の不燃物の割合は概ね2%以下で推移しており、不燃物の分別排出は良好に推移しているといえます。

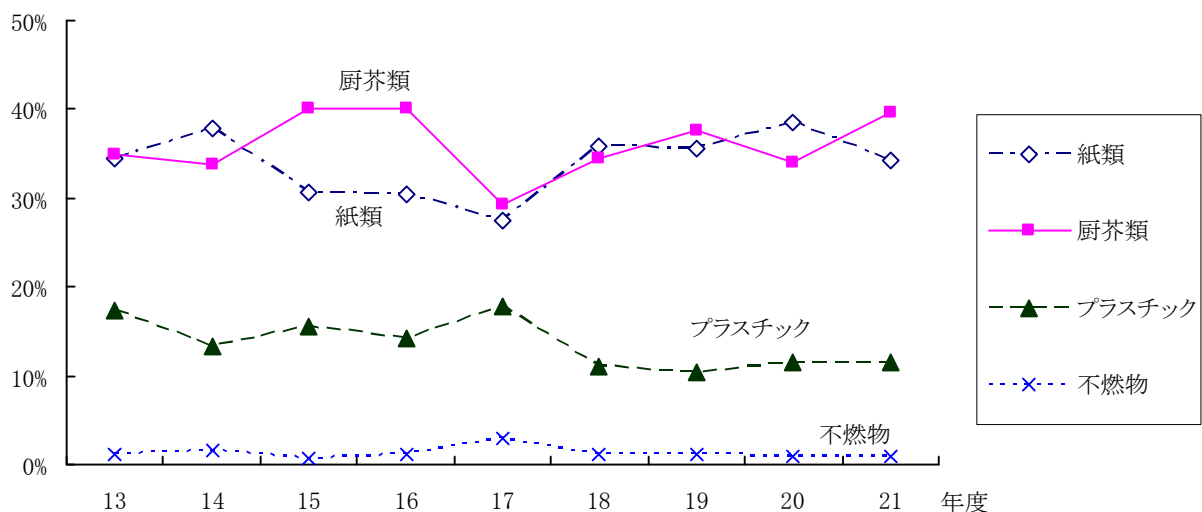
一方で、平成21年度においても、依然として紙類が34.2%、プラスチック類が11.5%を占めています。これらの中にはまだ資源物として分別収集できるものが含まれていることが推測されることから、12分別の徹底が求められます。

また、厨芥類が39.6%を占めており、今後、更なる燃やすごみの発生抑制・資源化を進める上で、生ごみの資源化対策が必要と考えられます。

燃やすごみの組成の推移（湿重量ベース）

年度		14	15	16	17	18	19	20	21
可燃物	紙類	37.8%	30.7%	30.4%	27.5%	35.8%	35.5%	38.6%	34.2%
	厨芥類	33.7%	40.0%	40.2%	29.3%	34.5%	37.7%	33.9%	39.6%
	繊維類	2.6%	4.3%	3.8%	7.5%	6.9%	5.6%	5.3%	4.2%
	草・木・竹	6.0%	6.4%	7.4%	9.9%	6.1%	6.2%	6.8%	4.7%
	ゴム・その他	5.1%	2.4%	2.8%	5.1%	4.6%	3.5%	3.0%	4.8%
	プラスチック	13.2%	15.5%	14.2%	17.7%	11.0%	10.4%	11.5%	11.5%
不燃物	金属類	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.3%	0.5%
	ガラス	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.3%	0.2%
	磁器・その他	1.1%	0.3%	0.8%	2.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%
可燃分比率		98.4%	99.3%	98.8%	97.0%	98.9%	98.9%	99.1%	99.0%
不燃分比率		1.6%	0.7%	1.2%	3.0%	1.1%	1.1%	0.9%	1.0%

注：組成割合は水分を含んだ搬入時の状態で測定している。

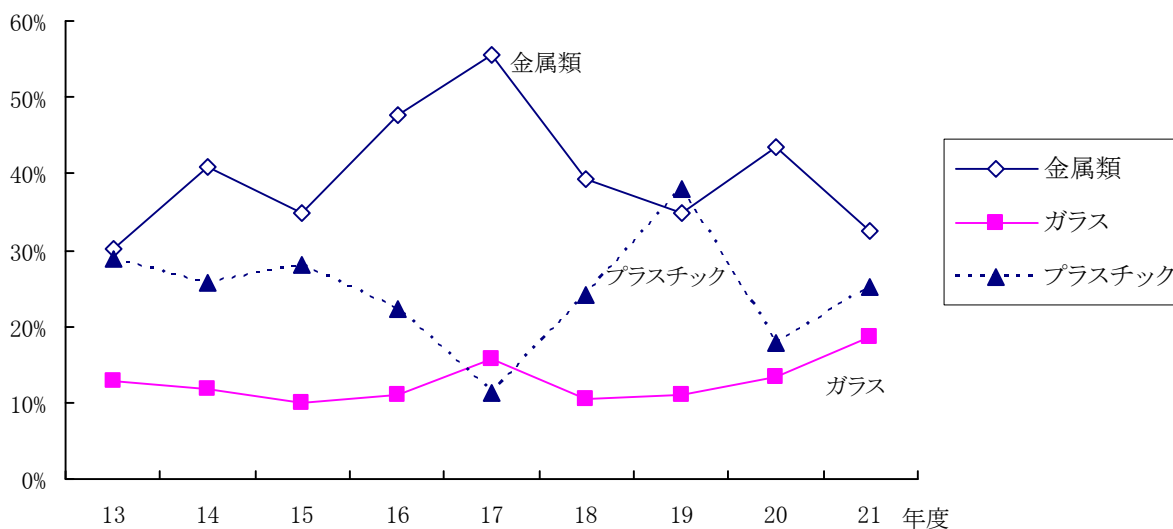


(2) 燃やさないごみの組成

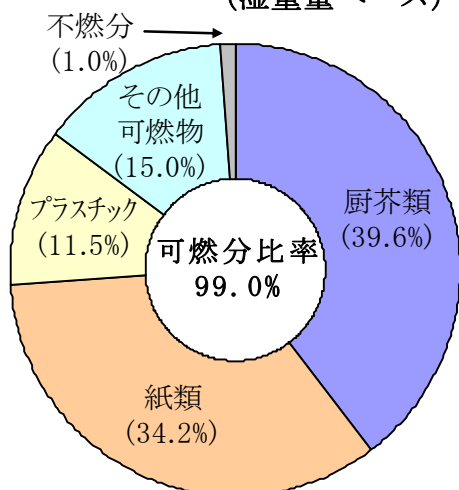
ごみ集積所から収集した燃やさないごみの組成分析結果平均値の経年変化は、以下の表のとおりです。燃やさないごみには、小型の家電製品等のプラスチックの複合物があるため、物理組成ではプラスチックの割合が高くなっています。

燃やさないごみの組成の推移（湿重量ベース）

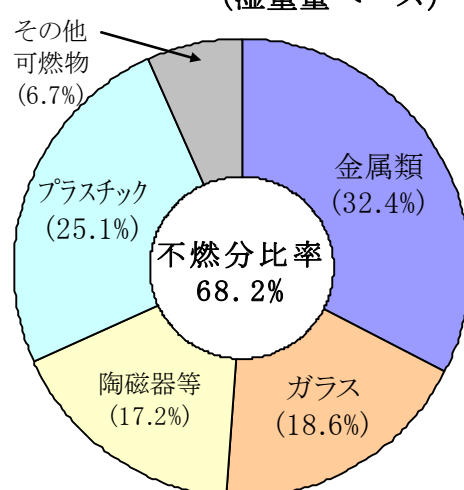
年度		14	15	16	17	18	19	20	21
不燃物	金属類	40.8%	34.8%	47.6%	55.5%	39.2%	34.9%	43.4%	32.4%
	ガラス	11.8%	9.9%	11.1%	15.6%	10.5%	10.9%	13.4%	18.6%
	陶磁器等	17.7%	22.3%	15.9%	13.5%	17.1%	13.6%	21.0%	17.2%
可燃物	プラスチック	25.8%	28.1%	22.2%	11.2%	24.1%	38.0%	17.9%	25.1%
	紙類	1.4%	1.1%	0.9%	1.6%	2.2%	1.2%	0.7%	1.3%
	その他	2.5%	3.8%	2.3%	2.6%	6.9%	1.4%	3.6%	5.4%
不燃分比率		70.3%	67.0%	74.6%	84.6%	66.8%	59.4%	77.8%	68.2%
可燃分比率		29.7%	33.0%	25.4%	15.4%	33.2%	40.6%	22.2%	31.8%



平成21年度 燃やすごみの組成
(湿重量ベース)



平成21年度 燃やさないごみ組成
(湿重量ベース)



4. ごみの最終処分

本市は、昭和21年に塵芥収集を開始した当初、ごみは市内の田・沼・原野等に直接埋立処分していました。昭和30年の柏井塵芥焼却場の竣工後は、燃えるごみは同焼却場で焼却処理、焼却灰と燃えないごみは埋立処分していました。

その後人口増加による都市化の進展に伴い市内での最終処分場の確保が困難となり、焼却灰及び破碎残渣を、昭和55年からは茨城県北茨城市にある民間最終処分場へ、平成元年からは千葉県銚子市にある民間最終処分場へ処分委託しています。また、平成16年からは銚子市にある民間最終処分場に加え、富津市にある民間最終処分場へ処分委託をしていましたが、18年度には、この民間最終処分場が千葉県からの改善勧告により搬入停止となったため、新たな処分場を確保する必要性が発生し、市は焼却灰及び破碎残渣については秋田県等にある民間最終処分場に処分委託しました。

このように本市は、ごみの自区域内処理の原則にもかかわらず、市外の民間最終処分場に埋立処分を依存しており、最終処分量の削減は最重要課題となっています。

この課題解決のため、本市は平成14年10月より「資源物とごみの12分別収集」を実施し、資源化の推進による最終処分量の削減に努めていますが、12分別収集実施後も最終処分量は大幅には減少しておらず、13年度と比べて21年度は22.2%の削減にとどまっています。

民間最終処分場の委託先の推移

所在地	期間（年度）
北茨城市	S55年度——S63年度
銚子市	H元年度————→
富津市	H16年度——H18年度——H21年度
秋田県	H18年度————→
その他	H18年度————→

最終処分量（埋立量）の推移

年 度		16	17	18	19	20	21
焼却灰	銚子市	10,113	9,656	8,272	4,996	5,026	2,855
	富津市	7,278	8,581	3,186	—	—	4,774
	秋田県	—	—	5,393	11,499	10,713	7,442
	その他	—	—	799	—	—	—
	焼却灰計	17,392	18,237	17,649	16,495	15,739	15,071
破碎残渣	銚子市	—	—	626	—	—	—
	富津市	2,578	2,253	715	—	—	858
	秋田県	—	—	815	2,016	2,028	1,055
	その他	—	—	—	—	—	—
	破碎残渣計	2,578	2,253	2,156	2,016	2,028	1,913
年間埋立量合計		19,970	20,490	19,805	18,511	17,767	16,984

※埋立量は、各委託先への埋立委託量を1トン未満四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

第5節 事業系一般廃棄物対策

1. 事業系一般廃棄物の適正処理

事業活動に伴って排出される事業系ごみ（事業系一般廃棄物）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条及び「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」第4条において、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

＜市川市廃棄物の資源化及び適正処理に関する条例＞

（事業者の責務）

- 第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用を図ること等により、廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市が実施する施策に協力しなければならない。

本市においては、事業者が適正な処理を行うためには、事業系一般廃棄物を自ら市のクリーンセンターへ搬入するか、又は市が許可した民間の収集運搬業者に処理を委託しなければなりません。一部の実業業者はその責務を果たさず、家庭用ごみ集積所に排出する事業者（未適正処理事業者）が見られます。

そこで、事業者に適正処理を徹底させるため、これら未適正処理事業者に対し個別訪問指導を実施するとともに、啓発パンフレットの送付や広報掲載等、文書による指導・啓発を実施し、適正処理への移行を促しています。また、適正処理済シールの配布等、適正処理に向けた様々な対策にも取り組んでいます。

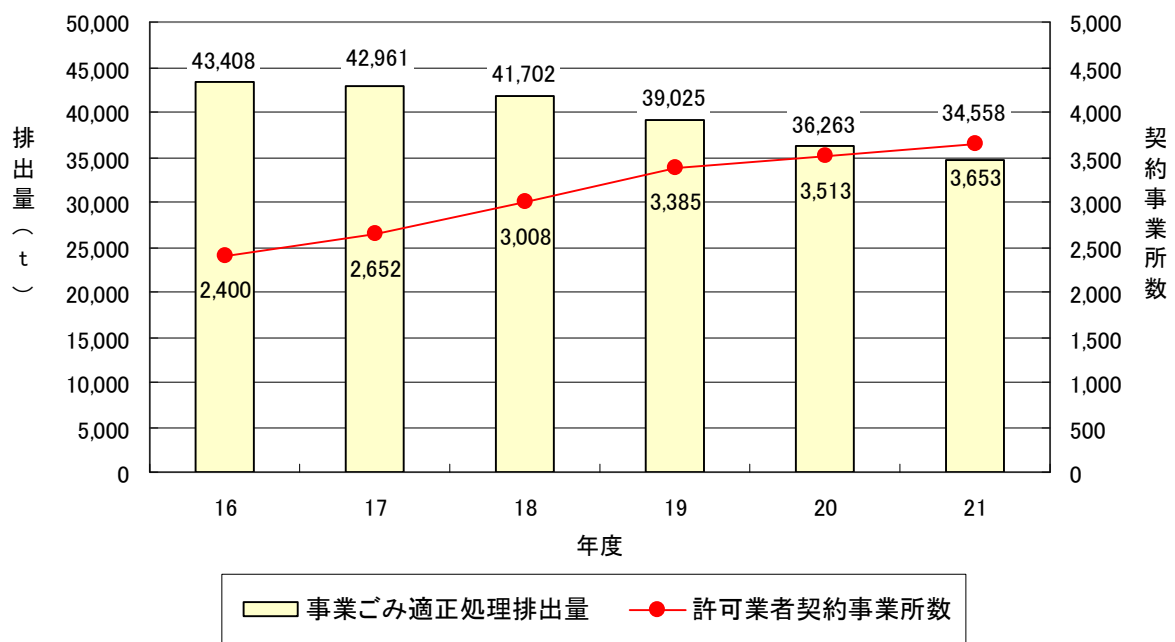
(1) 適正処理状況

平成21年度末の適正処理事業所数は、市内約13,000事業所(※1)のうちの約37%にあたる約4,800事業所(※2)(平成20年度末約4,900事業所)となっていますが、排出量でみると、事業系ごみ全体の推定総排出量52,152tのうち、約66%にあたる34,558tの事業系ごみが適正に処理されています。

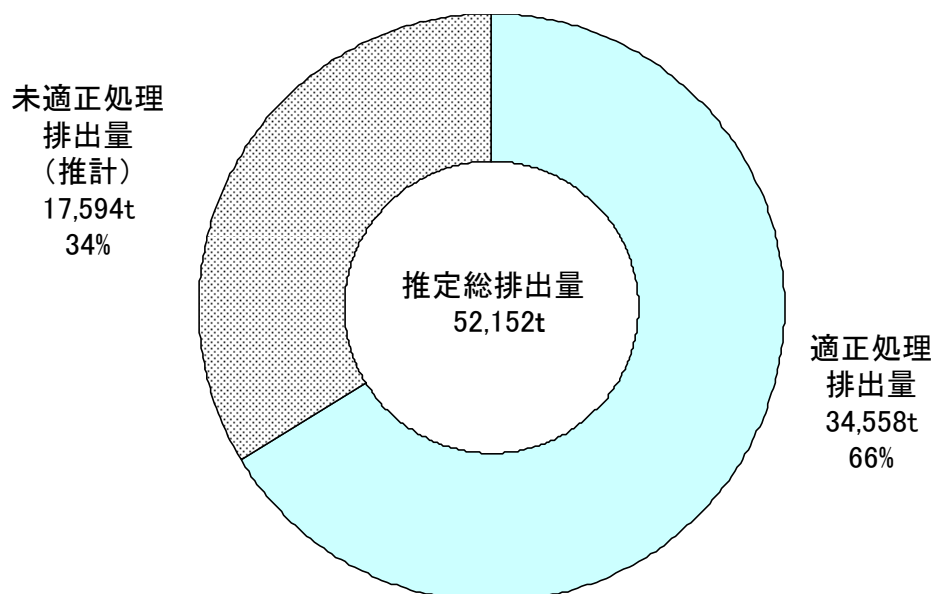
※1 平成21年度NTTデータに基づく

※2 許可業者に処理を委託している事業所4,622(契約事業所数3,653及び契約事業所内のテナント969)＋自己搬入事業所約200

事業系ごみ適正処理排出量・適正処理契約事業所数の推移



平成21年度 事業系ごみ適正処理状況



(2) 適正処理推進のための取組内容

① 個別指導

適正処理に対する理解を求めするため、未適正処理事業者と直接面談し適正処理に関する説明や啓発パンフレットの配布を行っています。特に、事業所が集中する主要駅周辺を重点的に行っています。また、家庭ごみ集積所に影響を与えている事業所に対しても、随時個別訪問指導を実施し適正処理の徹底に努めています。

平成21年度 主要駅周辺事業所指導実施状況

指導地区	指導事業所数
総武線本八幡駅周辺	578事業所
東西線妙典駅周辺	174事業所
東西線行徳駅	516事業所
東西線南行徳駅	264事業所
京成線鬼越駅	92事業所
計	1,624事業所

② 啓発パンフレットの送付

啓発・指導を目的として、啓発パンフレットを未実施事業所に対して年2回送付しています。

- ・第1回目 平成21年 9月 発送数 6,743事業所
- ・第2回目 平成22年 3月 発送数 6,527事業所 計13,270事業所

③ 適正処理済シールの配布

適正処理事業所としての自覚と事業所のイメージアップを図ることを目的に、適正処理を実施している事業所に対し、店頭表示用のシールを配布しています。

[配布枚数] 3,505枚（平成22年3月末現在）



適正処理済シール

④ 広報活動

事業系一般廃棄物の適正処理についてご理解とご協力をいただくため、「広報いちかわ」に記事を掲載しています。また、市のホームページに、事業者の方向けに適正処理の内容や市内許可業者の一覧表等を掲載しています。

⑤ 紙類別おろし事業

平成18年度より、紙類別おろし事業として、これまで可燃ごみとして焼却していた事業系のダンボール・新聞紙・雑誌類等を、クリーンセンターのごみピットに投入せずに、ストックヤード内に確保した別おろし場へ搬入し、資源化するよう許可業者の協力も得て実施しています。

紙類別おろし量

品 目	18年度	19年度	20年度	21年度※
ダンボール	2,710 kg	8,810 kg	3,050 kg	1,950 kg
新 聞	300 kg	670 kg	500 kg	0 kg
雑 誌	310 kg	1,760 kg	1,980 kg	1,740 kg
計	3,320 kg	11,240 kg	5,530 kg	3,690 kg

※21年度は4月から1月まで実施

(3) 一般廃棄物処理業者（許可業者）の指導・監督

本市では、市が許可している一般廃棄物処理業者（許可業者）に対し、法令及び市の定める処理計画に則った適正な処理を確保するための指導及び監督を行っています。

① 搬入物検査・立入検査

クリーンセンターが設けている搬入基準に照らし、許可業者が事業系一般廃棄物として搬入する内容物について調査を実施しています。また、法令に基づき、許可業者の事業場に立ち入って、帳簿の保存・管理その他事業活動における法令遵守の状況に関する調査を行っています。これらの検査により違法ないし不適正な点が判明すれば、相応の処分ないし改善を求める指導を行っています。

② その他研修会など

上記検査のほか、許可業者を対象とする、法令及び市の処理計画に関する理解を深めるための研修会を実施しています。また届出、報告などの場においても、処理作業中における従業員の安全確保並びに市民の生活環境への配慮などを含め、市内における事業系一般廃棄物の円滑かつ適正な処理に資するための指導を随時行っています。

(4) ごみ処理手数料

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターに搬入した場合、**10kgにつき189円（消費税相当額を含む）の処理手数料**が必要となります。

※ごみ処理手数料は、家庭ごみを排出者自ら搬入した場合も同額

2. 事業用建築物に関する適正処理への取り組み

(1) 事業用途建築物の建築における事業系一般廃棄物集積場設置等の指導

市内でワンルーム形式共同住宅・中高層建築物の建築及び宅地開発事業のうち事業用途の建築物を建築する場合において、事業系一般廃棄物の集積場の設置及び使用等に関する必要な事項につき基準を定め、事前協議による指導を行っています。完成後に店舗・事務所等から排出される事業系一般廃棄物の適正処理を確保し、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、清潔で快適な住みよい街づくりに寄与することを目的とするものです。

(2) 事業用大規模建築物における廃棄物減量・資源化

事業用大規模建築物（平成21年度末現在：78事業所）の所有者又は占有者は、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第16条により、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物の減量・資源化・適正処理計画書の作成が義務付けられています。また、本市では必要に応じて立入検査等を実施することにより、適正処理の確認をするとともに、減量・資源化の取り組みの助言・啓発を行っています。

事業用大規模建築物を所有又は占有している事業者による 廃棄物減量・資源化への取り組み状況の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業所数		80事業所	78事業所	76事業所(※1)	76事業所	78事業所
排出量	可燃ごみ	9,211.6 t	8,016.1 t	7,490.9 t	7,231.9 t	7,395.7 t
	不燃ごみ	298.8 t	308.1 t	449.9 t	345.3 t	244.3 t
	資源化物	7,560.0 t	8,174.1 t	8,068.1 t	7,463.2 t	8,302.1 t
	総排出量	17,070.4 t	16,498.3 t	16,009.0 t	15,040.4 t	15,942.1 t
資源化率(※2)		44.3%	49.5%	50.4%	49.6%	52.1%

※1 78事業所のうち、改装工事中の2事業所を除いたもの

※2 資源化率＝資源化物／総排出量

<事業用大規模建築物>

条例第16条第1項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物
 - ア 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - イ 店舗又は事務所
 - ウ 旅館又はホテル

第6節 不法投棄の防止

市内の不法投棄は、山林、原野や海岸への投棄とともに、ごみ集積所周辺等の市街地などにも投棄されることが多い状況にあります。

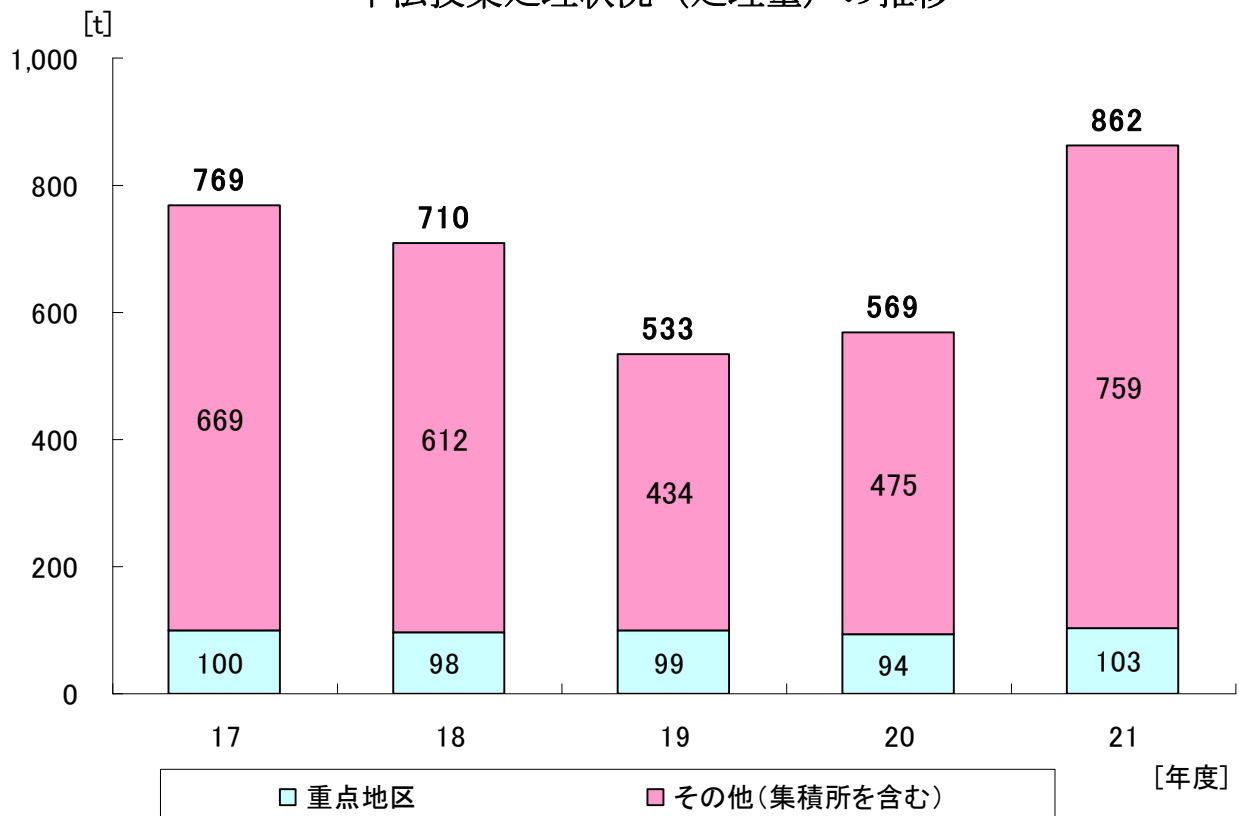
本市では、投棄されやすい場所への防止看板や監視カメラの設置、深夜を含めたパトロール等を実施して不法投棄の防止に努めています。また、個人所有又は占有の土地に投棄された場合は、市条例により所有者・占有者等の責任により不法投棄されたごみを処分することになっていることから、土地所有者又は占有者等（特に空地など）への不法投棄防止策の指導を行っています。

近年の傾向として、ごみ集積所など、街中の身近な場所への投棄が目立つことから、地域で活躍するじゅんかんパートナー（27ページ参照）との連携により不法投棄の抑止を図っています。

不法投棄処理状況の推移

年度	重点地区		その他（集積所含む）		合計	
	回数（件）	処理量（t）	回数（件）	処理量（t）	回数（件）	処理量（t）
17年度	389	100	2,427	669	2,816	769
18年度	395	98	2,030	612	2,425	710
19年度	449	99	1,698	434	2,147	533
20年度	394	94	1,803	475	2,197	569
21年度	454	103	2,785	759	3,239	862

不法投棄処理状況（処理量）の推移



第7節 動物（犬・猫等）の死体処理

動物の死体は廃棄物処理法第2条によって「一般廃棄物」と分類されています（畜産農業に係るものを除く）が、本市では家族の一員として生活を共にしてきたペット（愛がん動物等の小動物）が亡くなった場合、専用保冷車で引き取り、**動物専用火葬施設にて火葬し、市営霊園脇の犬猫慰霊碑に納骨しています。**

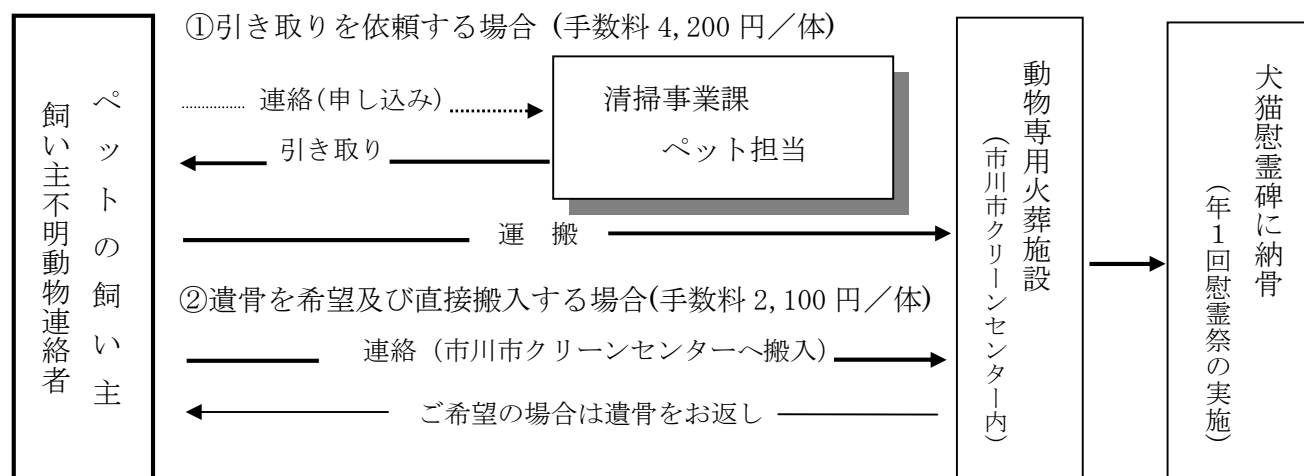
また、動物専用火葬施設（市川市クリーンセンター内）に直接持ち込まれた場合で希望の方には火葬後の遺骨を渡しています。

不幸にして事故等に遭い死亡した飼い主不明の小動物に対しても同様の処理を施し、死亡した小動物に安らぎの場を提供するとともに、地域の生活環境保全に寄与しています。

また、毎年10月の第1日曜日には、市川浦安獣医師会により開催される慰霊祭を支援しています。

処理手数料については、ペットを引き取りに伺った場合は、一体につき4,200円、動物火葬施設まで持ち込まれた場合は、一体につき2,100円となっています。

動物死体処理のフロー



※飼い主不明動物の処理手数料はかかりません。

動物死体処理状況

（単位：体）

年度	飼い主依頼分（有料）			飼い主不明分（無料）			合計		
	犬	猫等	小計	犬	猫等	小計	犬	猫等	計
17	734	869	1,603	32	2,392	2,424	766	3,261	4,027
18	694	893	1,587	13	2,258	2,271	707	3,151	3,858
19	689	851	1,540	19	2,255	2,274	708	3,106	3,814
20	708	849	1,557	17	2,238	2,255	725	3,087	3,812
21	697	839	1,536	8	2,151	2,159	705	2,990	3,695

第Ⅱ部 平成21年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第3章 生活排水処理事業

第1節	生活排水処理事業の推移	71
第2節	生活排水処理事業の概要	72
第3節	し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬	74
1.	し尿収集運搬	74
2.	浄化槽汚泥収集運搬	74
第4節	し尿・浄化槽汚泥の処理・処分	75
1.	市川市衛生処理場の施設概要	75
2.	処理方法	75
第5節	浄化槽の設置・管理	77
1.	浄化槽の清掃	77
2.	合併処理浄化槽への転換促進	78

第3章 生活排水処理事業

第1節 生活排水処理事業の推移

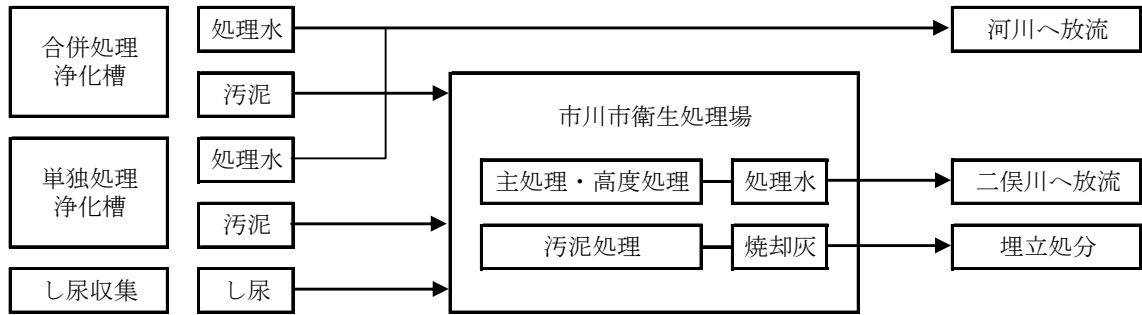
生活排水処理のうち、し尿処理は一般的に①下水道への接続による処理、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理の3通りに大別されます。このうち、都市におけるし尿処理の方法として最も理想とされているのは下水道による処理ですが、下水道整備には膨大な経費と長い年月が必要となることから、現在本市の下水道未整備地域においては、②浄化槽設置による処理、③汲み取りによる処理が行われています。

- 昭和29年 ・ 16社の許可業者により、し尿収集運搬を開始。（7月）
- 昭和41年 ・ 旧市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力200kℓ／日）（4月）
- 昭和42年 ・ し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け（40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運）、し尿収集を2業者に委託（11月）
- 昭和45年 ・ 清掃法改正により、浄化槽清掃業の許可制開始。
- 昭和50年 ・ 市民サービスの向上、収集の効率化、近代化を図るため、財団法人市川市清掃公社を設立。同公社へのし尿収集運搬業務委託を開始。（6月）
- 昭和52年 ・ 下水道処理区域内での水洗化世帯とし尿収集世帯のサービス面における格差を是正するため、し尿収集運搬手数料の無料化を実施。（4月）
- 昭和57年 ・ 浄化槽汚泥処理手数料の有料化を実施。（5月）
- 昭和63年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月）
- 平成5年 ・ 市川市が「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、「市川市生活排水対策推進計画」（一次計画）を策定。（3月）
 ・ 台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽の普及促進を図り河川の汚染を防ぐため、合併処理浄化槽の設置補助金制度を開始。（4月）
- 平成6年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画－生活排水処理編」を策定。（10月）
- 平成8年 ・ 下水道及び浄化槽の普及に伴う水洗化の普及進展や水洗化世帯との負担公平の観点から、し尿収集運搬手数料の有料化を実施。（10月）
- 平成12年 ・ 市川市衛生処理場の供用開始。（処理能力242kℓ／日）（4月）
- 平成13年 ・ 浄化槽関連事務を水と緑の部河川・下水道管理課へ事務移管。
 ・ 浄化槽法一部改正により、単独処理浄化槽の新設が原則禁止に。（4月）
- 平成14年 ・ 「市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）－生活排水処理編」を策定。（3月）
- 平成15年 ・ 「市川市生活排水対策推進計画」（二次計画）を策定（3月）
- 平成16年 ・ 合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象に、単独処理浄化槽からの転換を補助対象とした。（4月）
- 平成20年 ・ 合併処理浄化槽の設置補助金制度の対象を高度処理型（窒素又はリン除去）合併処理浄化槽のみとした。
- 平成22年 ・ “いちかわじゅんかんプラン21”改定 生活排水処理編（3月）

第2節 生活排水処理事業の概要

本市の生活排水処理事業のうち、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、以下の流れで実施されています。

し尿・浄化槽汚泥の処理の流れ



※ 浄化槽に関する用語の使い方について

平成12年の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義されましたが、本計画では、従来から一般的に使用されている「合併処理浄化槽」と「単独浄化槽」という用語を使用し、それらの総称を「浄化槽」として表記します。

「合併処理浄化槽」：し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽

「単独処理浄化槽」：し尿のみを処理し、生活雑排水は処理しない浄化槽

法改正により、原則として新設が禁止されているが、既存の単独処理浄化槽の維持管理については、「みなし浄化槽」として法の規定が適用される。

処理形態別人口等の推移

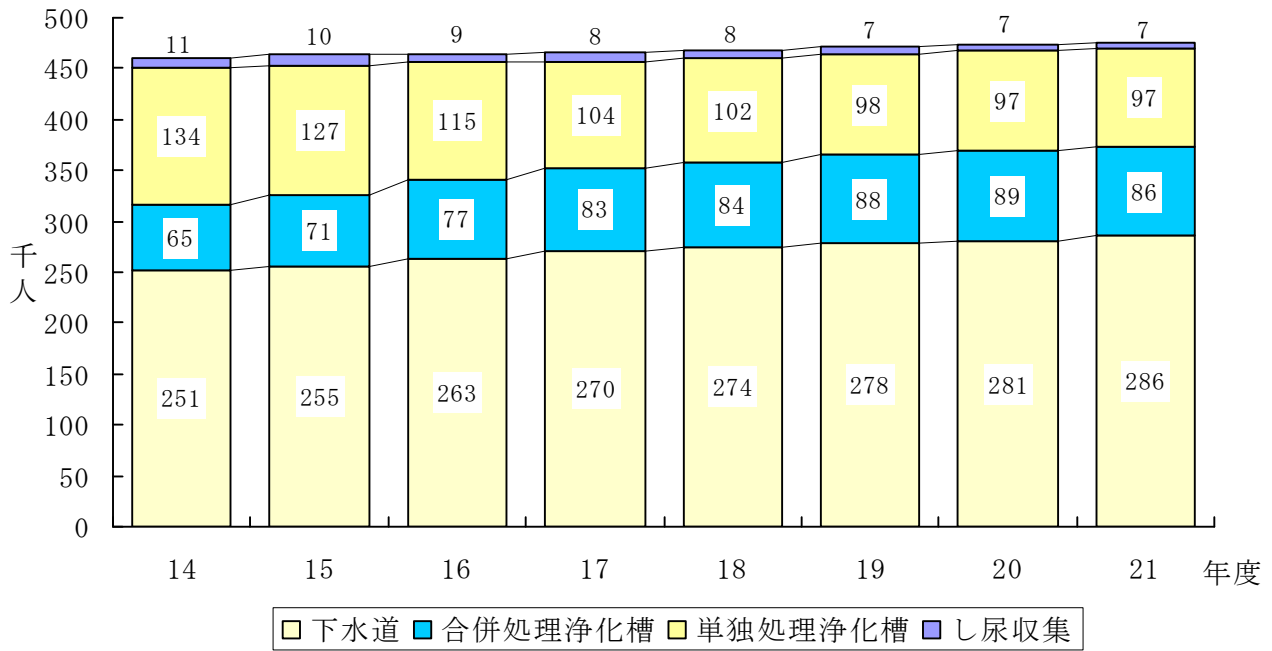
年度	下水道		浄化槽			し尿収集		処理量 (kℓ)		
	人口	世帯	人口		世帯	人口	世帯	浄化槽汚泥	汲取りし尿	計
			単独	合併						
15	255,290	118,308	127,471	70,837	83,062	9,672	4,175	68,222	8,183	76,405
16	262,900	122,200	115,290	77,415	81,905	8,977	3,942	66,870	7,581	74,451
17	270,100	130,330	104,126	82,850	74,547	8,420	3,745	64,668	6,961	71,629
18	273,800	133,200	102,140	83,921	74,750	7,819	3,528	63,472	6,350	69,822
19	277,800	134,200	98,443	87,514	77,512	7,347	3,338	63,773	5,864	69,637
20	280,790	138,460	97,461	89,255	76,402	6,807	3,138	63,604	5,733	69,337
21	286,100	141,150	96,832	86,099	75,264	6,545	3,025	64,403	5,342	69,745

※ 人口は各年度末の3月31日現在

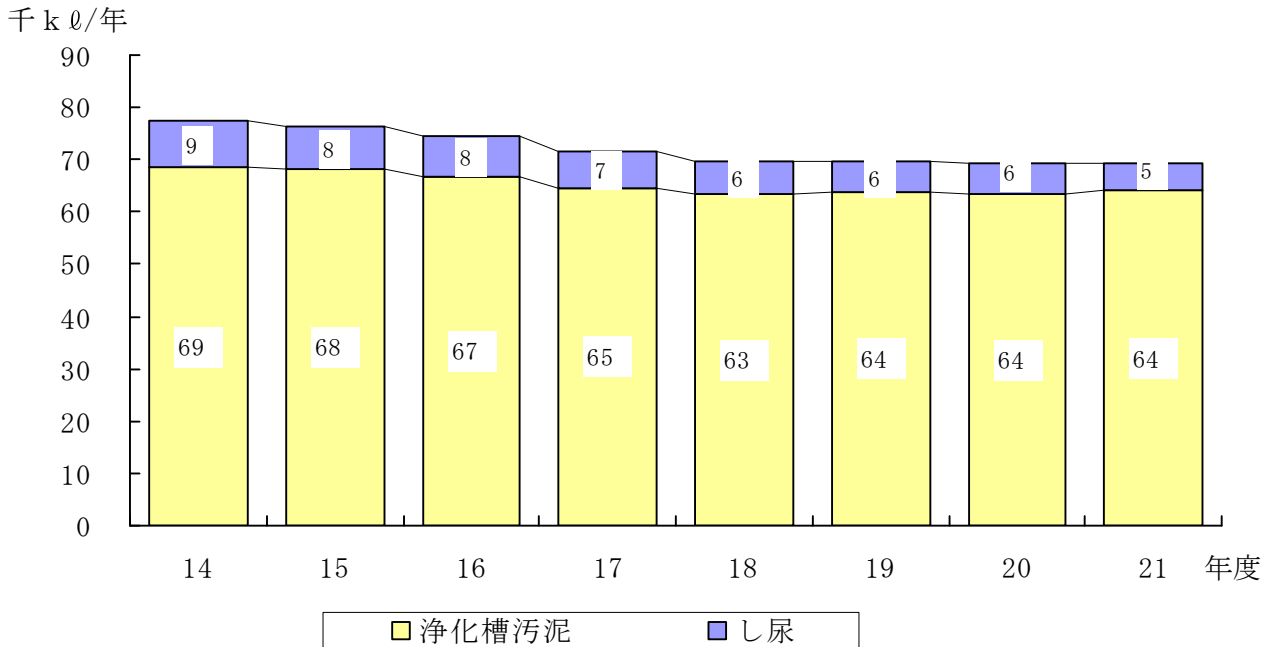
※ し尿収集の処理量は、仮設トイレからの収集分を含む。

※ 浄化槽の世帯数、浄化槽汚泥処理量は、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の合計値。

処理形態別人口の推移



し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

1. し尿収集運搬

し尿の収集運搬は、市民サービスと作業能率の一元化を図るため、財団法人市川市清掃公社に業務を委託しています。

※工事現場等の仮設トイレから排出されるし尿は、排出者（設置者）がし尿収集運搬許可業者である同公社に委託して収集運搬を行います。

（財）市川市清掃公社の概要

名 称	財 団 法 人 市 川 市 清 掃 公 社
所 在 地	市 川 市 二 俣 新 町 13 番 1
設立年月日	昭 和 50 年 6 月 1 日
資 本 金	3,000 万 円（市川市全額出資）
設立目的	廃棄物の清掃事業の実施及びリサイクルの促進に関する事業を行うことにより、市川市における生活環境の保全及び資源の有効活用に寄与する。
事業内容	1. 一般廃棄物の収集及び運搬 2. 浄化槽の保安点検及び清掃 3. 公共公益施設の産業廃棄物の収集及び運搬 4. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する公園の清掃その他の維持管理 5. 市川市の委託を受けて行う市川市が屋外広告物法に基づいて実施する屋外広告物の撤去に係る清掃 6. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する家具、運動用具等のリサイクル施設の管理運営 7. 生ごみ等を原料とした堆肥の製造及び販売 8. 市川市の委託を受けて行う市川市が設置する一般廃棄物処理施設の管理運営及び付随する業務 9. その他前各号の事業を達成するために必要な事業
職 員 数	71名（うち正規職員41名）

（平成22年4月1日現在）

2. 浄化槽汚泥収集運搬

浄化槽汚泥とは、浄化槽内の清掃時に引き出される汚泥のことをいい、その収集運搬は、市長が許可した浄化槽汚泥収集運搬許可業者（8社）が行っています。

第4節 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分

し尿及び浄化槽汚泥は、膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用している**市川市衛生処理場**で全量処理しています。

1. 市川市衛生処理場の施設概要

衛生処理場の施設概要

名 称	市川市衛生処理場
所 在 地	市川市二俣新町15番地
処理方式	主 処 理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着 汚泥処理：汚泥脱水機（遠心分離式）＋焼却炉（流動床式）
処理能力	242kℓ /日
竣工年月	平成12年3月

2. 処理方法

市川市衛生処理場では、膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用しています。まず、固形物を除いた汚水（原水）を直接無希釈で生物処理し、有機物と富栄養化（※）の原因物質の一つである窒素を除去します。

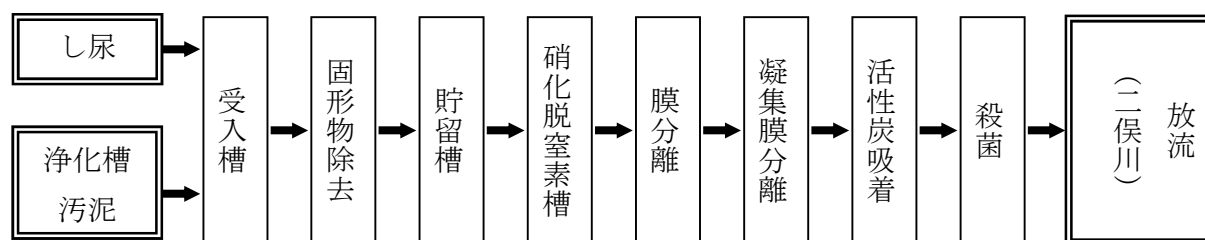
その後、ほとんどの細菌類も通過できないほどの微細な膜でろ過し、さらに凝集剤を加えることにより、もう一つの富栄養化の原因物質であるリンを凝集膜分離処理で除去します。

最後に、溶解性の微量な汚濁物は、活性炭により吸着処理し、殺菌して放流するという、最大限環境への負荷低減を考慮した施設となっており、二俣川に放流している処理水については、水質汚濁防止法等による基準を下回っています。

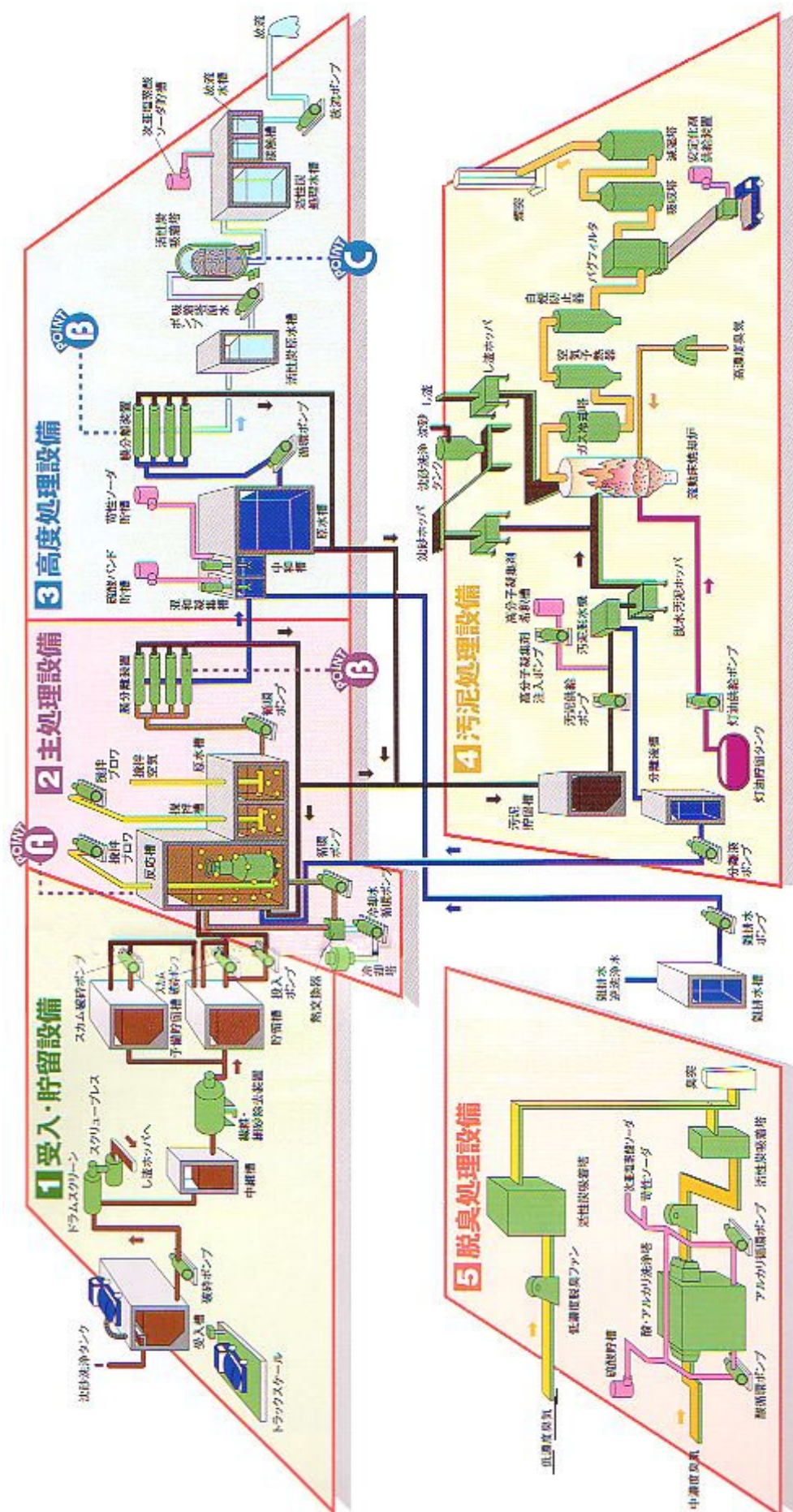
また、前処理で除去した固形物及び余剰汚泥等の処理残さは、施設内で同時に焼却処理し、その焼却灰は、市外の民間の最終処分場で埋立処分しています。

※富栄養化：生物が生きていく上で必要な栄養塩類が限度を超えて濃くなること。
富栄養化が進行すると藻類等が異常増殖し、水質の悪化にもつながる。

膜分離高負荷脱窒素処理フローシート



衛生処理場処理フロー



第5節 浄化槽の設置・管理

1. 浄化槽の清掃

生活水準の向上並びに生活様式の変化に伴う市民の水洗化傾向の高まりにより、下水道の普及が遅れている地域では浄化槽による水洗化が行なわれています。

浄化槽は利便性や快適性が高い反面、維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の要因となるため、浄化槽設置管理者は、知事等の登録を受けた保守点検業者による保守点検や、市の許可を受けた浄化槽清掃業者による清掃、及び県の指定した検査機関による水質検査を受けることが浄化槽法により義務付けられています。

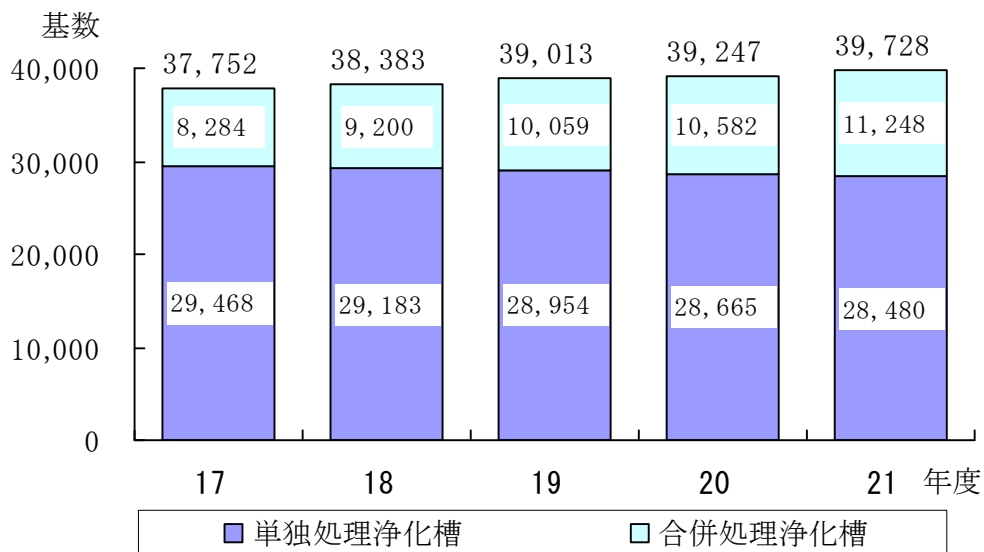
河川の汚れの主な原因は、生活雑排水、特に台所や浴室等から排出される生活雑排水であるため、市では、このような浄化槽管理者による浄化槽の適正な維持管理の重要性を周知するため、広報やパンフレット等による啓発を行っています。

処理方式別浄化槽設置基数の推移

単位：基

年度	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	計
16	29,750	7,197	36,947
17	29,468	8,284	37,752
18	29,183	9,200	38,383
19	28,954	10,059	39,013
20	28,665	10,582	39,247
21	28,480	11,248	39,728

処理方式別浄化槽設置基数の推移



2. 合併処理浄化槽への転換促進

市では公共用水域の水質汚濁防止を図るため、平成5年より台所等から発生する生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽設置者への設置補助金交付制度を実施し、加えて13年度施行の浄化槽法改正による単独処理浄化槽新設の原則禁止を受け、16年度からは、し尿のみを処理する単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を補助対象に加えました。

さらに、平成20年度からは、通常型の合併処理浄化槽の設置に対しての補助金交付を廃止し、生活雑排水に含まれる窒素やリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽に対して補助金を交付しています。また、単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に入れ替えをする方に撤去費の一部を補助しています。

このように市では、公共下水道の整備が当分の間見込めない地域について、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

高度処理型合併処理浄化槽補助金交付状況（21年度）

区 分		補助実績	
		基数	補助金額（千円）
新規設置	5人槽	70	31,080
	6人～7人槽	22	10,692
	8人～10人槽	3	1,728
	計	95	43,500
転換設置	5人槽	2	1,248
	6人～7人槽	0	0
	8人～10人槽	0	0
	計	2	1,248
合計		97	44,748

合併処理浄化槽設置補助基数の推移

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
新 設	238 基	166 基	171 基	128 基	95 基
転 換	9 基	7 基	9 基	3 基	2 基
計	247 基	173 基	180 基	131 基	97 基

第Ⅱ部 平成21年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第4章 環境美化事業

第1節	環境美化事業の概要	81
第2節	駅前清掃	81
第3節	雑草除去	81
第4節	害虫駆除等	82
第5節	土砂等の埋立て等に関する規制	82
第6節	江戸川クリーン作戦	83

第4章 環境美化事業

第1節 環境美化事業の概要

住宅都市として快適な生活環境を確保するため、道路や駅前広場など公共施設の清掃美化及び空地の雑草除去指導・害虫の駆除、土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止等に努めています。

また、地域住民による清掃活動として、国土交通省と江戸川沿い東京都特別区2区、千葉県及び埼玉県11市町による「江戸川クリーン大作戦」（例年、5月30日「ゴミゼロ」前後に実施）に参加協力しています。この運動は、地域住民に定着・浸透し、自治（町）会など団体独自の自主的な地域清掃へと移行してきており、平成13年度からは、年間を通したサポート体制（清掃資材の配布・ごみの収集など）で地域清掃の促進を図っています。

第2節 駅前清掃

駅前広場周辺の環境美化を促進し、常時清潔な状態に維持していくため、昭和61年度から市内主要4駅の清掃を、社団法人市川市シルバー人材センターに委託しています。

駅前清掃（平成21年度）

清掃場所	作業内容
市川駅	作業日時：土・日・祝日および年末年始を除く毎日 9時～15時（12：00～13：00除く）
本八幡駅	
行徳駅	
南行徳駅	

第3節 雑草除去

住宅に隣接する空地の雑草については、「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」に基づき繁茂状況を事前に調査し、土地所有者（管理者）に対して、刈り取りの指導を行っています。

また、公道脇等で歩行者又は車両等の通行に支障をきたす箇所などの雑草除去を行っています。

なお、土地所有者（管理者）が個人で刈り取る場合は、小型草刈機を無料で貸出しています。

雑草除去（公有地）（平成21年度）

項目		件数	除去面積
直営分		383 件	30,244 m ²
委託分	公道脇等	32 件	41,790 m ²
	危険箇所地	20 件	4,750 m ²
計		435 件	76,784 m ²

第4節 害虫駆除等

道路側溝等に発生する衛生害虫（ユスリカ）は、発生時期や発生状況を考慮しながら駆除しています。（平成21年度薬剤散布（直営）件数391件、市民向け薬剤配布25,244錠）

また、ねずみについては被害防止を図るため、殺そ剤の無料配布を行っています。

殺そ剤配布（平成21年度）

配布場所		袋 数
自治（町）会	122 箇 所	5,041 袋
市民課窓口連絡所(国分・信篤・中山)	3 箇 所	1,200 袋
大柏出張所・市川駅行政サービスセンター 行徳支所・南行徳市民センター	4 箇 所	1,800 袋
本庁（総合市民相談課）	1 箇 所	2,100 袋
自然環境課	1 箇 所	1,391 袋
計	131 箇 所	11,532 袋

第5節 土砂等の埋立て等に関する規制

有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生を未然に防止するため、「市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」、いわゆる「残土条例」を平成16年1月1日から施行しています。

この条例では、300平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋立て等事業について許可制にしています。また、安全基準に適合しない土砂は使用できないこととするとともに、たい積構造の基準を定め、崩落などの災害発生を防止するなど、市民の安全及び良好な生活環境の確保を図っています。

許可・指導件数の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
埋 立	8件	9件	16件	14件	6件
一時たい積	1件	0件	0件	0件	0件
変 更	2件	1件	2件	1件	2件
指 導	0件	4件	6件	6件	8件

※残土条例は、昭和55年全国に先駆けて制定しましたが、更に、土砂等の安全基準等の規制強化を図るため、条例の全部改正を行い、平成16年1月から施行したものです。

※3,000平方メートル以上の埋立てについては、千葉県条例により知事の許可が必要になります。

第6節 江戸川クリーン作戦

環境美化事業の一環として、昭和56年度から国土交通省及び江戸川沿川2区11市町による「江戸川クリーン大作戦」に参加協力し、河川敷に散乱するごみの清掃を実施しています。

拾い集めたごみ量は年々減っており、この運動を通して街をきれいにしようという市民意識が定着・浸透し、各自治（町）会や市民団体等による自主的な地域清掃へとつながっています。

平成21年度実施内容

実施日	平成 21 年 5 月 31 日（日）		
参加状況	区 分	参加団体数	参加人数
	自治（町）会	9団体	380人
	子ども会	1団体	240人
	ボーイ・ガールスカウト	9団体	313人
	ロータリークラブ	2団体	45人
	その他	27団体	899人
	合 計	48団体	1,877人
収集ごみ量	燃やすごみ	840 kg	
	燃やさないごみ	590 kg	
	合 計	1,430 kg	



江戸川クリーン作戦の様子

第Ⅱ部 平成21年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第5章 予算・決算・原価

第1節	予算及び決算	87
1.	歳入	87
2.	歳出	87
第2節	ごみ処理原価	89
1.	ごみ処理総費用・市民1人当たり経費	89
2.	品目別原価	91
3.	部門別原価	92
第3節	し尿処理原価等	96
1.	し尿処理原価	96
2.	環境衛生部門原価	96
3.	その他の原価	96

第5章 予算・決算・原価

第1節 予算及び決算

1. 歳入

(単位：千円)

科 目		平成21年度 当初予算額	平成21年度 決算額
款	項・目・節		
12.	使用料及び手数料	870,344	800,841
	1. 使用料・3. 衛生使用料・清掃使用料	166	174
	2. 手数料・3. 衛生手数料・清掃手数料	870,178	800,666
14.	県支出金	400	398
	2. 県補助金・2. 衛生費県補助金・清掃費県補助金	400	398
15.	財産収入	1,742	1,004
	1. 財産運用収入・2. 利子及び配当金・利子及び配当金	1,742	1,004
17.	繰入金	137,105	0
	5. 一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金・1. 一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金・一般廃棄物処理施設建設等基金繰入金	137,105	0
19.	諸収入	234,699	453,585
	5. 雑入・5. 電力売払収入・電力売払収入	168,870	211,259
	5. 雑入・6. 雑入・雑入	65,829	242,325
合 計		1,244,290	1,255,829

2. 歳出

(単位：千円)

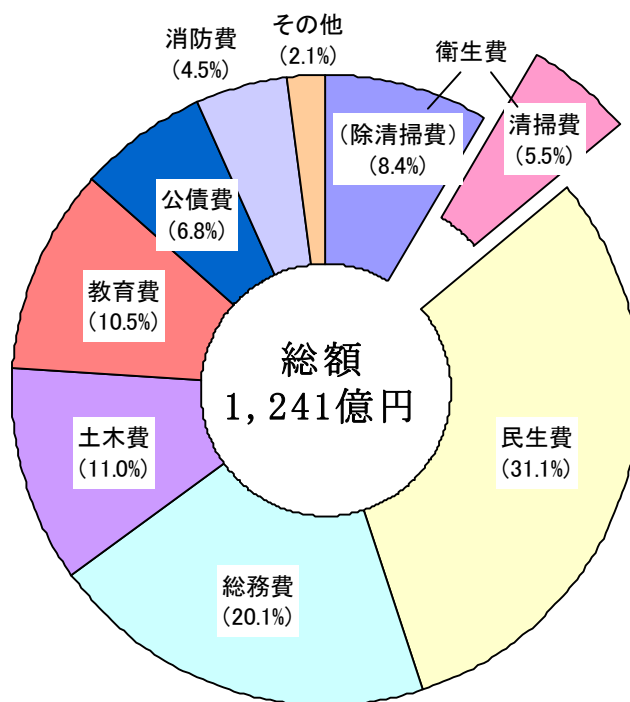
科 目		平成21年度 当初予算額	平成21年度 決算額
款・項	目		
4.	衛生費・3. 清掃費	7,068,901	6,831,730
	1. 清掃総務費	1,738,300	1,688,695
	2. 塵芥処理費	2,387,381	2,311,564
	3. し尿処理費	205,357	197,064
	4. 環境清掃費	15,285	14,933
	5. 衛生処理場費	529,825	481,508
	6. クリーンセンター費	2,052,914	1,895,889
	7. 清掃施設整備費	139,839	242,077

※決算額は千円未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

※浄化槽に係る金額（合併処理浄化槽設置整備事業補助金等）は含まれていません。

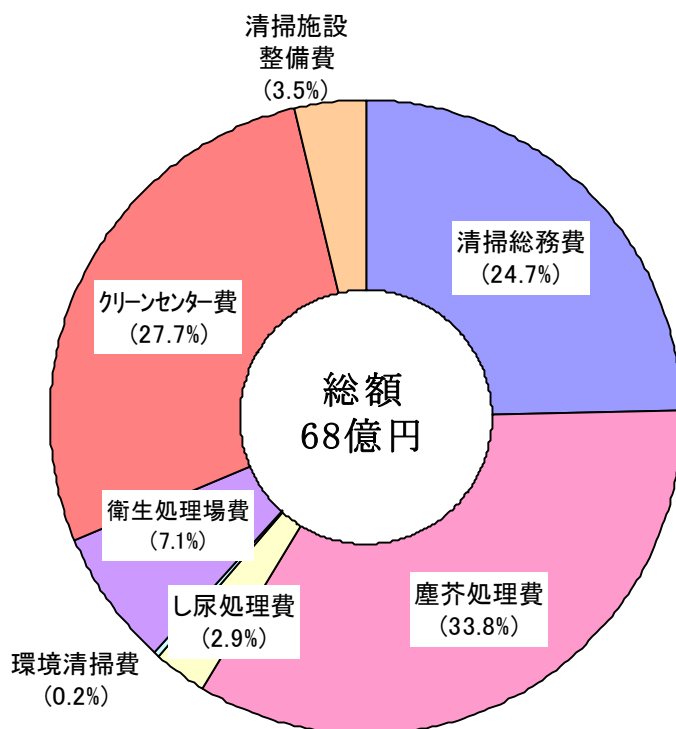
一般会計に占める清掃費の割合（平成21年度一般会計歳出決算額）

款	金額(億円)
衛生費	173
(うち清掃費)	(68)
民生費	386
総務費	249
土木費	137
教育費	130
公債費	84
消防費	56
その他	26
合計	1,241



清掃費の内訳（平成21年度一般会計歳出決算額）

目	金額(億円)
清掃総務費	16.89
塵芥処理費	23.12
し尿処理費	1.97
環境清掃費	0.15
衛生処理場費	4.82
クリーンセンター費	18.96
清掃施設整備費	2.42
合計	68.32



※決算額は千円未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

第2節 ごみ処理原価

廃棄物処理事業では、収集運搬から最終処分に至るまでに多くの経費が充てられています。原価計算は、廃棄物処理事業に対する経済性とその行政効果をみるための資料提供と、廃棄物処理経費と処理量の関係を見ることによって廃棄物処理手数料等を算定するための資料提供を目的としています。

廃棄物処理事業は、ごみ及びし尿等を収集運搬し、それを処理処分するという段階的な過程を経ていることから、原価計算においても廃棄物処理に要した費用をまず大きく「ごみ」と「し尿」に分類したうえで、それぞれを収集運搬・処理処部門ごとに計算しています。

また、ごみについては、さらに「ごみ」と「資源物」に分けて、原価を算出しています。

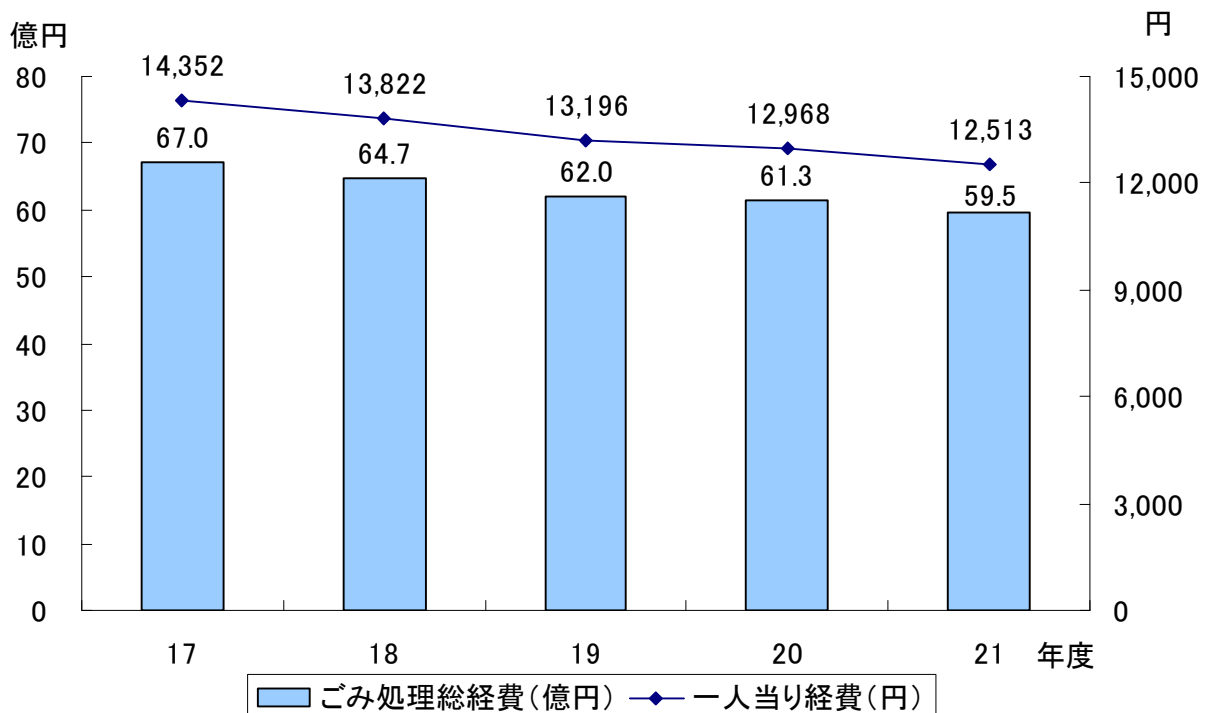
なお、計算方法は、昭和57年3月に（社）全国都市清掃会議が作成した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」に準拠しています。

1. ごみ処理総費用・市民1人当たり経費

平成21年度のごみ処理（ごみ及び資源物の収集運搬、処理処分）にかかった総費用は、約59億5千万円でした。これは、平成21年度一般会計決算額の約4.8%を占めています。

ごみ処理にかかった総費用を各年度の10月1日現在の人口で割って求めた**市民1人当たりの負担額は12,513円**となり、市税収入から見た市民1人あたりの納税額163,661円の約7.6%にあたります。

ごみ処理総費用・市民一人当たり経費の推移



【参考データ】

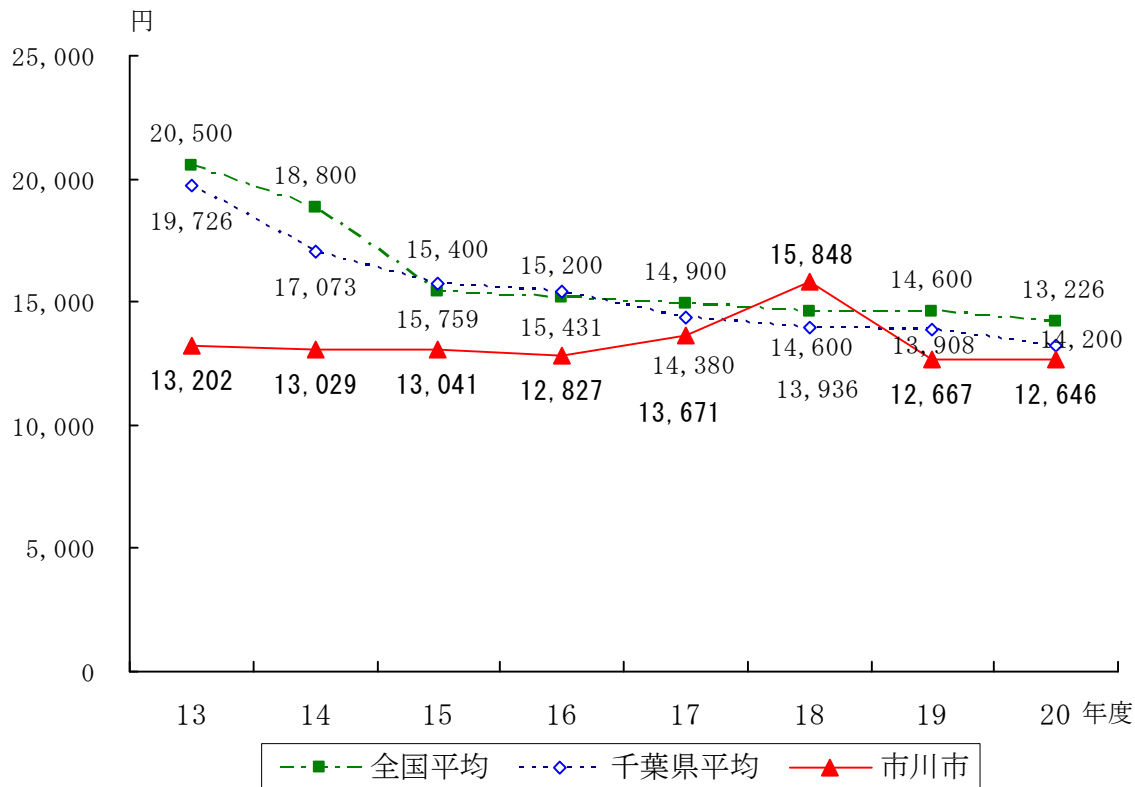
市民1人当たりの経費を環境省が毎年実施している「一般廃棄物処理実態調査」のデータ（直近データは平成20年度）をもとに全国平均、千葉県平均と比べると下図のとおりになります。全国平均及び千葉県平均は平成15年度から経費が大幅に下がっていますが、市川市は平成17、18年度を除き、横ばいの傾向にあります。

全国平均及び千葉県平均の経費が大幅に下がったのは、平成12年に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の強化に対応するために多額の経費を要した焼却処理施設の整備が完了し、建設改良費が減少したためです。また、市川市は平成17、18年度の経費が上がっていますが、これはクリーンセンターに隣接する余熱利用施設の建設に伴う工事費の増によるものです。

※このデータは、「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法に基づいて算出したものです。

「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法は、職員の退職金が含まれていないこと、人口の算出方法が違うこと、余熱利用施設に関する経費が含まれていること、建設費については減価償却ではなく、単年度で計上しているのため、前ページ「ごみ処理総費用・市民一人当たり経費の推移」のグラフ内、市民1人当たり経費の数字とは異なります。

市民1人当たり経費の推移
(全国平均・千葉県平均との比較) (単位：円)



2. 品目別原価

平成21年度のごみ及び資源物の収集経費及び処理処分経費をそれぞれの処理量で割って求めた単位当たりの品目別原価及び各品目の特徴は、以下のとおりです。

ごみと資源物の品目別原価（平成21年度）（単位：円／トン）

	ごみ			資源物		
	燃やすごみ	燃やさないごみ	大型ごみ	ビン・カン	紙類・布類	プラスチック製容器包装類
収集運搬原価(A)	11,672	43,751	125,124	43,631	23,153	42,564
処理処分原価(B)	22,592	89,559	62,580	30,630	0	51,901
総原価(A+B)	34,264	133,310	187,704	74,261	23,153	94,465

※ごみの処理処分原価は破碎、焼却、埋立の各部門経費をごみ処理量によって按分計算したもの

※資源物の処理処分原価は、処理処分の各部門経費を資源物処理量によって按分計算したもの

※資源物は、集団資源回収を除いた公共収集のみの原価

※プラスチック製容器包装類にはペットボトルを含む

※有価物の売り払い、手数料等の歳入は含まれていない

【各品目の特徴】

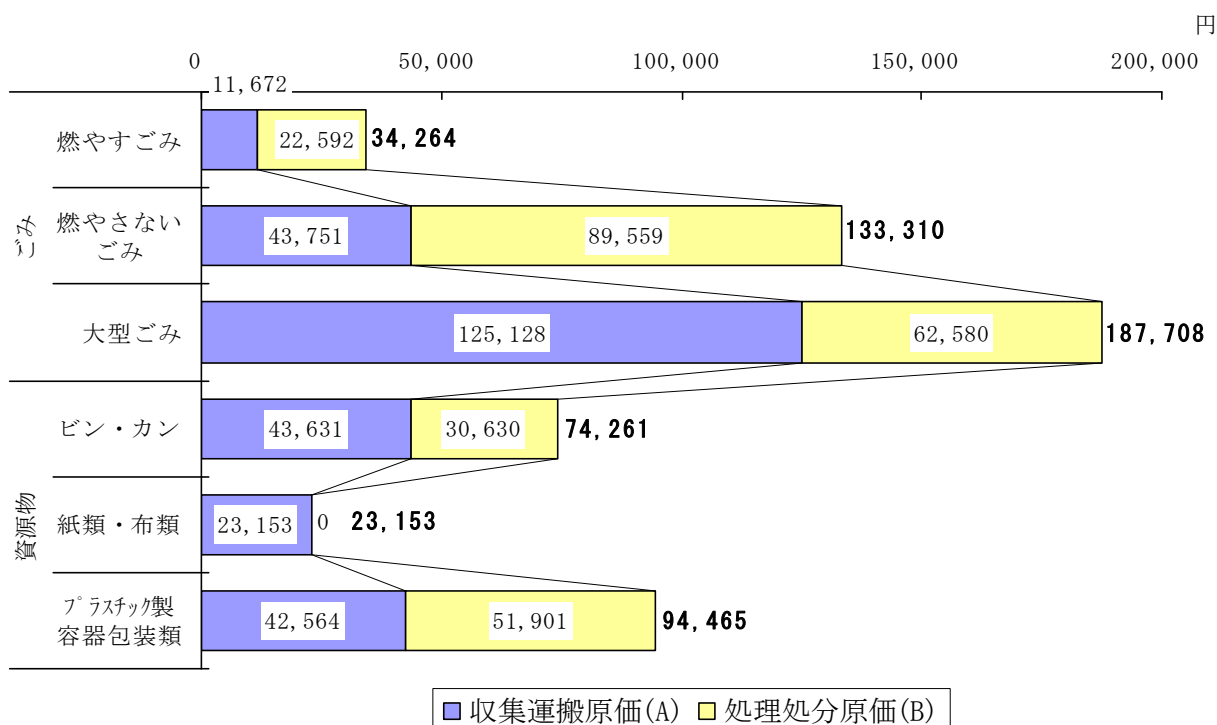
■ごみ

- ・燃やさないごみは、燃やすごみと比べて収集量が少なく、かさばるため収集運搬効率が悪く、燃やすごみと比べて収集原価が高い。
- ・燃やさないごみは、クリーンセンターで破碎不適物の除去作業をしているため、処理処分原価が高い。
- ・大型ごみは、収集するものが大きくかさばるため、収集運搬効率が悪く原価が高い。

■資源物

- ・ビン、カンは収集量が少ないため、単位当たりの収集運搬原価が高い。しかし、収集運搬後品目毎に選別したうえで再資源化事業者へ売却しており、一部のビンを除いては処分に費用がかからないため処理処分原価が低い。
- ・紙類・布類も収集後再資源化事業者へ売却しており、処分に費用がかからないので処理処分原価が低い。
- ・プラスチック製容器包装類（ペットボトルと合わせて混合収集）は、収集するものの比重は軽くかさがあるため収集運搬効率が極端に悪く、収集運搬原価が高い。また、収集運搬後、中間処理施設でペットボトルとその他のプラスチック製容器包装への選別・圧縮・梱包作業を行っているため、処理処分原価もその分高い。（ただし、ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装とを混合収集しているため、それらを別々に収集するよりも収集運搬原価は低いと考えられる。）

ごみと資源物の品目別原価（平成21年度）（単位：円／トン）



※集団資源回収を除く公共収集のみ

※有価物の売り払い、手数料などの歳入は除く

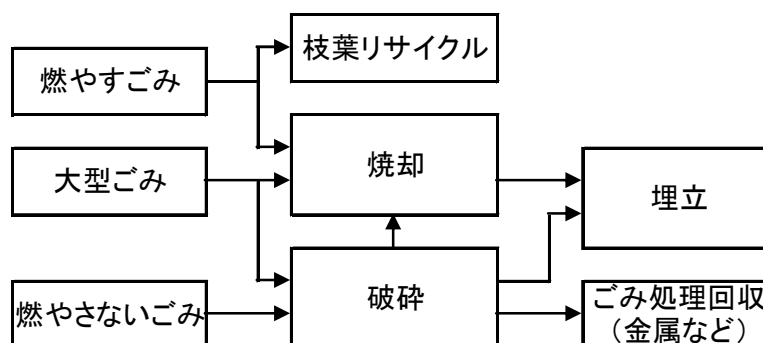
3. 部門別原価

ごみ処理原価を部門別（ごみ収集運搬、ごみ処理処分、資源物収集運搬・処理処分）に見ると、平成21年度のごみの収集運搬経費は、職員数の減少により、20年度から約4,300万円減少しました。

ごみの処理処分経費は、20年度よりも約7,500万円の増加となり、その主な要因は職員数の増加による人件費の増加、修繕箇所増加による施設修繕量の増加、クリーンセンター延命化事業による清掃施設整備費の増加によるものです。

資源物の収集運搬・処理処分経費は、職員数の減少により人件費が削減され、20年度よりも約2億1,000万円減少しました。

ごみ処理の流れ



ごみ収集運搬部門別原価計算表（平成21年度）

[単位：千円]

原価部門 原価費目	燃やすごみ a	燃やさないごみ b	大型ごみ c	管理部門 d	計 e=(a :d)
人 件 費 (ア)	87,989	32,376	55,599	31,242	207,206
物 件 費 (イ)	858,566	155,335	105,147	13,930	1,132,978
減価償却費(ウ)	0	0	0	0	0
公債利子 (エ)	0	0	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	946,555	187,711	160,746	45,172	(A) 1,340,184 (22.5%)
管理部門配賦額 (カ)	26,310	7,682	11,180	(A=ごみ収集総経費)	
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	972,865 (72.6%)	195,393 (14.6%)	171,926 (12.8%)		

収集・処理量 (ク)	t 83,349	t 4,466	t 1,374	—	(B) t 89,189
トン当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 11,672	円 43,751	円 125,128	(B=収集量)	
トン当り原価	(A ÷ B) 15,026 円 (kg当り15円)				

ごみ処理処分部門別原価計算表（平成21年度）

[単位：千円]

原価部門 原価費目	破 碎 f	焼 却 g	枝葉リサイクル h	埋立処分 i	管理部門 j	計 k=(f:j)
人件費(ア)	171,680	438,252	1,972	1,972	155,492	769,368
物件費(イ)	212,700	877,767	5,895	477,019	253,582	1,826,963
減価償却費(ウ)	61,876	679,886	0	0	18,300	760,062
公債利子(エ)	0	931	0	0	0	931
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	446,256	1,996,836	7,867	478,991	427,373	(C) 3,357,324 (56.4%)
管理部門配賦額 (カ)	93,455	327,482	3,218	3,218	(C=ごみ処理総経費)	
部門経費 (キ)=(オ+カ)	539,712 (16.1%)	2,324,318 (69.2%)	11,085 (0.3%)	482,209 (14.4%)		
収集・処理量 (ク)	t 6,381	t 122,646	t 419	t 16,984	—	(D) t 126,489
トン当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 84,581	円 18,951	円 26,457	円 28,392	(D=搬入量－資源ごみ)	
トン当り原価	(C ÷ D) 26,542 円 (kg当り27円)					

資源物収集運搬・処理処分部門原価計算表（平成21年度） [単位：千円]

原価部門 原価費目	収集部門			処理処分部門		管理部門 q	計 r=(l : q)
	公共収集 l	集団資源回収		選別処理 o	資源処分 p		
		ビン・カン m	紙・布 n				
人 件 費 (ア)	58,242	6,607	9,369	3,747	0	13,842	91,807
物 件 費 (イ)	607,541	52,674	25,462	441,255	17,831	14,250	1,159,013
減価償却費 (ウ)	1,593	2,159	0	1,010	0	0	4,762
公債利子 (エ)	0	0	0	0	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア : エ)	667,376	61,440	34,831	446,012	17,831	28,093	(E) 1,255,583 (21.1%)
管理部門配賦額 (カ)	17,904	1,829	1,980	6,158	222	(E=資源物総処理経費)	
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	685,280 (54.6%)	63,269 (5.0%)	36,811 (2.9%)	452,170 (36.0%)	18,053 (1.4%)		

収集・処理量 (ク)	t 20,183	t 1,192	t 4,230	t 11,003	t 20,215	—	(F) t 25,637
トン当り部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 33,953	円 53,078	円 8,702	円 41,095	円 893	(F=資源物総処理量)	
トン当り原価	(E ÷ F) 48,975 円 (kg当り49円)						

[各表注意事項]

- ※「人件費(ア)」には、市川市総人件費に対する退職手当比率を基に推計した退職手当が含まれています。
- ※「減価償却費(ウ)」の値が「0」の箇所は、減価償却が全て完了していることを意味します。
- ※「減価償却費(ウ)」の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新增設、車両購入、おおむね20万円以上の備品購入などです。なお、減価償却費は、取得金額から国県等の補助金を引いた額を基に算出しています（（社）全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」1979年による）。
- ※「公債利子(エ)」は、起債に伴う支払利子を公債利子として算入しています（余熱施設建設に関する歳入は含まれていません）。
- ※「管理部門」には、収集運搬・処理処分などの作業に直接関与しない、総務・普及・啓発等に携わる循環型社会推進担当の経費を、「ごみ収集運搬部門（資源物収集運搬処理処分部門含む）」「ごみ処理処分部門」「し尿収集部門」「し尿処理部門」の4つの各部門の管理費に均等配賦（0.25ずつ）しています。
- ※ごみ収集運搬部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(d)」の値を、収集運搬に関する共通経費を各収集運搬区分ごとの経費に応じて比例配賦しています。
- ※ごみ処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(j)」の値を、中間処理・埋立処分に関する共通経費を、各処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。
- ※資源物収集運搬処理処分部門の「管理部門配賦額(カ)」は、「管理部門(r)」の値を、収集運搬処理処分に係る共通経費を、各収集運搬処理処分に係る経費に応じて比例配賦しています。
- ※有価物の売り払い、手数料等の歳入は含まれていません。

ごみ処理原価の年度別推移総括表
ごみ処理事業費の推移（決算原価）

区 分 \ 年 度			17	18	19	20	21	20→21 増減率(%)	
経 費 総 額	ごみ部門	収集運搬	人件費	276,765	273,161	231,648	242,227	207,206	-14.5%
			物件費	1,162,523	1,141,612	1,156,343	1,140,434	1,132,978	-0.7%
			減価償却費	0	0	0	0	0	—
			小計(千円)	1,439,288	1,414,773	1,387,991	1,382,660	1,340,184	-3.1%
		処理処分部門	人件費	729,004	722,264	663,323	727,874	769,368	5.7%
			物件費	1,945,562	1,877,601	1,826,878	1,770,363	1,826,963	3.2%
			減価償却費※1	786,114	786,046	786,046	766,121	760,062	-0.8%
			公債利子	171,763	113,220	59,417	17,567	931	-94.7%
			小計(千円)	3,632,443	3,499,131	3,335,664	3,281,924	3,357,324	2.3%
			資源物部門	収集運搬・ 処理処分部門	人件費	463,853	423,088	367,486	362,956
	物件費	1,150,305			1,125,181	1,105,285	1,100,674	1,159,013	5.3%
	減価償却費	10,801			8,299	6,639	6,502	4,762	-26.8%
	公債利子	27			17	17	0	0	—
	小計(千円)	1,624,986		1,556,585	1,479,427	1,470,131	1,255,583	-14.6%	
	総経費	総経費		人件費	1,469,622	1,418,513	1,262,457	1,333,057	1,068,381
			物件費	4,258,390	4,144,394	4,088,506	4,011,471	4,118,954	2.7%
			減価償却費	796,915	794,345	792,685	772,623	764,824	-1.0%
			公債利子	171,790	113,237	59,434	17,567	931	-94.7%
合計(千円)			6,696,717	6,470,489	6,203,082	6,134,718	5,953,090	-3.0%	
トン （円） 当り 原価			ごみ部門		40,392	39,805	40,408	40,650	41,568
	収集運搬部門	14,868		14,779	15,030	15,256	15,026	-1.5%	
	処理処分部門	25,524		25,026	25,378	25,394	26,542	4.5%	
	資源物部門		51,878	50,483	50,785	55,816	48,975	-12.3%	
		収集運搬処理処分部門	51,878	50,483	50,785	55,816	48,975	-12.3%	
一人 （円） 当り 経費	合計		14,352	13,822	13,196	12,968	12,513	-3.5%	
		ごみ部門		10,869	10,497	10,049	9,861	9,874	0.1%
			収集運搬部門	3,085	3,022	2,953	2,923	2,817	-3.6%
			処理処分部門	7,785	7,475	7,096	6,938	7,057	1.7%
		資源物部門		3,483	3,325	3,147	3,108	2,639	-15.1%
収集運搬処理処分部門	3,483		3,325	3,147	3,108	2,639	-15.1%		
世帯 （円） 当り 経費	合計		32,170	30,736	29,066	28,316	27,160	-4.1%	
		ごみ部門		24,364	23,342	22,134	21,530	21,432	-0.5%
			収集運搬部門	6,914	6,720	6,504	6,382	6,114	-4.2%
			処理処分部門	17,450	16,621	15,630	15,148	15,317	1.1%
		資源物部門		7,806	7,394	6,932	6,786	5,728	-15.6%
収集運搬処理処分部門	7,806		7,394	6,932	6,786	5,728	-15.6%		
ごみ・資源物の収集・処理量（t）			166,891	164,188	156,473	149,706	146,704	-2.0%	
年度人口（人）※2			466,608	468,113	470,074	473,064	475,751	0.6%	
世帯数（世帯）※2			208,168	210,519	213,411	216,655	219,184	1.2%	

※1 減価償却費の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設、車両購入、おおむね20万円以上の備品購入などです。減価償却費は、取得金額から国県などの補助金を引いた金額を基に算出しています。（（社）全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」1979年による）

※2 人口・世帯数は各年度の10月1日現在

※3 有価物売却等の歳入は含まれていません。

※4 四捨五入の関係で合計が合わないところがあります。

第3節 し尿処理原価等

1. し尿処理原価

し尿の収集運搬経費は約2億3,000万円、処理処分経費は約8億円でした。（浄化槽汚泥の処理処分経費を含む。）

それぞれの処理量から求めた**収集運搬、処理処分に係るキロリットルあたりの処理原価は、50,811円（収集原価）＋11,471円（処理処分原価）＝62,282円**となります。

なお、減価償却費は取得金額から国県等の補助金を引いた額を基に算出しております。（社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による）

2. 環境衛生部門原価

環境衛生部門については、

- 害虫駆除 約600万円
- 雑草除去 約8,000万円（㎡あたり 1,048円）
- 側溝消毒 約6,200万円（㎡あたり 705円） となっています。

3. その他の原価

その他の原価については、

- 不法投棄 約2億9,000万円（tあたり 338,157円）
- 動物死体収集 約3,400万円（頭あたり 10,908円）
- 道路清掃 約1,900万円（tあたり 1,734,680円） となっています。

不法投棄の経費には、不法投棄されたごみの収集運搬処理処分費目及び、不法投棄防止のための広報・啓発費（パトロール等）が含まれています。

[各表注意事項]

※「人件費(ア)」には、市川市総人件費に対する退職手当比率を基に推計した退職手当が含まれています。

※「減価償却費(ウ)」の値が「0」の箇所は、減価償却が全て完了していることを意味します。

※「減価償却費(ウ)」の対象は、工事請負費等の中で、その支出によって効果が後年度にわたるもので、具体的には施設の新増設、車両購入、おおむね20万円以上の備品購入などです。なお、減価償却費は取得金額から国県等の補助金を引いた額を基に算出しています。（社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引き」昭和54年による）

※「公債利子(エ)」は、起債に伴う支払利子を公債利子として算入しています。

※し尿等処理事業部門の「管理部門配賦額(カ)」は、以下の各部門の管理部門の経費を配賦して計上したものです。

- ・不法投棄、動物死体収集、道路清掃：ごみ処理事業部門
- ・上記以外：し尿等処理事業部門

し尿部門原価計算表（決算原価）（平成21年度）

[単位：千円]

原 価 部 門 原 価 費 目	し 尿 部 門					
	収 集 a	中 間 処 理		最終処分 d	処理処分計 e(b:d)	合 計 a+e
		水処理 b	焼却処理 c			
人 件 費 (ア)	9,862	88,755	39,447	986	129,188	139,050
物 件 費 (イ)	197,075	256,789	172,523	8,276	437,588	634,663
減価償却費 (ウ)	0	39,023	21,457	0	60,480	60,480
公債利子 (エ)	0	25,345	16,663	0	42,008	42,008
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	206,937	409,912	250,090	9,262	669,264	876,201
管理部門配賦額 (カ)	19,119	82,696	46,905	1,185	130,786	
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	226,056 (22.0%)	492,608 (48.0%)	296,995 (28.9%)	10,447 (1.0%)	800,050 (78.0%)	1,026,106

収集・処理量 (ク)	k0 4,449	k0 69,745	t 4,942	t 287	k0 69,745
単位当たり部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	(A) 円 50,811	円 7,063	円 60,096	円 36,401	(B) 円 11,471
k0当り原価	(A + B) 62,282 円 (収集+処理処分)				

環境衛生部門原価計算表

[千円]

原 価 部 門 原 価 費 目	環 境 衛 生 部 門		
	害虫駆除	雑草除去	側溝消毒
人 件 費 (ア)	3,945	56,211	48,322
物 件 費 (イ)	962	11,653	3,537
減価償却費 (ウ)	0	533	0
公債利子 (エ)	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	4,907	68,397	51,859
管理部門配賦額 (カ)	860	12,075	9,815
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	5,767	80,472	61,674

収集・処理量 (ク)	—	m 76,784	m 87,500
単位当たり部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	—	円 1,048	円 705

その他部門原価計算表

[千円]

原 価 部 門 原 価 費 目	そ の 他		
	不法投棄	動物死体収集	道路清掃
人 件 費 (ア)	233,656	28,204	7,495
物 件 費 (イ)	11,691	658	9,811
減価償却費 (ウ)	4,514	276	0
公債利子 (エ)	0	0	0
部門直接経費 (オ)=(ア:エ)	249,861	29,138	17,306
管理部門配賦額 (カ)	41,630	5,016	1,453
部 門 経 費 (キ)=(オ+カ)	291,491	34,154	18,759

収集・処理量 (ク)	t 862	頭 3,131	t 11
単位当たり部門別原価 (ケ)=(キ/ク)	円 338,157	円 10,908	円 1,734,680

＜参考資料＞

◆平成 22 年度一般廃棄物処理実施計画	101
◆市勢と廃棄物事業のあゆみ	121
◆環境清掃部組織	129

◆平成22年度一般廃棄物処理実施計画

市川市告示第101号

平成22年度市川市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）第20条の規定に基づき、平成22年度市川市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので告示する。

平成22年4月1日

市川市長 大久保 博

I 総則

1 本計画の位置付け

本計画は市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものです。

2 計画区域

市川市全域

3 計画期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

Ⅱ ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

区 分		主な品目	排出量（トン／年）※1		
			家庭系	事業系	計
1	燃やすごみ	調理くず、紙くず、容器包装以外のプラスチック類 など	86,066	35,404	121,470
2	燃やさないごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類 など	5,210	790	6,000
3	大型ごみ	寝具、家具、自転車、じゅうたん など	2,620	270	2,890
4	有害ごみ	乾電池、蛍光管、水銀体温計	70	0	70
5	資源物	ビン	3,216	0	3,216
6		カン	1,650	0	1,650
7		新聞	2,097	0	2,097
8		雑誌	3,871	0	3,871
9		ダンボール	3,104	0	3,104
10		紙パック	109	0	109
11		布類	563	0	563
12		プラスチック製容器包装類	6,576	0	6,576
小 計			115,152	36,464	151,616
集団資源回収物		ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、布類	6,038	0	6,038
合 計			121,190	36,464	157,654
小動物死体			4,500 体		

※1 この表における年間排出量の見込みは、次のものが対象となります。

- ・市が収集運搬主体となり収集運搬する一般廃棄物
- ・排出者が自ら市川市クリーンセンターへ直接搬入する一般廃棄物
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市川市クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物
- ・自治（町）会・子供会・PTA等による集団資源回収物

2 収集運搬プラン

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分				収集運搬主体	収集回数	収集運搬量 (トン／年)		
家庭系一般廃棄物	ごみ集積所収集他	燃やすごみ		市（直営）	週 3 回	560		
				市（委託）		84,800		
				排出者(直接搬入)		必要の都度	706	
		燃やさないごみ				市（直営）	週 1 回	700
						市（委託）	※ 2	4,110
				排出者(直接搬入)		必要の都度	400	
		大型ごみ				市（直営）	必要の都度 (戸別収集) ※ 1	500
						市（委託）		1,320
				排出者(直接搬入)		必要の都度	800	
		有害ごみ				市（直営）	週 1 回 ※ 2	10
						市（委託）		60
		資源物	ビン	市（直営）	週 1 回 ※ 3	10		
				市（委託）		3,206		
			カン	市（直営）		10		
				市（委託）		1,640		
			新聞	市（委託）	週 1 回 ※ 3	2,097		
			雑誌	市（委託）		3,871		
			ダンボール	市（委託）		3,104		
			紙パック	市（委託）		102		
	布類		市（委託）	563				
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)		市（直営）	週 1 回	10			
		市（委託）	6,520					
	拠点回収	資源物	紙パック	市（直営）	原則 週 1 回	7		
			ペットボトル			46		
小 計						115,152		
事業系一般廃棄物	燃やすごみ		排出者(直接搬入) 又は 許可業者	必要の都度	35,404			
	燃やさないごみ				790			
	大型ごみ				270			
	小 計						36,464	
合 計						151,616		
小動物死体				市（直営）又は 排出者(直接搬入)	必要の都度	4,500 体		

※ 1 市内に親族等がないため、大型ごみを屋外まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者・障害者を対象に、大型ごみを屋内から持ち出すサポート収集を実施します。

※ 2 燃やさないごみと有害ごみは、同一の収集日に同一車両で収集します。

※ 3 ビン・カンと紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類は同一の収集日とします。なお、ビン・カンを同一の収集区分に、また紙類・布類を同一の収集区分にまとめて、まとめた収集区分毎に別の車両で収集します。

(2) 家庭廃棄物

ア 収集運搬方法

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分等により、市又は市が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。なお、資源物として収集した紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡しします。

イ 指定袋制

市民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の精度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するために、家庭廃棄物のうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチック製容器包装類の排出については、指定袋制を継続します。

ウ 排出方法

(ア) ごみ集積所収集他（12 分別収集）

排出者は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して、家庭廃棄物を集積しておく所定の場所（以下「ごみ集積所」という。）及び市が指示する場所に家庭廃棄物を排出するときは、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守するものとします。

a 燃やすごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・剪定枝は、長さ 50 cm以下に切り直径 30 cm程度の束で縛る。（指定袋に入れる必要無し）

b 燃やさないごみ

- ・市の指定袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・割れたガラスや包丁の刃などの鋭利なものは、新聞紙等で包み「危険」と表示する。
- ・アスベストを含む家庭用品は、他の燃やさないごみと分けて別の袋に入れ「アスベスト」と表示する。

c 大型ごみ

- ・電話申込みにより、市の指示に従い市が発行した処理券を貼付して、指定日の午前８時までに屋外に搬出する。（１回につき５点まで排出可、サポート収集の場合は屋外への搬出不要）

d 有害ごみ

- ・透明の袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ集積所へ搬出する。

e ビン

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ集積所へ搬出する。

f カン

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、市の指定袋又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、指定曜日の午前８時までにごみ集積所へ搬出する。

g 新聞

- ・ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前８時までにごみ集積所へ搬出する。（折込みチラシの混入可）

h 雑誌

- ・ ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・ 包装紙、紙箱等の雑がみは、雑誌の間に挟んで入れる。

i ダンボール

- ・ ひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

j 紙パック

- ・ 中を洗って切り開き、よく乾かしてからひもで十文字に束ねて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

k 布類

- ・ 洗濯をして、透明又は半透明の袋に入れて、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。

l プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）

- ・ 中身を残さないで汚れを取ってから市の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ集積所へ搬出する。
- ・ ペットボトルは、キャップを外し、中を軽くすすいで軽くつぶしてからプラスチック製容器包装と一緒に袋に入れて排出する。

(イ) 拠点回収

排出者は、紙パック及びペットボトルを公民館等の公共施設の回収拠点に直接持参するものとします。

エ 排出禁止物

次に掲げるものは、市の指定するごみ集積所及び指示する場所に排出できません。

(ア) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物（別表3に記載）

(イ) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物（別表3に記載）

(ウ) 引越し等により一時的に多量に発生する一般廃棄物

(エ) その他家庭廃棄物の処理に著しい支障が生ずるもの

オ 排出禁止物の処理に係る市長の指示

品 目	市長の指示
(ア) 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に依頼してメーカーが指定した引取場所に搬入する。
パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン）	排出者は、パソコンメーカー又は自ら輸入したものを販売する事業者へ回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する。
自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定引取窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。
(イ) プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く。）	排出者は、千葉県LPガス協会市川支部又はプロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステム等に基づき、メーカー又は取扱店に引取りを依頼する。
ガソリン、灯油、オイル	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
自動車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール等）	排出者は、ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店、解体業者等に処理を相談するか、購入した販売店に引取りを依頼する。
ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く。）、農薬などの薬品	排出者は、購入した店又はメーカー等に引取りを依頼する。
(ウ) 引越し等により一時的に多量に発生する廃棄物	その処分を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、排出者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を依頼する。ただし、いずれの場合も同センター受入基準（別表3）に従うものとする。
(エ) その他の排出禁止物	排出者が自ら処理するか、専門業者に相談するか、又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理するものとする。

カ 在宅医療廃棄物

医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物（在宅医療廃棄物）については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー確保の観点から、次の方法により排出するものとします。

在宅医療廃棄物の種類		排出方法等
(ア)	注射器及び注射針等の鋭利なもの	提供を受けた医療機関又は薬局へ返却する。
	感染性の危険が高いと判断されるもの	
	使い残して不用となった医薬品類	
(イ)	針の付いていないチューブ類、カテーテル類	汚物はトイレに流した上で、液漏れしないよう措置を行い、一旦ビニール袋か紙袋に入れてから燃やすごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やすごみとして排出)
	腹膜透析（CAPD）バッグ、点滴バッグ、プラスチック製ボトル類	
	ストーマ袋、導尿バッグ	
(ウ)	薬の容器（ガラス製、金属製）、点滴ボトル（ガラス製）	中身を残さないで、燃やさないごみ用の指定袋に入れてごみ集積所へ搬出する。 (燃やさないごみとして排出)

(3) 事業系一般廃棄物

ア 収集運搬及び排出方法

事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた一般廃棄物）は、事業者が自らの責任において次のいずれかの方法により、適正に処理するものとします。

ただし、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第24条ただし書の要件^{※1}を満たす事業者については、家庭廃棄物の収集運搬及び排出方法を準用することができます。

(ア) 事業者が自ら処理するか、又は市長が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託して処理する。委託して処分する場合は、事業者が自ら委託先まで運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に委託して運搬する。

(イ) その処分を市川市クリーンセンターに依頼する場合は、事業者自ら同センターへ搬入するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）に同センターまでの運搬を依頼する。

※1 条例第24条ただし書の要件（条例施行規則第5条の2）

次のいずれの要件にも該当すること。

(1) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている事務所、店舗等（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）において事業を営んでいること。

(2) 前号に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の1日当たりの量が、おおむね5キログラム以下であること。

イ 資源物の取扱い

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物（紙類、布類、ビン、カン、ペットボトル、食品循環資源等）^{※2}については、事業者自ら運搬するか、又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（別表1）等に収集運搬を委託することにより、資源化処理を行う一般廃棄物処分業者等の施設へ搬入し、資源化に努めるものとします。

※2 ビン、カン、ペットボトル等については、従業員等の個人消費に伴って排出されるものに限る。

ウ 市川市クリーンセンター受入基準の遵守

事業系一般廃棄物を市川市クリーンセンターへ搬入する場合は、市川市クリーンセン

ター受入基準（別表３）を遵守するものとします。

（４）小動物死体

ア 収集運搬及び排出方法

小動物死体は、電話申込みによって市に収集運搬を依頼するか、又は排出者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するものとします。

３ 適正処分プラン

（１）中間処理方法及び処理量の見込み等

廃棄物の区分		施設	処理区分	処理主体	処理量 (トン／年)	処理方法等
剪定枝葉		市川市クリーンセンター（市施設）	資源化	市（委託）	600	剪定枝葉は粉碎処理してチップ化し、堆肥の原料とします。
燃やすごみ			焼却処理・熱回収	市（直営）	120,870	燃やすごみ及び可燃系大型ごみは焼却処理します。また、破碎処理後の可燃物（2,840トン／年）についても焼却処理します。
大型ごみ	可燃系				1,450	
	破碎不適物		個別処理	市（委託）	200	破碎不適物を選別し、専門業者にて処理します。
	不燃系		破碎処理（4種選別）	市（直営）	1,240	燃やさないごみ及び不燃系大型ごみは破碎処理し、4種類（鉄・アルミ・可燃物・埋立物）に選別します。選別後、鉄・アルミの金属は資源化します。
燃やさないごみ					6,000	
有害ごみ		個別処理（資源化）	市（委託）	70	市川市クリーンセンターで一時的保管後、専門業者にて処理を行い水銀等を回収します。	
ビン		民間処理施設（市内）	資源化	市（委託）	3,216	ビンは手選別によりリターナルビンと色別（無色・茶・黒・緑）に選別し、リターナルビン以外はカレット化して、資源化します。また、カンは磁力選別等によりスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮加工して、資源化します。※2
カン					1,650	
ペットボトル		民間処理施設（市内）	資源化	市（委託）	6,576	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、選別・減容・梱包を行い、（財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡します。
プラスチック製容器包装類						

※１ 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）及び布類は、有価物として再資源化事業者へ直接引き渡します。

※２ ビンの一部は（財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡します。

※３ 処理量は、処理施設への搬入量ベースの値

※４ 事業系の資源物（従業員等の個人消費に伴って排出されたビン、カン及びペットボトル、並びに食品循環資源等）は、市長が許可した一般廃棄物処分業者等により資源化処理する。

(2) 最終処分方法及び処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理区分	処理主体	処理量 (トン／年)	処理方法等
焼却残渣	埋立処分	市(委託)	16,300	市内に埋立処分場が無いことから、市外に埋立処分場を有する専門業者へ処理を委託します。
破碎残渣		市(委託)	2,100	
合 計			18,400	

(3) 市川市クリーンセンターの延命化事業

市川市クリーンセンターは、安定的な操業を確保するため老朽化した施設の基幹設備を計画的に交換・改修し、平成35年度まで操業させることとします。

(事業実施期間：平成22年度から平成25年度まで)

4 循環的利用プラン

(1) 循環的利用促進のための資源物の回収方法等

区 分		回収方法	資源物の種類	回収量 (トン/年)
ごみ集積所等における回収	ごみ集積所収集	排出者の身近にあるごみ集積所で8種類の資源物を回収します。	ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）	21,133
	拠点回収	公民館等の公共施設の回収拠点で2種類の資源物を回収します。	紙パック、ペットボトル	53
	小 計			21,186
市川市クリーンセンターにおける回収	剪定枝回収	市川市クリーンセンターへ搬入される剪定枝を粉碎し、木屑（チップ）を回収します。	剪定枝チップ	600
	金属回収	市川市クリーンセンターへ搬入される燃やさないごみ及び大型ごみ（不燃系）を破碎処理後、金属を回収します。	金属（鉄、アルミ）	2,300
	小 計			2,900
集団資源回収		自治(町)会、子供会、PTA等により資源物を回収します。	ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、布類	6,038
合 計				30,124

※1 この他にも、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計）については専門業者に処理を委託し、水銀等を回収します。また、破碎不適物についても専門業者に処理を委託し、金属等を回収します。

(2) 生ごみ堆肥化事業（じゅんかん堆肥の製造）

学校給食などの食品残渣（生ごみ）を資源として循環的利用するため、市庁舎食堂や小中学校の公共施設に生ごみ処理装置を設置し、この装置により処理された一次生成物と市川市クリーンセンターに搬入される街路樹等の剪定枝を粉碎した木屑（剪定枝チップ）を混合して堆肥化します。

(3) 余熱利用施設整備・運営 P F I 事業

市川市クリーンセンターにおける熱回収によって得た電力及び余熱を有効利用する温水プール、温浴施設などの健康増進施設を P F I 事業により運営していきます。

この施設は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（P F I 法）に基づく事業として、公共施設の設計・建設・運営などに、民間の資金や技術を活用することで、市の財政負担の縮減及び平準化と市民への質の高いサービスの提供を図っていくものです。

【施設概要】

施設名称	クリーンスパ市川
所在地	市川市上妙典1554番地
敷地面積	6, 4 6 1 m ²
施設規模	4, 6 1 1 . 9 6 m ² （鉄骨造2階建て）
事業者	ベイスパ市川 C C 株式会社
施設内容	○プールゾーン 25mプール8コース、多機能プール、子供プール ○風呂ゾーン 各種浴槽、露天風呂、サウナ、温泉設備 ○休憩ゾーン 大広間、集会室、飲食施設 ○その他 スタジオ、トレーニングルーム、コミュニティスペース等
供用開始	平成19年9月

5 処理施設の概要

(1) 各処理施設

ア 燃やすごみ・燃やさないごみ・大型ごみの中間処理施設

施 設 名	市川市クリーンセンター
所 在 地	市川市田尻 1003 番地
稼働年月	平 成 6 年 4 月
(焼 却 処 理 施 設)	
処理形式(焼却炉)	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	600 t /24 h (200 t /24h×3 炉)
(破 碎 処 理 施 設)	
処理形式(破砕機)	衝撃せん断併用回転式(横型)
処理能力	75 t /5 h
選別種類	4 種選別【鉄・アルミ(資源化)、可燃物(焼却処理)、鉄・アルミを除く不燃物(最終処分)】

イ ビン・カンの中間処理施設

施 設 名	(株)市川環境エンジニアリング 原木事業所
所 在 地	市川市原木 3004 番他
取扱廃棄物	ビン、カン
内 容	中間処理(選別・圧縮)
処理能力	138.7 t /日 (ビンの選別 109.8 t /日) (カンの選別・圧縮 28.9 t /日)

ウ プラスチック製容器包装類の中間処理施設

施 設 名	日鐵物流君津(株) 市川リサイクル工場
所 在 地	市川市上妙典 1618-1 他
取扱廃棄物	ペットボトル及びプラスチック類
内 容	中間処理(選別・減容・梱包)
処理能力	39.2 t /日 (4.9 t /h×8 h)

(2) 市内の民間処理施設

(市及び他市区町村で処理・資源化ができない一般廃棄物の受入施設)

ア 固形燃料（R P F）への資源化施設

施 設 名	(株)市川環境エンジニアリング 行徳工場
所 在 地	加藤新田 2 1 2 番地
取扱廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ
内 容	中間処理（破碎・選別・造粒）
処理予定量	9,000 t／年
搬入元市区町村	船橋市、成田市、四街道市、御宿町等

イ 廃家電リサイクル施設

施 設 名	(株)ハイパーサイクルシステムズ
所 在 地	東浜 1 丁目 2 番地 4
取扱廃棄物	廃家電製品
内 容	中間処理（破碎）
処理予定量	1,000 t／年
搬入元市区町村	藤沢市、町田市、国立市、昭島市等

ウ 食品残渣リサイクル施設

施 設 名	(株)農業技術マーケティング
所 在 地	本行徳 2 5 5 4 番 6 3
取扱廃棄物	食品残渣
内 容	中間処理（破碎・減圧乾燥）
処理予定量	4,000 t／年
搬入元市区町村	浦安市、港区、大田区、世田谷区等

6 発生抑制・排出抑制プラン

(1) 家庭廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみ減量の普及・啓発	3 R 推進月間である 1 0 月にイベント等を開催することで、市民が 3 R について理解する機会を提供し、3 R の認知度を高めるとともに、年間を通じて市民に対し「資源物とごみの 1 2 分別」ルールを積極的に周知していきます。
ごみ減量化・資源化協力店制度の活用	ごみ減量化・資源化協力店制度を見直し、マイバッグ運動の啓発などの P R を行い、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い自粛、ビン・カン・紙パック等の資源物の店頭回収等により、家庭から排出されるごみの減量に取り組む販売店を支援します。 また、市民に対しても、ごみ減量化・資源化協力店の取組みに積極的に協力するよう P R していきます。
レジ袋の削減	ごみの発生抑制のきっかけとなるレジ袋削減の取組みについて、「レジ袋不用カード」等のレジ袋削減に向けた具体的な取組みを展開していきます。
電動式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の普及	家庭から出る生ごみの減量及び有効活用を促進するため、電動式生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の購入世帯に対して、購入費用の一部を補助します。
市川市リサイクルプラザの運営	ごみの 3 R に関する情報発信、家庭からの不用家具等の引き取り・展示販売、不用品情報の提供及びフリーマーケットの開催等を行います。
大型ごみの有料収集	住民サービスの負担の公平性を確保するとともに、不用品の再利用等を促進するため、大型ごみの有料収集を実施します。

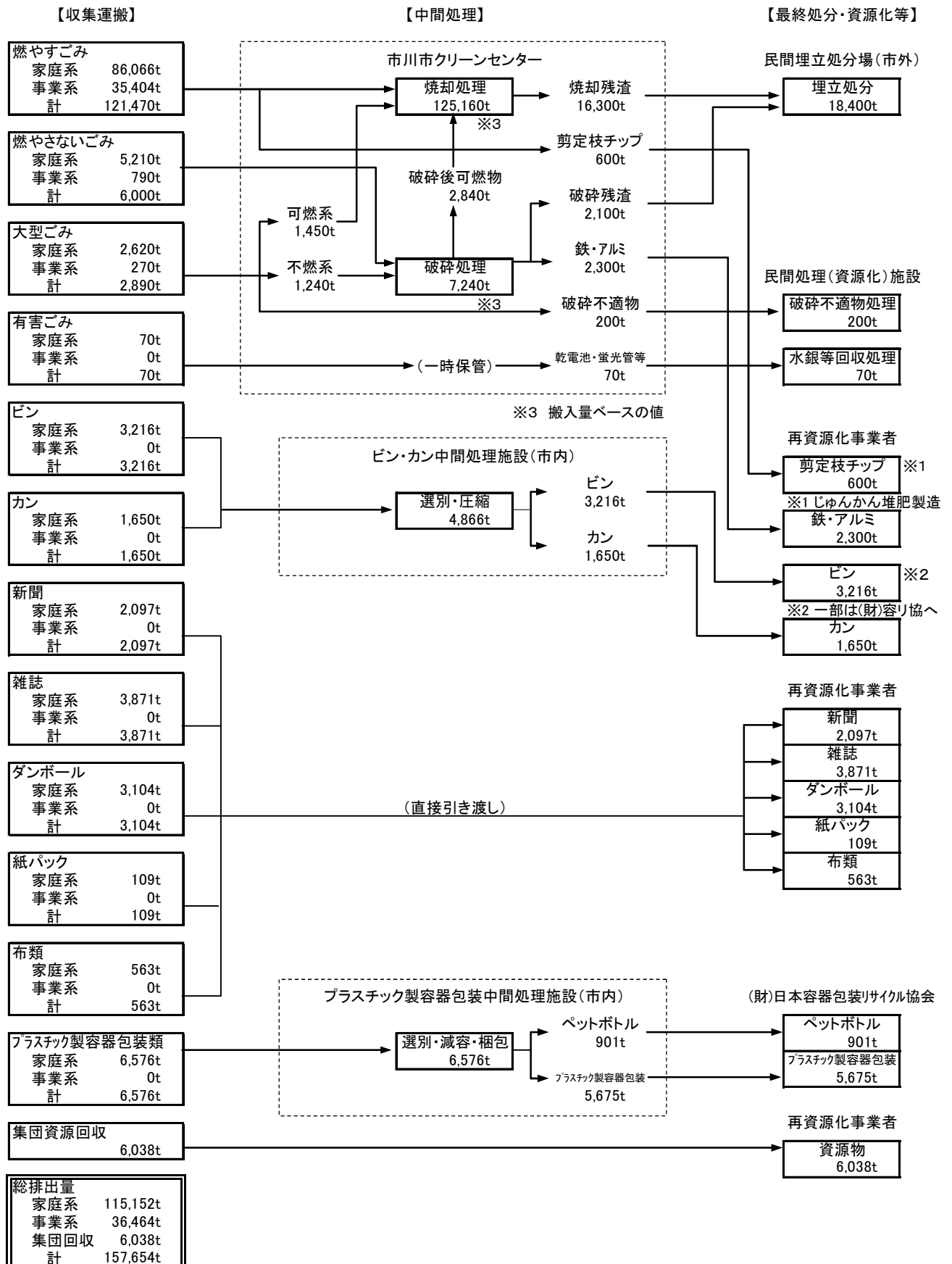
(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制・排出抑制

主な事業名	事業概要
ごみの減量・資源化の啓発・指導	事業所に対し、ごみの減量・資源化に取り組むよう指導するとともに収集運搬業者に対しても取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう指導します。 また、事業所に対しリサイクル施設などごみの減量・資源化に関する情報を提供します。
事業用大規模建築物所有者の啓発・指導	事業用大規模建築物（大規模小売店舗立地法第 2 条 2 項に規定する大規模小売店舗及び延べ床面積 3, 000 m ² 以上の特定建築物）の所有者等に対して、廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務づけ、事業用大規模建築物から排出されるごみの発生抑制と資源化について啓発・指導します。

7 市民参加・情報共有プラン

主な事業名	事業概要
市川市廃棄物減量等推進審議会の開催	一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施策などを審議する市川市廃棄物減量等推進審議会を開催し、各方面からの幅広い視点による意見を求めます。 (審議会の委員構成：市議会議員、学識経験者、市民の代表者、生産・販売関係者、廃棄物処理業者など 15 名)
じゅんかんパートナー制度の活用	3 R の取組みの普及やごみ集積所の清潔保持等を推進するため、地域リーダーの役割を担うじゅんかんパートナー（市川市廃棄物減量等推進員）の活動を通じて、地域コミュニティ単位での循環型社会の形成を促進します
清掃行政協力者表彰の実施	資源回収活動及び地域清掃等の実施により、ごみの減量・資源化や地域の環境美化に継続して貢献した自治（町）会、こども会、小学校 P T A、事業者等の団体及び個人に対し、清掃行政への協力者として表彰します。
小学生への副読本の配布	学校での授業を通してごみの減量とリサイクルの推進や地球環境保全を伝えるため、小学 4 年生に社会科副読本「ごみ探偵団が行く！」を配布します。
広報いちかわによる情報発信	市民の 3 R 意識の向上や市民によるごみ減量・資源化の取組みを促進するため、本市の清掃行政の取組みや 12 分別の実施状況の検証等についての特集記事やごみ減量・資源化に役立つ情報を広報いちかわに掲載します。
ホームページによる情報発信	ごみとリサイクルに関する施策や情報等を市ホームページで分かりやすく提供するとともに、内容の充実を図ります。
じゅんかんニュースの発行	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの内容やごみ・リサイクル関連のホットニュースをまとめた環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」を年数回発行し、自治（町）会経由で回覧します。
市川市じゅんかん白書の作成・公開	平成 21 年度における一般廃棄物処理、資源化の実績等をまとめた「市川市じゅんかん白書」を作成し、いちかわじゅんかんプラン 21 の進捗状況やごみ処理の現状を広く公表します。
ごみ分別ガイドブックの配布	家庭から出る資源物とごみの分け方・出し方等をまとめた「ごみ分別ガイドブック」を市外からの転入世帯を中心に配布します。
清掃施設見学会の開催	ごみ処理の実態を身近に体験することを通じて、ごみの減量や分別の必要性についての市民の理解を促進していくため、市川市クリーンセンター等の見学会を開催します。
出前説明会の開催	「資源循環型都市いちかわ」を目指した取組みの普及を図るため、自治（町）会、学校、地域のイベント等に出向き、ごみの出し方やごみ処理の現状等について説明を行います。

8 ごみ処理フロー



Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分		収集運搬 主体	収集頻度	収集量 (kℓ /年)
し尿	くみ取り便所	市（委託）	定期又は 申込みの都度	3,900
	仮設トイレ等	許可業者	申込みの都度	1,600
	小 計			5,500
浄化槽汚泥		許可業者	浄化槽清掃 実施の都度	61,500
合 計				67,000

(2) 収集運搬方法等

ア 公共下水道処理対象区域内では、し尿及び生活雑排水を公共下水道に排水する。

イ 一般家庭、店舗及び事務所等のくみ取り便所から排出されるし尿は、市が委託した業者のバキューム車により定期的（月1回又は2回）に収集し、市川市衛生処理場へ搬入する。なお、定期収集を超えて汲み取りを必要とする場合は、申込み制により市が委託した業者により収集する。

ウ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別表2）に収集運搬を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入する。

エ 浄化槽を管理している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については市長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）実施するものとする。

オ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別表2）に収集を依頼し、市川市衛生処理場へ搬入する。

2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理方法及び処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	処理量 (kℓ /年)	処理方法等
し 尿 浄化槽汚泥	市（直営）	67,000	市川市衛生処理場において処理します。 なお、余剰汚泥は焼却処理し、処理水は公共用水域（通称二俣川）へ放流します

(2) 最終処分方法及び処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	処理量 (トン／年)	処理方法等
焼却残渣 ※1	市（委託）	300	市内に埋立処分場が無いことから、市外に埋立処分場を有する専門業者へ処理を委託します。

※1 (1) の余剰汚泥の焼却処理により発生した焼却残渣

3 処理施設の概要

施設名	市川市衛生処理場
所在地	市川市二俣新町 15 番地
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理：凝集膜分離＋活性炭吸着
処理能力	242kℓ /日
汚泥処理	汚泥脱水機（遠心分離式）＋ 焼却炉（流動床式）

4 普及啓発等

(1) 下水道接続の促進

公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金の貸付と私道下水道管渠敷設工事費の助成を行います。

(2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助

公共下水道の整備が当分の間（7 年以上）見込まれない地域において、公共用水域の水質浄化に効果のある高度処理型合併処理浄化槽を普及するため、窒素やリンを除去する高度処理浄化槽（5～10 人槽）の設置費（単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽への転換上乗せ補助を含む）の一部を補助します。（平成 22 年度設置見込数：121 基）

(3) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報やパンフレット等による啓発を行います。

別表 1 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（ごみ）

【ごみ】

No.	会 社 名	所 在 地	引越し ごみ等	事業系 一般 廃棄物
1	(有)市川企業	南大野 1-9-26	—	○
2	(株)石井興業所	曾谷 3-7-2	—	○
3	(有)昭和	稲越町 170-1	○	○
4	(株)光伸清運	曾谷 6-30-2	○	○
5	大市産業(株)	大野町 3-1696	○	○
6	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2-11-25	○	○
7	(有)京昇産業	柏井町 1-1263-2	○	○
8	(有)田島清掃	妙典 1-9-12	○	○
9	(株)国分運輸	大野町 1-56-3	○	○
10	(有)三穂興業	大野町 2-595-4	○	○
11	(株)クリーンタグチ	入船 6-24	○	○
12	(株)マツカゼ	曾谷 1-31-24	○	○
13	(有)三橋サービス	大野町 4-2846	○	○
14	(有)藤城清掃サービス	国分 2-7-6	○	○
15	(有)仲興環境	須和田 1-23-10	○	○
16	千葉建設(株)	押切 20-3	○	○
17	(株)大進工業	鬼越 2-5-4	○	○
18	第一優美(有)	大和田 5-15-17	○	○
19	(有)及川建材興業	大野町 2-773-2	○	○
20	千葉ロードサービス(株)	南八幡 3-7-3	○	○
21	(株)曾谷造園土木	曾谷 3-9-5	○	○
22	立建建設(株)	大野町 2-1849	○	○
23	日本サービス(株)	松戸市主水新田 476-10	○	○
24	(株)建総	原木 3-18-9	○	○
25	(株)東日本環境アクセス	東京都台東区東上野 3-4-12	事業所限定	
26	共同産業(株)	船橋市北本町 2-41-2	事業所限定	
27	(有)鈴木商店	鎌ヶ谷市初富 160-51	事業所限定	
28	京葉ロードメンテナンス(株)	東京都中央区新富 1-5-5	高速道路施設限定	
29	(有)市川胞衣社	若宮 3-30-13	胞衣等限定	
30	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-3-40	食品残渣限定	
31	(財)市川市清掃公社	二俣新町 13-1	市事業限定	

別表 2 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（浄化槽汚泥・し尿）

【浄化槽汚泥】

No.	会 社 名	所 在 地
1	(財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1
2	(株)矢切衛生社	松戸市下矢切 7 0 6
3	(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2 - 1 1 - 2 5
4	(株)都市整美センター	東京都墨田区両国 4 - 1 9 - 2
5	(株)エイケン	船橋市米ヶ崎町 7 2 9
6	京葉管理事業(株)	柏市つくしが丘 1 - 1 4 - 8
7	(株)建総	原木 3 - 1 8 - 9
8	(株)市川衛生管理センター	曾谷 6 - 3 0 - 2

【し尿】

No.	会 社 名	所 在 地
1	(財)市川市清掃公社	二俣新町 1 3 - 1

別表3 市川市クリーンセンター受入基準

1 市川市クリーンセンターにおいて受入する一般廃棄物は次のとおりとする。

区 分	条 件
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。
燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	(2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。
大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	(3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計)	(4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。
	(5) 資源物は出来るだけ資源物として選別し、搬入量を減らすこと。

2 市川市クリーンセンターにおいて受入しない一般廃棄物は次のとおりとする。

(1) 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収される一般廃棄物

	品 目
1	家電リサイクル法施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）
2	使用済パソコン（デスクトップ型パソコン本体、ノートブック型パソコン、CRT式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ、ディスプレイ（CRT又は液晶）一体型パソコン）※プリンター等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA、ワークステーション、サーバー等は対象外
3	廃自動二輪車（原動機付き自転車を含む）

(2) 市川市クリーンセンターにおいて処理が困難な一般廃棄物

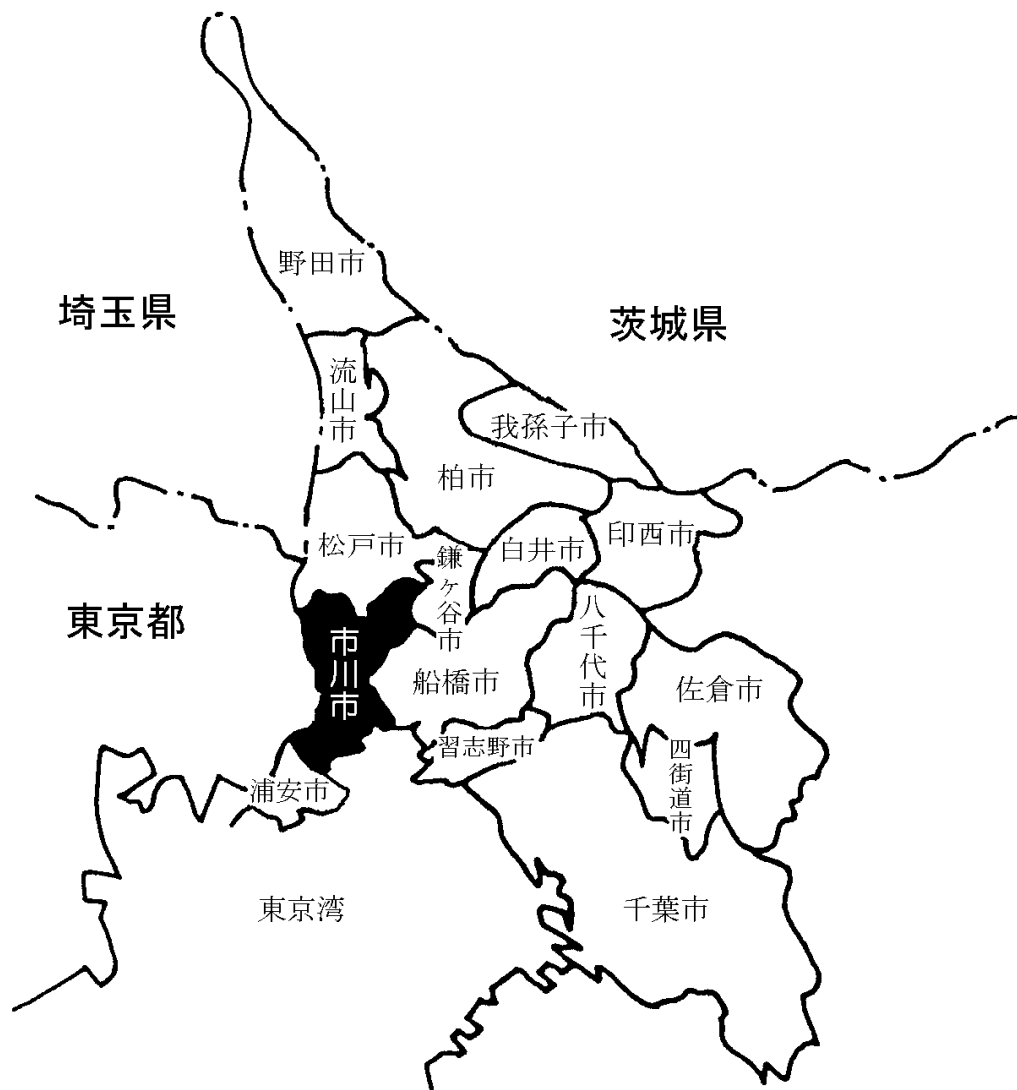
	廃棄物の種類
1	爆発の危険性のあるもの（プロパンガスボンベ（カセット式ボンベを除く）、消火器、花火、火薬類等）
2	引火の危険性のあるもの（ガソリン、灯油、オイル等）
3	感染の危険性のあるもの（注射針等）
4	有害性物質を含むもの（薬品、農薬、殺虫剤、ニカド電池等）
5	著しく悪臭を発するもの（糞尿、汚物等）
6	液状のもの（廃油、ペンキ等）
7	粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのあるもの
8	自動車解体部品（ドア、バッテリー、タイヤ、ホイール等）
9	ピアノ、耐火金庫（手提げ金庫を除く）
10	その他処理が著しく困難なものと認められるもの及び処理施設の機能に支障が生ずるものと認められるもの

◆市勢と廃棄物事業のあゆみ

市川市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と接して東京湾に臨み、西は江戸川を隔てて東京都と隣接しています。

市域は東西が約8km、南北が約13km、面積は56.39km²で、地形は北部一帯は標高20mを越える台地となっていますが、南部に向かってやや傾斜し、標高2～3mの平坦な低地が広がっています。

都心から20km圏に位置し交通の便が良いことなどから、住宅都市として発展しており、臨海部の埋立地には企業が進出し、京葉工業地帯の一翼を担っています。



人 口	475,751人
世 帯 数	219,184世帯
世帯当り人数	2.17人／世帯
面 積	56.39km ²
人 口 密 度	8,437人／km ²

(平成21年10月1日現在)

年 度	区 分	内 容
昭和 9年度	その他	・ 市制施行（11月）
21年度	ごみ	・ 掃除巡視員制度を設け市内を5地区に分け、塵芥処理、環境衛生業務を実施（6月）
23年度	その他	・ 衛生課発足（6月）
25年度	ごみ	・ 衛生班7班を編成し「ごみ投入共同箱」及び各家庭へのごみの巡回収集を実施（4月）
29年度	ごみ	・ 柏井町2丁目に柏井 ^{じんがい} 塵芥焼却場(18t/日)完成（2月）
	し尿	・ し尿汲み取りをし尿収集許可業者により実施（7月）
	その他	・ 明治33年制定「汚物掃除法」が廃止され「清掃法」が制定される。（4月） ・ 「市川市清掃条例」制定（10月）
36年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場(37.5t/日)増設（2月）
	し尿	・ 大野町2丁目地先にし尿貯溜場を設置（11月）
37年度	ごみ	・ 各戸のごみ箱を廃止しポリ容器・紙袋による混合収集方式に改め、市街地は週3回、その他の地域は週2回の定期収集を開始（3月） ・ 犬猫死体焼却場を南八幡に設置（3月）
		・ 清掃課発足（10月）
	その他	
38年度	し尿	・ 大町地先にし尿貯溜場を設置（7月）
39年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場(50t/日)増設（3月）
	し尿	・ 二俣新町に衛生処理場建設着工（11月）
	その他	・ 部制施行に伴い経済衛生部に所属（4月）
40年度	し尿	・ 清掃第2係を設けし尿汲み取り業者の指揮監督体制を設置（9月） ・ 衛生処理場 竣工（200kℓ /日）（3月）
42年度	し尿	・ し尿収集業者を企業合同させ、協同組合を設け(40.11市川清掃事業協同組合、42.9協同組合市川興運)、し尿収集を2業者に委託(11月)
	その他	・ 「市川市清掃条例」全面改正（9月）
43年度	し尿	・ 衛生処理場 増設(100kℓ /日)（3月）
	その他	・ 清掃課を清掃第1課、清掃第2課に分離（4月）
44年度	その他	・ 「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」制定（12月）
45年度	ごみ	・ 民間2業者にごみ収集を委託し、駅周辺の早朝収集開始（6月）
	その他	・ 都市計画ごみ処理場として都市計画決定（12月） ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定（12月）
46年度	ごみ	・ 粗大ごみ収集を開始（年6回）（7月）
	その他	・ 環境衛生部に部名変更（10月） ・ 「市川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定（3月）
47年度	ごみ	・ 仮称市川市高谷清掃工場建設工事着工（7月）
	し尿	・ 衛生処理場余剰汚泥処理装置・脱臭装置完成（10月）
	その他	・ 保健衛生部に部名変更（1月）
48年度	ごみ	・ 柏井塵芥焼却場閉鎖・操業中止（12月）
	し尿	・ 「市川市汲取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」制定（10月）
49年度	ごみ	・ ごみの分別収集一部地区で試行実施（4月） ・ 粗大ごみ破砕処理施設着工（10月） ・ 西浜清掃工場竣工(450t/日)（12月）

年 度	区 分	内 容
49年度	ごみ	・可燃ごみ週3回、不燃ごみ週1回の全市域分別収集開始（12月）
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付要綱」を制定し、補助金交付開始（4月） ・衛生処理場(100kℓ /日)増設（3月）
	その他	・機構改革により保健衛生部から「清掃部」として独立し、清掃第1課・清掃第2課・清掃第3課・清掃工場・衛生処理場の体制に変更(10月)
50年度	ごみ	・西浜清掃工場粗大ごみ破碎処理施設竣工(60t/5h)（4月） ・粗大ごみ、月1回の集積所収集開始（4月）
	その他	・財団法人市川市清掃公社設立（6月）
51年度	ごみ	・柏井塵芥焼却場解体（10月）
	し尿	・衛生処理場前処理設備・汚泥乾燥設備・脱臭設備完成（3月）
52年度	し尿	・し尿汲み取り料金の無料化実施（4月）
53年度	その他	・機構改革により清掃部と環境部が合併し環境清掃部となり、清掃第1課・清掃第3課が清掃事務所に、清掃第2課が清掃管理課に変更（4月）
54年度	その他	・機構改革により清掃事務所・清掃管理課を統廃合し、新たに清掃事務所制をしき、管理課と業務課を設置（5月） ・「土砂等による土地の埋立、盛土並びにたい積に関する指導要綱」施行(9月)
	ごみ	・最終処分を茨城県北茨城市内の民間業者に一部委託開始（5月） ・集団資源回収開始（7月） ・最終処分を民間業者に全量委託開始（1月）
55年度	その他	・「市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例」制定（10月）
	ごみ	・空きビンの月1回集積所収集開始（集団資源回収地区を除く）（8月）
	し尿	・「市川市浄化槽清掃料金補助金交付規則」制定（4月）
56年度	その他	・「市川市環境美化条例」制定（7月）
	ごみ	・粗大ごみ戸別収集を申込み制にて一部地区で開始（7月）
57年度	し尿	・浄化槽汚泥処理手数料有料化実施（5月）
	し尿	・「浄化槽法」公布（5月）
58年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
59年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
60年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
61年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
62年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
63年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
64年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
65年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
66年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
67年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
68年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
69年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
70年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
71年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
72年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
73年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
74年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
75年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
76年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
77年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
78年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
79年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
80年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
81年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
82年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
83年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
84年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
85年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
86年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
87年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
88年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
89年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
90年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
91年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
92年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
93年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
94年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
95年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
96年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
97年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
98年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
99年度	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
	ごみ	・「浄化槽法」公布（5月）
平成 元年度	ごみ	・不法投棄防止協力員制度を開始（4月） ・空きビン収集地区を3割から4割に拡大。収集回数も月2回から週1回に増加 ・最終処分（全量）の委託先を銚子市内の民間業者に変更（4月）（8月） ・市川市のキャンペーン(タイトル「シェイプアップ市川」「ごみを減らして」)を開始
	ごみ	・不法投棄防止協力員制度を開始（4月） ・空きビン収集地区を3割から4割に拡大。収集回数も月2回から週1回に増加 ・最終処分（全量）の委託先を銚子市内の民間業者に変更（4月）（8月） ・市川市のキャンペーン(タイトル「シェイプアップ市川」「ごみを減らして」)を開始
2年度	ごみ	・集団資源回収参加団体に対して報償金の交付を開始（4月）

年 度	区 分	内 容
2年度	ごみ	・ 空きビン収集地区を市域の7割地区に拡大すると共に空きカンの回収もビンと併せ週1回実施（4月） ・ 粗大ごみの中間処理を民間業者に委託開始（4月） ・ （仮称）市川市クリーンセンター建設工事着工（9月） ・ 牛乳パックの回収を公民館・小学校で開始（10月） ・ ごみ処理業務のイメージ改革として、ごみ収集車のカラーリングの実施とキャラクター（キラリン・ピカリン）を制作（10月） ・ 庁内で紙ごみの回収を開始（3月）
	その他	・ 機構改革によりクリーン推進課を新設し、また、清掃工場建設準備室を清掃工場建設室に変更（7月） ・ ごみの発生から処分まで、また、身近にできるごみ対策について、女性の視点から考え、行動し、施策に参加する場として『女性の会』が発足（8月）
3年度	ごみ	・ 空きビン、空きカン回収を市内全域に拡大（4月） ・ ごみ処理業務のイメージ改革として、新デザインのユニホームを着用（4月） ・ 市内在住者を対象にコンポスト容器購入費補助制度を開始（6月） ・ 「市川市ごみ減量化・資源化協力店」制度開始（10月）
	その他	・ 「再生資源の利用促進に関する法律」制定（4月） ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正（10月）
4年度	し尿	・ 「市川市汲み取り便槽等の補修、改造工事資金貸付規則」廃止（4月） ・ 「市川市生活排水対策推進計画」策定（3月）
	その他	・ 「一般廃棄物処理手数料」に消費税相当額導入（4月）
5年度	ごみ	・ 不法投棄防止協力員制度を廃止（4月） ・ 廃棄物減量等推進員（クリーンパートナー）設置（42名）（7月） ・ 市川市廃棄物減量等推進審議会の設置（8月） ・ 新清掃工場（市川市クリーンセンター）仮稼働開始（11月）
	し尿	・ 「市川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」並びに「市川市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱」を制定し、補助金交付を開始（4月）
	その他	・ 「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則」施行（7月）
6年度	ごみ	・ 市川市クリーンセンター 竣工（4月） （焼却施設600 t / 日、不燃・大型ごみ破碎施設 75 t / 5 h） ・ ごみの収集方法の一部変更（プラスチック、ゴム、皮革類等を燃えるごみへ）（4月） ・ J R 総武線を境に燃えるごみの収集ブロックを2地区に変更（4月） ・ フロンガス回収（対象は冷蔵庫とエアコン）開始（4月） ・ 市川市クリーンセンター見学会開始（5月） ・ 廃棄物減量等推進員10名増員（計52名）（7月） ・ 大型ごみ戸別収集を市内全域に拡大（10月） ・ 清潔で、明るく、緑豊かで住むことに愛着のもてるまちの実現に全力を傾けることを誓い、「クリーン・グリーン都市」を宣言（11月） ・ 旧清掃工場解体取り壊し着工（12月） ・ 「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」策定（3月）
	し尿	・ 「一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理編）」策定（10月）
	その他	・ 清掃工場名称変更と組織替・施設広報係、化学技術係（公害防止の強化）の新設（4月）

年 度	区 分	内 容
7年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員（計62名）（7月） ・旧清掃工場解体取り壊し完了（1月） ・「ごみ処理と資源化物処理に係る基本方針」策定（3月）
	その他	・市川市リサイクルプラザの開設（6月） ・都市計画汚物処理場として市川衛生処理場を都市計画決定（11月） ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」施行（12月）
8年度	ごみ	・廃棄物減量等推進員10名増員（計72名）（3月） ・「市川市分別収集計画」策定（10月）
	し尿	・し尿収集運搬手数料有料化を実施（10月）
	その他	・機構改革により清掃工場建設室を廃止し、施設課を新設（4月） ・市川都市計画ごみ焼却場の都市計画変更（12月）
9年度	ごみ	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく、ペットボトル及び紙パックの拠点回収開始（4月） ・廃棄物減量等推進員10名増員（計82名）（7月） ・「市川市一般廃棄物処理施設整備基本計画」策定（3月）
	し尿	・新衛生処理場建設着工（9月）（スクラップアンドビルド方式） ・旧衛生処理場施設の撤去開始（11月）
10年度	ごみ	・指定袋制及び大型ごみ収集有料化を市川市廃棄物減量等推進審議会に諮問（11月） ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化の答申（1月）
	その他	・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」制定（6月） ・「市川市家庭系ごみに係る指定袋の認定基準」を制定（1月） ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正（3月） （大型ごみ収集有料化に伴う手数料規定の改正）
11年度	ごみ	・剪定枝葉のチップ化開始（4月） ・「第2期市川市分別収集計画」策定（6月） ・指定袋制及び大型ごみ収集有料化実施（10月） ・市川市リサイクルプラザ不用品有料販売開始（11月）
	し尿	・単独処理浄化槽清掃料金補助金交付廃止（4月） ・新衛生処理場竣工（3月）
	その他	・機構改革により、清掃部に政策調整担当を設置し、クリーン推進課をリサイクル推進課へ改称（4月） ・市川市クリーンセンター「ISO14001認証取得に向けて」の宣言（4月） ・「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則」一部改正（5月） ・市川市クリーンセンターISO14001の認証を取得（2月）
12年度	ごみ	・電気式生ごみ処理機購入費補助制度を開始（5月） ・市川市リサイクルプラザにリサイクルガラス工芸教室を開設（6月） ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事着工（9月） ・事業系ごみの減量と適正処理について啓発リーフレットを市内12,000の事業所へ送付（11月）
	し尿	・新衛生処理場供用開始（4月） ・「合併処理浄化槽清掃料金補助金」及び「合併処理浄化槽維持管理費補助金」交付廃止（4月）

年 度	区 分	内 容
12年度	その他	・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」完全施行（4月） ・「循環型社会形成推進基本法」完全施行（1月）。併せて、廃棄物処理法の改正等の個別法律も整備（5～6月）
13年度	ごみ	・特定家庭用機器再商品化法対象品目（ブラウン管式テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン）の市受入廃止（4月） ・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事着工（6月） ・「ごみ処理・リサイクルに関する市民意識調査」実施（7月） ・廃棄物減量等推進員を公募。循環型社会へ対応すべく、呼称をクリーンパートナーからじゅんかんパートナーへ変更（市内14地区81名） ・一般廃棄物処理基本計画を市民参加で策定する「循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）」設置（8月） ・市川市クリーンセンター排ガス高度処理施設整備工事完成（9月） ・プラスチック製容器包装類のモデル回収開始（10月） ・買物袋持参運動をモデル地区で開始（10月）
	その他	・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」施行（4月） ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行（4月）（5月） ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」施行 ・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）策定（ごみ処理編・生活排水処理編）（3月） ・市役所本庁舎ほか18施設でISO14001の認証を取得（3月）
14年度	ごみ	・市川市クリーンセンター灰固形化施設整備工事完成（4月） ・「第3期市川市分別収集計画」策定（6月） ・廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区139名）（7月） ・市川市清掃公社「じゅんかん堆肥」を販売開始（1袋40リットル型）（8月） ・焼却量の削減、資源化率の向上を目指した「資源物とごみの12分別収集」を全市域で開始（10月） ・市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業の実施方針を公表（12月）
	し尿	・「市川市生活排水対策推進計画」（二次計画）を策定（3月）
	その他	・廃棄物処理を環境行政の一環として推進していくため、環境部と清掃部を「環境清掃部」に組織改正。清掃管理課を環境衛生課として、衛生処理場を合併。清掃施設課をリサイクル推進課に統合（4月） ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」施行（5月） ・市川市クリーンセンターISO14001更新審査（2月）
15年度	ごみ	・リサイクルプラザの展示販売品をホームページ掲載（4月） ・買物袋持参運動推進検討会発足（7月） ・ひとり暮らしの高齢者、障害者等を対象に「大型ごみ」のサポート収集を開始（7月） ・循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市民に配布（11月） ・リサイクルショップ「あある」閉館（3月）
	その他	・「資源有効利用促進法」に基づきメーカー等による家庭用使用済みパソコンの回収・リサイクル開始（10月） ・「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」並びに「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施行条例規則」一部改正（12月） ・「空地に係る環境衛生の保全に関する条例」並びに「空地に係る環境衛生の保全に関する施行規則」一部改正（12月）

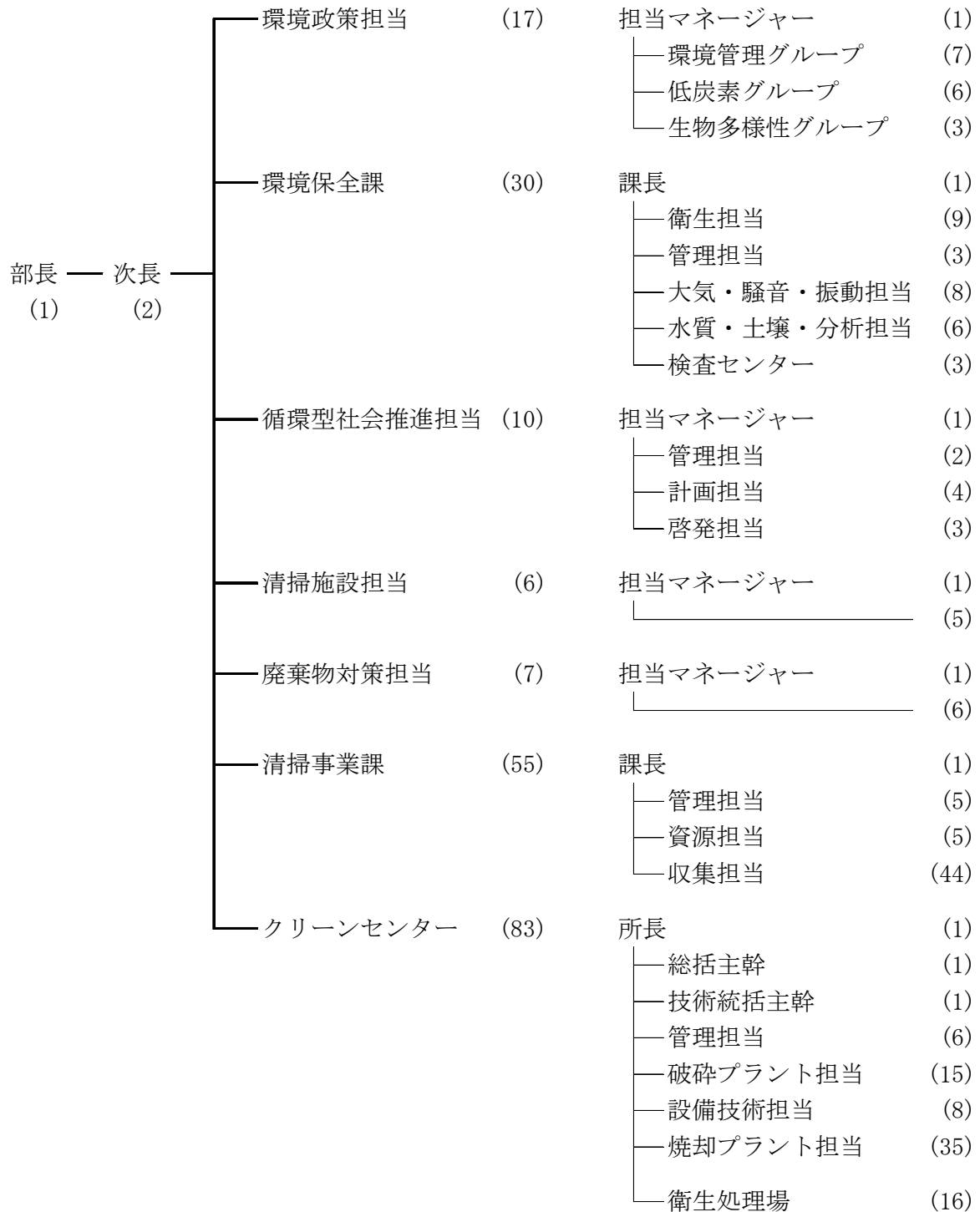
年 度	区 分	内 容
16年度	ごみ	・ 特定家庭用機器再商品化法対象品目（冷蔵庫）の追加に伴い、市受入廃止（4月） ・ 最終処分（全量）の民間委託処分先を2業者に変更（4月） ・ 市川市クリーンセンターの搬入手数料を変更：189円／10kg（4月） ・ 廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区149名）（7月） ・ 市民、事業者等による「マイバック運動推進会」発足（7月） ・ 市川市クリーンセンターに搬入される燃やさないごみ及び大型ごみの手選別開始 ・ じゅんかん堆肥の1袋15リットル型販売開始（10月） ・ 従来の小・中学生用副読本を循環型社会の構築の視点から見直して配布（3月）
	し尿	・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助事業を開始（4月）
	その他	・ 機構改革により環境衛生課を廃止し、廃棄物対策課を新設（4月） ・ 組織改革により衛生処理場をクリーンセンターに統合（4月） ・ 二輪車リサイクルシステム（業界による自主的取り組み）開始（10月） ・ 「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」完全施行 ・ 京都議定書発効（2月）
17年度	ごみ	・ 第4期「市川市分別収集計画」策定（6月） ・ アスベスト含有家庭用品廃棄物の分別収集を開始（10月） ・ リサイクルプラザで販売家具等の有料配送を開始（10月）
	その他	・ ‘ゼロエミッションフォーラム・イン・いちかわ2005’を開催（8月） ・ 市川市クリーンセンターISO14001第2回更新審査（2月）
18年度	ごみ	・ パーソナルコンピュータ及び原付バイクの市受入廃止（4月） ・ 市川市リサイクルプラザ内に資源じゅんかん政策課分室を設置（4月） ・ 燃やさないごみ、有害ごみ収集車をアスベスト飛散対策車に変更（6月） ・ 容器包装リサイクル法の一部改正（6月） ・ 廃棄物減量等推進員を公募及び自治会推薦（市内14地区259名）（7月） ・ 事業系ごみ（一般廃棄物）実態アンケート調査実施（市内6,000事業所）（2月）
19年度	ごみ	・ 学校給食残渣等を対象とした生ごみ資源化モデル事業の実施（4月） ・ 「第5期市川市分別収集計画」策定（6月） ・ 余熱利用施設（クリーンスパ市川）オープン（9月）
	その他	・ 循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）メンバーと協働で環境清掃部清掃ホームページ「ごみとリサイクル」を全面改訂し公開（4月） ・ 環境省が「一般廃棄物会計基準」「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定（6月） ・ 環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画を策定（3月）
20年度	ごみ	・ eモニターによる「ごみの処理とリサイクルに関するアンケート」を実施（6月） ・ 家庭ごみの収集運搬を入札により長期継続契約（3年間）で委託（10月） ・ 燃やすごみの特別収集（ハッピーマンデー収集）を開始（10月）
	し尿	・ 合併処理浄化槽の設置補助の対象を高度処理型のものに限定（4月）
	その他	・ 資源じゅんかん政策担当を循環型社会推進担当へ名称変更（4月）
21年度	ごみ	・ 特定家庭用機器再商品化法対象機器（液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機）の追加に伴い、市受入廃止（4月） ・ 市、(社)市川市医師会、(社)市川市歯科医師会、(社)市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で、在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定を締結（11月）

年 度	区 分	内 容
21年度	ごみ	・ビン、カンの中間処理を民間業者に委託（2月）
	その他	・市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）改定 ごみ処理編（9月） 生活排水処理編（3月）

◆環境清掃部の組織

○組織・人員（211人）

平成22年4月1日現在



○事務分掌

環境政策担当

- (1) 担当の庶務に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 環境審議会に関すること。
- (4) 環境調整会議に関すること。
- (5) 市の施設(クリーンセンターを除く。)に係るISO14001に関すること。
- (6) 環境学習の推進に関すること。
- (7) 新エネルギーに関すること。
- (8) 地球温暖化対策に関すること。
- (9) 生活排水対策推進計画に関すること。
- (10) 自然環境保全再生指針に関すること。
- (11) 自然環境の保全、創出及び再生の推進及び啓発に関すること。
- (12) 鳥獣飼養の登録票の交付及び販売禁止鳥獣等の販売の許可に関すること。
- (13) 環境清掃部の所管に係る事務事業の連絡及び調整に関すること。
- (14) 環境清掃部の事務分掌のうち、部内他の担当の所掌に属しない事項に関すること。

環境保全課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 環境の監視、測定、指導及び規制に関すること。
- (3) 環境保全協定の締結に関すること。
- (4) 公害防止に係る助成に関すること。
- (5) 公害に係る苦情の処理に関すること。
- (6) 公害に係る特定施設等の届出に関すること。
- (7) アスベスト対策に関すること。
- (8) 環境の調査及び研究に関すること。
- (9) 環境検査センターに関すること。
- (10) その他公害防止に関すること。
- (11) 空地の雑草除去に関すること。
- (12) ねずみ族及び衛生害虫の駆除に関すること。

循環型社会推進担当

- (1) 担当の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理の施策に係る総合調整に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の計画及び総合調整に関すること。
- (5) ごみの資源化及び減量の推進に関すること。
- (6) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (7) 廃棄物減量等推進員に関すること。
- (8) ごみのない街づくりに関すること。
- (9) し尿の収集運搬に関すること。
- (10) 財団法人市川市清掃公社との連絡に関すること。

清掃施設担当

- (1) 担当の庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設等の建設等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設建設等基金の管理(運用を除く。)及び処分に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設等の延命化に関すること。

廃棄物対策担当

- (1) 担当の庶務に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事。
- (3) 事業系一般廃棄物の適正処理の指導に関する事。
- (4) 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積事業の許可及び指導監督に関する事。
- (5) 産業廃棄物対策に係る関係機関との連絡調整に関する事。

清掃事業課

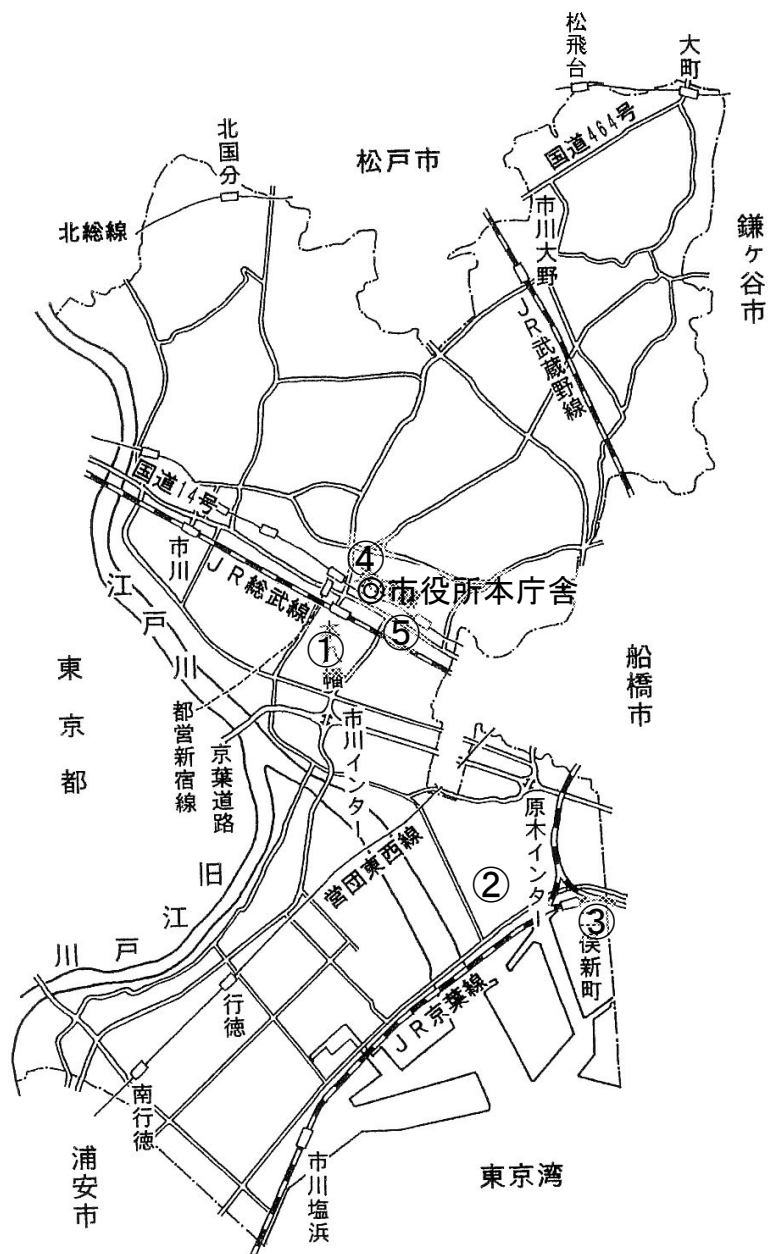
- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) ごみの収集運搬及び委託業者の指導監督に関する事。
- (3) 資源ごみの回収に関する事。
- (4) 不法投棄物に関する事。
- (5) 犬猫死体の収集運搬に関する事。

クリーンセンター

- (1) センターの庶務に関する事。
- (2) センターの見学者への広報啓発に関する事。
- (3) ごみの計量及び搬入調整に関する事。
- (4) 焼却炉、破砕機及び犬猫死体焼却炉の運転業務に関する事。
- (5) 発電及び電気の供給に関する事。
- (6) 電気、機械設備等の保守点検に関する事。
- (7) 焼却残渣等の処分に関する事。
- (8) センターにおけるISO14001の運用及び進行管理に関する事。
- (9) 衛生処理場に関する事。
- (10) センターの維持管理に関する事。
- (11) 余熱利用施設運営事業に関する事。

※浄化槽に関する事（浄化槽清掃業の許可及び指導監督を含む）については、
水と緑の部河川・下水道管理課が担当

○施設配置



	課名・施設名	所在地	電話番号
①	環境政策担当	南八幡2-18-9 (分庁舎B棟)	047(320)3976
	清掃事業課		047(320)3973
	環境保全課	同上 (分庁舎A棟)	047(320)3977
	循環型社会推進担当		047(320)3971
	廃棄物対策担当		047(320)3972
②	クリーンセンター	田尻1003番地	047(328)2326
	環境検査センター		047(327)9282
	清掃施設担当		047(328)5374
③	衛生処理場	二俣新町15番地	047(327)0288
④	河川・下水道管理課	八幡4-2-1 (八幡分庁舎)	047(332)8741
⑤	リサイクルプラザ	鬼越2-18-17 (JR総武線高架下)	047(335)9951



キラリン・ピカリン

魔法のほうきで、困難なごみ処理問題を一掃したいとの願いを込めた市川市の清掃キャラクターです。

ごみ処理の「暗い」「汚い」といったマイナスのイメージを、「清潔」「明るい」「親しみやすい」ものに変えて、ごみ問題をより身近に感じてもらえるようにと、平成2年に作成しました。

〒272-0023 市川市南八幡2丁目18番9号
(分庁舎A棟)

市川市 環境清掃部 循環型社会推進担当

TEL: 047(320)3971

FAX: 047(370)9160